

濟定檢省部文

書科教新事家

卷下

磨吉澤石

著

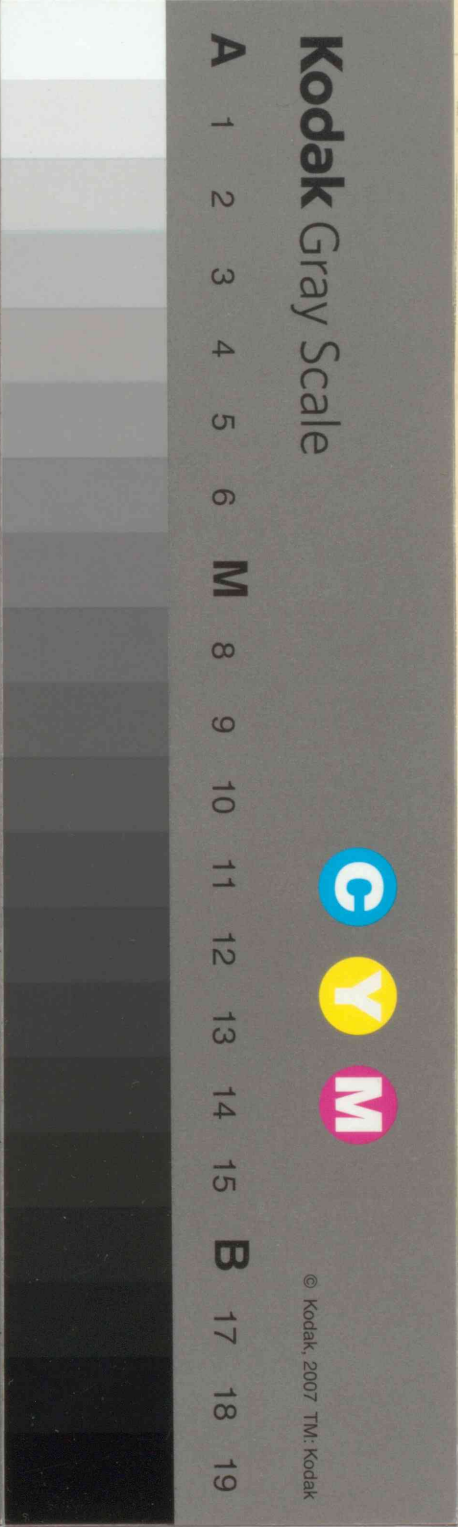
京東
版藏堂成集

教
42
200



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

41231

教科書文庫

4
910
42-1930
20000 71965



資料室

教科書文庫
4
910
42-1930
2000071965

昭和五年十一月一日

文部省檢定濟

高等女子學校師範學校家事科教科書

家事新教科書

下卷

奈良女子高等師範學校教授

石澤吉磨

著



東京

集成堂藏版

46
900
BB5

第四学年
関城保子

凡例

- 一、本書は高等女學校・實科高等女學校・師範學校教授要目に據り、これ等諸學校の家事教科書に充てる爲に、編纂したものである。
- 二、教材は家庭に適切な基本的・代表的事項を採り、その内容は、現代生活に添はせるため科學生活化・社會生活化・藝術生活化及び國民生活化の改善を加へ、その排列は論理的・心理的要件に據り、更に學習上の便を圖つて季節の關係を顧慮したのである。
- 三、聯絡については、特に理科との關係に留意し、理科教授との重複を避けたと同時に、理科の概念を家事に演繹し、以て應用工夫の能力を養はんことを力めたのである。

四、實習教授は、普通教授事項の技術的表現であるから、普通教授を受けてこれを課すべきものと見做したのである。五、欄外には、主に欄内記載事項を解説し、欄内には多くの説明圖と参考圖とを加へ、以て教授と學習との便を圖つたのである。六、全篇を通じて、衛生と經濟と審美と道德との四概念を中心とし、全人的生活完成の下にこれを統一したのである。七、記述の様式は簡明を主とし、學習上概念整理の便と、教授上斟酌説明の餘地とを存し、以て教科書の活用を期したのである。

昭和五年六月

著者識

家事新教科書 下卷

目次

第一篇 看護	一
第一章 看護の心得	一
第一節 看護の必要	一
第二節 病氣の種類	二
第三節 受診	二
醫師の選定、受診の心得	
第四節 看護人の心得	四
看護人の身體、看護人の精神、見舞人の取扱	
第二章 病人の衣食住	五
第一節 病室	五

位置・廣さ・設備・清潔・整頓

第二節 病衣・病床……………六

病衣・病床

第三節 食物……………八

種類・分量・食事法

第三章 藥用・繃帶……………一〇

第一節 藥用……………一〇

藥の種類・内用藥・外用藥

第二節 繃帶……………一七

目的・用布用法(卷軸帶・三角巾注意)

第四章 病狀觀測・介抱……………三三

第一節 病狀の觀測……………三三

顔貌・體溫・脈搏・呼吸・便通・日記

第二節 病人の介抱……………三七

發熱・發汗・便通・睡眠・床ずれ・入浴・せき・嘔吐・腹痛

第五章 應急手當……………三三

第一節 一般の手當……………三三

打撲・創傷・火傷・凍傷・咬傷・整傷・出血・卒倒・食物中毒・眼中異物・溺没

第二節 特別の手當……………三六

回復期の養生・危篤者の取扱

第六章 傳染病……………四〇

第一節 種類……………四〇

コレラ・赤痢・腸チフス・バラチフス・發疹チフス・痘瘡・猩紅熱・デフテリヤ・ペスト・流行性腦脊髓膜炎・流行性感冒・肺結核・マラリヤ・トラホーム

第二節 豫防法……………四五

抵抗力の増大・中介物の除去・侵入門の防禦・豫防注射・病

人の隔離、病原體の撲滅……………
第三節 消毒法…………… 四七

方法、燒却、消毒、煮沸、消毒、蒸氣、消毒、藥物、消毒、消毒會社
第四節 家庭常備藥…………… 五〇
常備藥の必要、常備藥の種類……………

第二篇 養老…………… 五三

第一章 精神慰安…………… 五三

第一節 尊敬・同情…………… 五三
尊敬・同情……………

第二節 安心・娛樂…………… 五四
安心・娛樂……………

第二章 身體保養…………… 五五

第一節 衣服・食物・居間…………… 五五
衣服・食物・居間……………

第二節 運動・入浴・睡眠…………… 五七
運動・入浴・睡眠……………

第三節 病氣・保養…………… 五八
病氣・保養……………

第三篇 育兒…………… 五九

第一章 育兒の務…………… 五九

第一節 母としての務…………… 五九

第二節 母としての喜…………… 六〇

第二章 胎兒の保護…………… 六一

第一節 妊娠の徵候…………… 六一

第三章 出産…………… 六二
身體の異狀、産婆……………

第二節 身體の注意…………… 六三

衣服・食物その他……………

第三節 精神の注意……………五

心行

第三章 出産……………六

第一節 準備……………六

産衣・襦袢・夜具・産具・産院

第二節 出産……………七

出産・届出

第三節 産後……………六

身體・精神・食物・育児日記

第四章 健康兒の發育……………七

第一節 健康兒の特徵……………七

第二節 心身の發育……………七

發育概況(身體・精神)標準體格

第五章 初生兒の保護……………五

第一節 入浴・臍帶……………五

入浴・臍帶

第二節 便通・襁褓……………六

便通・襁褓

第三節 衣服・睡眠……………六

衣服・睡眠

第四節 泣聲・初毛……………六

泣聲・初毛

第六章 乳兒の哺育……………六

第一節 哺育法の種別……………六

第二節 母乳哺育……………六

長所・方法・注意

第三節 母乳哺育……………六六
 場合・選定指導……………六八

第四節 牛乳哺育……………九〇
 場合・短所方法・哺乳器……………九二

第五節 煉乳哺育……………九六
 場合・短所調乳……………九八

第六節 混合哺育……………一〇二
 場合方法・結果……………一〇四

第七節 乳兒院・託兒所・小兒保健所……………一〇七
 乳兒院・託兒所・小兒保健所……………一〇九

第七章 生齒・離乳……………一一一
 第一節 生 齒……………一一三
 生齒の時期・身體の異狀・哺乳の注意……………一一五

第二節 離 乳……………一二九

第八章 幼兒の衣食住……………一二六
 離乳の時期・離乳期の食物・離乳後の食物……………一二八

第一節 衣 服……………一〇一
 地質・形狀・着せ方・附屬品……………一〇三

第二節 食 物……………一〇四
 主食・間食……………一〇六

第三節 居 間……………一〇五
 位置・様式・設備・整頓……………一〇七

第四節 睡 眠……………一〇六
 時間・獨寢・夜具・睡眠狀態……………一〇八

第九章 幼兒の保育……………一〇七
 第一節 心 情……………一〇七
 徳目・誠實・禮儀・同情・規律・指導……………一〇九

第二節 玩 具……………一〇九

選定指導

第三節 繪畫・手工……………二二

選定指導

第四節 遊 戲……………二三

選定指導幼稚園

第一〇章 兒童の教育……………二五

第一節 義務教育……………二五

就學の義務、通學の心得

第二節 學校との連絡……………二六

連絡の必要、連絡の方法

第三節 朋友・讀物・體育……………二七

朋友・讀物・體育

第一章 小兒病……………二八

第一節 乳兒に多い病氣……………二八

初生兒膿漏性結膜炎・乳兒營養障害・消化不良・驚口瘡

第二節 幼兒に多い病氣……………二九

麻疹・百日咳・腦膜炎・小兒急癩・疫痢・蛔蟲

第四篇 家事經濟……………三三

第一章 家事經濟の概念……………三三

第一節 家事經濟の意義要旨……………三三

家事經濟の意義、家事經濟の要旨

第二節 家事經濟の特質……………三三

家事經濟の特質

第三節 家事經濟の改善……………三五

家族本位の經濟、社會協調の經濟、財貨消費の進歩(正當な慾望、適當な財貨、合理的の消費)

第二章 財 産……………三七

第一節 財産の種類……………三七

有形財産・無形財産

第二章 財産目録……………二六

様式・記入・利益例……………二七

第三章 収入……………三〇

第一節 収入の意義・種類……………三〇

意義・収入の種類・所得の種類……………三一

第二節 財産所得……………三二

地代・利子……………三三

第三節 勤勞所得……………三三

俸給・給料・賃銀・報酬・利潤……………三四

第四節 収入の安定……………三四

収入源を多種多様にする事、勤勞所得者を一家二人……………三五

以上にすること……………三六

第四章 支出……………三六

第一節 支出の意義・種類……………三六

第一節 意義・種類……………三七

第二節 支出科目……………三七

科目の分割、科目の増減……………三八

第三節 支出費分配率……………三八

家事費支出總額、支出費分配率……………三九

第五章 收支の調節……………四一

第一節 収入の増加……………四一

財産所得の増加、勤勞所得の増加……………四二

第二節 支出の減少……………四二

安價な買入、消費の合理化……………四三

第六章 豫算・決算……………四四

第一節 豫算……………四四

意義・必要・見積・實例・實行……………四五

第二節 決算……………四五

意義・必要方法

第三節 剩餘・不足處置……………一五一

剩餘・不足

第七章 貯蓄・保険……………一五

第一節 貯蓄の必要方法……………一五

必要方法

第二節 貯蓄の種類……………一五四

銀行預金・金銭信託・郵便貯金・有價證券

第三節 保険の必要方法……………一五

必要方法

第四節 保険の種類……………一五九

人事保険・財産保険

第八章 家計簿記……………一六一

第一節 家計簿記の必要……………一六一

第二節 家計簿記の帳簿……………一六二

種類・記入

第五篇 家庭管理……………一六四

第一章 管理の方針……………一六四

第一節 科學主義……………一六四

設備の完成、秩序の規定、分擔の確定

第二節 人格主義……………一六五

自治と協同・雇人

第二章 管理の方法……………一六六

第一節 家財書類……………一六六

家財整理・保存書類

第二節 行 事……………一七〇

行事の種類、行事の社會的規律

第三節 交 際……………一七一

心情・禮儀・訪問・贈答・知友・親戚
第四節 公的義務……………一七三

國家社會

第五節 家庭日記……………一七四

第三章 結論……………一七五

第一節 家庭の良習……………一七五

勤勉・節儉・清潔・整頓

第二節 善良な家庭……………一七六

平和・家風・主婦の任務・女子の本分

附 録

家計簿記用諸帳簿様式例

家事新教科書 下巻目次 終

花生鉢用花卉植物



(一) ヤリラネシ (二) スンシヤヒ (三) ヤリダ (四) シンハンゼーノ
(五) ヤジリフ (六) ナンカ (七) ビトーニス (八) プツリウエチ

病者から見て
分けられたら
飯酒者にかつ

合理的な看病
が必要である

看護に必要なことは、(1)親切同情の精神と、(2)合理有効の方法とである。然るに女子は親切同情の精神に富むから、豫め合理有効の方法を學習して置けば、看護の務を完ふすることができる。

第二節 病氣の種類

病氣とは、身體の或器官が異常の症候をあらはすことである。而してその異常がいづれの器官にあるかに依て、通常内科・外科・整形外科・産婦人科・精神科・皮膚梅毒科・耳鼻咽喉科・眼科・小兒科・齒科の一分科に分け、更に内科から消化器病科・呼吸器病科を分け、皮膚梅毒科から泌尿性病科を分けることもある。而してこれ等の病氣を治療するには、精神療法・食物療法・藥物療法・手術療法・物理療法等を施すものである。
レントゲン 太陽光線

第三節 受診

病氣の時は、早目に醫師にかかるのが安全であり、醫師にかかる

親

一、遠慮はない

二、經濟的

三、便利

堂々

一、受診の心得

二、受診の心得

三、受診の心得

四、受診の心得

五、受診の心得

六、受診の心得

七、受診の心得

手洗の時に、消毒液あらば、それをも出すがよい。

には、左の心得が必要である。

一、醫師の選定

- 1、専門 病氣に應じ、適當な専門醫又は専門病院を選ぶ。
- 2、學徳 學識は深く、經驗に富み、技術に達し、人格高き醫師を選ぶ。慣れぬ土地に轉居した時は、豫め醫師病院の所在、専門等を知人にたづねて置く。

二、受診の心得

- 1、招聘 來診を乞ふには、豫め住所、氏名、年齢、病狀を簡明に知らせ、來診の準備に便利にする。
- 2、診察 診察を受けるには、醫師の間に應じて正直に容態を告げる。

三、診後

診察後は、手洗湯・石鹼・タオル等を出す。醫師にかかつた以上は、十分にこれに信頼し、全快が遅いとて妄

病人又は看護人から、主治醫に向つて立會醫を強要するが如きは、よろしくない。

に醫師を換へてはならぬ、經過が不明になつて、治療上に不利なことが多い。

第四節 看護人の心得

醫師は専門の學理と經驗とによつて、(1)病氣を診断し、(2)治療意見を定め、(3)藥劑を處方し、又は手術を施し、(4)看護方針を指圖する、故に看護人は醫師の指圖を守り、左の心得を以て看護する。

一、看護人の身體

1、健康 看護人は常に己の健康に注意する。

2、動作 靜に沈着に、且機敏にする。

3、世話 病人の心を察してよく世話し、不自由を感じさせぬ。

二、看護人の精神

1、親切 何事によらず親切に看護する。

2、同情 溫容、溫言を以て病人をいたはる。

3、慰安 醫師の許しを得なば、病人の好みによつて、新聞、雜誌等を讀み聞かせなどして、これを慰める。

三、見舞人の取扱

1、入室 病人の安靜を破らぬため、妄に見舞人を病室に入れぬ。

2、談話 病人を疲れさせぬため、見舞人を病室に入れても、長く病人と談話をさせぬ。

3、その他 病人の心身を害さぬため、見舞人と看護人とは病室に於て耳語、雜談、喫煙、喫茶等をなさぬ。

第二章 病人の衣食住

第一節 病室

一、位置 靜かで、空氣清く、日あたりおだやかで、陰濕ならぬ室がよい、故に道路にそへる西向の室の如きは、不適當である。

耳語・雜談は病人の心を亂し、喫煙・喫茶は多くは病人に禁じられてゐるものだから、見舞人や看護人が病室内でこれを遠慮すべきものである。

強い直射日光は刺戟が強く、病人の苦しみを増させることがある、故に

病氣の種類によつては、病室をうす暗くすることもあつて、例へば眼病又は腦充血等の場合の如きである。

ベッテンコーフェル氏の炭酸ガス標準説では、健康體に對する空氣中の炭酸ガスの最大量は〇・一%であるが、病人に對しては〇・〇七%を以て最大とする。

夜間は鉢植を室外に取出すがいよい。掃除の時は、動かしても差支なき病人はこれを隣室に移す。

上衣は絹織物でも下着は木綿織物にし、シャツ・股引などを用ひさせぬ

二、廣さ 病床を置き、介抱に差支なく、且空氣を清く保つに足るべき廣さを要する、故に六疊乃至八疊敷の室を選ぶ

三、設備 (1)室内の明るさをおだやかにするため、晝は窓掛、夜は電燈カバーなどで光を加減し、(2)換氣は外氣を間接に室内に導き、炭酸ガス量は〇・〇七%よりも増さぬやうにし、(3)温度は通常一八度

か一九度、(4)關係湿度は六五度位にする。

四、清潔整頓 毎朝病人の目ざめた後に、靜に室内を掃除整頓し、生花・鉢植等を置いて樂ませる、掃除中は病人の顔を白布で覆ふがい。

い。

一、病衣

1、選定 軽く軟らかで、臥床・着脱に便利な廣い筒袖形のものにし、殊に肌着は皮膚を刺戟せず、洗濯消毒に堪へる白木綿地を用ひ

る。

2、清潔 屢、着換へさせて日光にさらし、又は洗濯をする。

3、着換 着換は、日中の暖かい時刻にさせ、病體を多く動かさぬやうに工夫する。

二、病床

1、位置 室が廣ければ中央に置き、狭ければ足方と左又は右の一方とを明けて片寄せ置き、病人の介抱に便利にする。

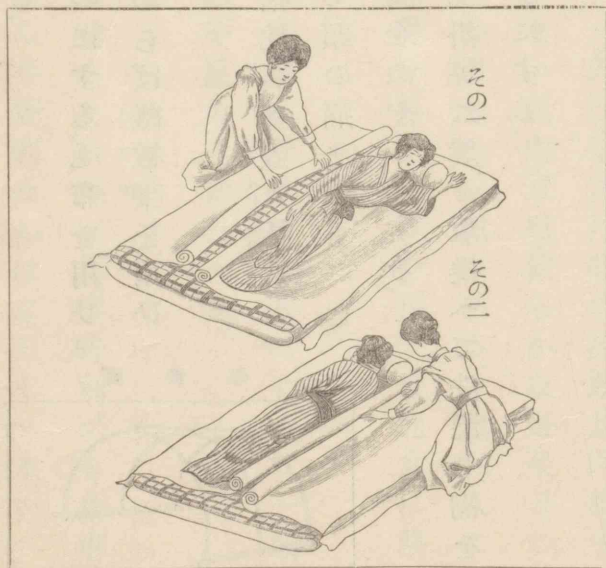
2、敷蒲團 厚く軟らかな綿蒲團を二枚重ねるか、或は藁蒲團の上に綿蒲團を重ねる。

がいよい、診察・服用・更衣等に不便だからである。

寢臺を用ひれば介抱に便利である、寢臺は金屬製は木製よりも價は高いが消毒や清拭に便利である。

- 1、位置 室が廣ければ中央に置き、狭ければ足方と左又は右の一方とを明けて片寄せ置き、病人の介抱に便利にする。
- 2、敷蒲團 厚く軟らかな綿蒲團を二枚重ねるか、或は藁蒲團の上に綿蒲團を重ねる。

藁蒲團の上に綿蒲團を重ねる。



病褥敷布交換

羽毛蒲團・毛布ならば、綿蒲團よりも軽く軟らかで弾性がある。
離被架は蒲團の重さを支へるためのものである。

蒲團のカバーは白布を用ひ、ボタン付にして、取はづし易くする。

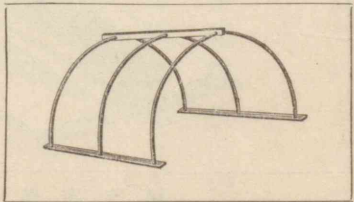
ねて、身當りを軟らかにする。

3、掛蒲團 軽く軟らかなものにする。毛布を用ひてもよい。もし局所に痛みあらば離被架を用ひる。

4、枕 空氣枕海綿狀ゴム入括枕蕎麥殼入括枕の如き、軟らかで弾性があつて、頭の痛まぬものを選び、高すぎて頸部・胸部を屈せぬやうにする。

5、清潔 蒲團のカバー・敷布・枕掛等は、屢々取換へて洗濯し、糊を弱く仕上げ、肌ざはりを軟らかにする。

架被離



病人の食物は、(1) 榮養を完備させること、(2) 消化し易くすること、(3) 主眼とするが、腎臓病・糖尿病の如く、食物療法の大切なものもあるから醫師の指圖を受けねばならぬ。

第三節 食物

一、種類

1、配合 醫師の治療意見に適せる食物中から、榮養分多く、消化し易く、嗜好に適せるものを選んで配合し、且絶えず變化させる。

2、種類 (1) 牛乳・葛湯・重湯・スープ・肉汁・果實汁等の流動食、(2) 粥・半熟卵・アイスクリーム・脂肪の少ない魚肉・豆腐・軟らかな野菜等の易消化食、(3) 難消化物を除いた普通食の三種がある。重病人には流動食をあたへ、回復するに従ひ、易消化食を経て普通食に移らしめる。

二、分量 食物の分量は、病氣の種類・症狀及び経過によつて一様でないから、醫師の指圖を受け、過不足なくあたへる。

三、食事法

1、時刻 眠つて居るか又は食慾のない時は、食事時刻でも食事を強ひぬがよい。しかし甚だしく不規則なのはよろしくない。

病氣に適せる食品の配合とは、糖尿病には炭水化物量を少なくし、腎臓病には蛋白質量を少なくするが如きものである。
重湯を粥汁とも書く。
葛湯。葛粉に砂糖と食鹽を加へて味をつけ、少しの水で練り、これをかき廻しながら透明になるまで熱湯を加へる。
重湯。米一五〇瓦(一合)に水二立位を加へ、半容に煮つめて濾し、食鹽を加へて味をつける。
スープ。鶏卵・鶏肉・牛肉・葱・胡蘿蔔・馬鈴薯等を細かに切り、水を加へ長時間煮て液

外用薬
内用薬

汁を探り、食鹽を加へて味をつける。粥。米一五〇瓦に水一立位を加へてさらりと煮上げ食鹽を加へて味をつける。重湯から粥に移るには、左の順序にすれば安全である。三分粥。粥三分に重湯七分を加へる。五分粥。粥五分に重湯五分を加へる。七分粥。粥七分に重湯三分を加へる。全粥。粥だけで重湯を加へない。醫藥の分量には一定の極量があるものは少なくない、極量には一日及び一回の二種があり、主として劇薬であるからこれを

- 2、坐食 起き返り得る病人には、坐つて食はせる、嚥下にも便利で、胃の落着もよい。
- 3、臥食 起き返り得ぬ病人には臥したままで食はせる、この際流動食は急須又は吸吞器を用ひる。

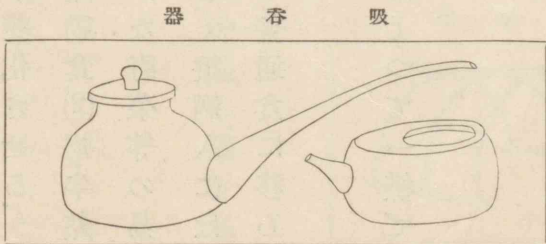
第三章 薬用繃帯

第一節 薬用

一、薬の種類 醫藥には、内用薬と外用薬とがある、故にこの區別に注意し、その使用回数時刻分量等は醫師の指定を受ける。

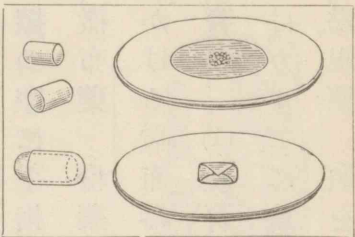
二、内用薬

- 1、水薬 よく振つて液の上下を混じ、指定量を別器に移して靜に



過ごせば危険である。別器に移さず飲ませれば分量をあまりることがある。

囊膠 (む包を薬散) トーラフオ



飲ませる、この際起き返り得ぬ病人には吸吞器又は急須を用ひ、乳兒には乳首を用ひれば便利である。

2、散薬 口内を濕ほして薬を舌にのせ、微温湯で飲ませる。飲みにくい薬ならば、オブラートに包んで飲ませる。オブラートには硬性と軟性とがある、硬性のものは小皿の水にしめして軟らげ、その中央に散薬をのせ、箸で四方から折返して包み、軟性のものはそのままに包む。

- 3、丸薬錠劑 多くは味のわるい薬を含んである、故に舌の後方のせ、嚙まずに微温湯で一氣に飲ませる。
- 4、滴劑 滴瓶を用ひ、滴數を數へながら水又は砂糖水に滴下して飲ませる。

瓶 滴



丸薬又は錠劑を嚙めば、げい味を感ずるから、そのまま飲めば、胃に入つて溶解、薬の作用をあらはす。滴劑は、水などに一定の滴數だけ加

へて飲む、興奮劑
のホフマン液の如
きものである。
ホロタン
あけさう
し解

別器に移さずに使
用すれば、瓶内の
薬液を汚がす。

沃土
沃土カリ
沃土

- 5 油劑 飲みにくいから、水番茶などに浮べて一氣に飲ませる。
 - 6 浸劑煎劑 指定量の熱湯に入れ、浸劑は約五分間振付け煎劑は約三〇分間煮沸した溶液を、適度に冷やして飲ませる。
- 三、外用藥

- 1 塗布藥 適量を別器に移し、毛筆で患部に塗る。もし衣服をけがすものならば、塗布部に繃帯をする。
- 2 塗擦劑 適量を分取し、手指で患部にすりこむ。水銀劑ならば塗擦の際に手指を犯すから布で被ふ。
- 3 撒布藥 粉藥を毛筆などに含ませ、指で軽くはじき患部にふりかける。撒布器を用ひれば便利である。
- 4 膏藥 (1) 硬膏は、少し暖めて軟らかにし、紙にのべて貼る。(2) 軟膏は、ガーゼに塗つて貼り、絆創膏又は繃帯で支へる。
- 5 點眼藥 頭を少し仰向け、左手で瞼を開き、右手に點眼器を持つ

$$\frac{5}{200} \times 100 = \frac{200}{200} = 1$$

内眦に點入すれば
直に薬液は流れ出
づる患がある。

吸入藥の例

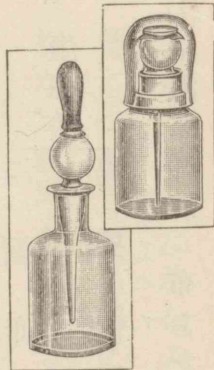
- 一、咽頭加答兒
 - 重曹 六〇
 - 食鹽 三〇
 - 水 三〇〇
- (右) 日數回
 - 鹽剝 五〇
 - 水 三〇〇
- 二、喉頭炎
 - 水 三〇〇
 - 明礬 二〇
- (右) 日數回
 - 重曹 一〇
 - 食鹽 一〇
 - 水 三〇〇
- (右) 日數回

吸入器

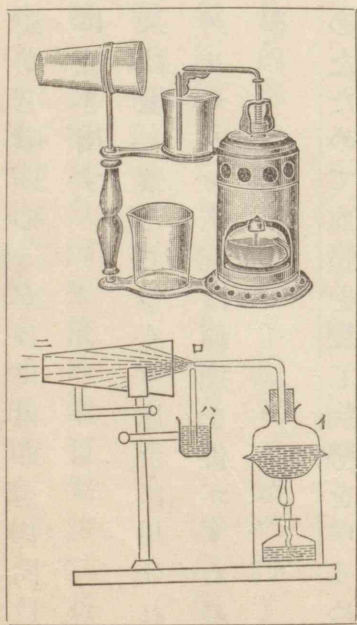
イは湯釜。
ロは噴出口。
ハは薬液。
ニは吸入口。

吸入器使用上の注
意
(1) 罐には熱湯を入
れて、直に沸騰す
るやうにする。
(2) 熱湯は罐の容積
三分二以下を入れ
て湯玉のふき出さ

點眼器



吸入器



て外眦に點入し、直に眼を閉ぢる。

6 吸入藥 咽喉・氣管支等に作用させ
る藥である。揮發性のものは瓶口か
ら直に吸ふか、又は綿マスク等に含
ませて吸ひ、不揮發性のものは水溶
液にして吸入器で吸ふ。吸入器は圖の如く、罐(イ)に發生した水
蒸氣が(ロ)からふき出す時、薬液を(ハ)から吸ひ上げ、霧にして(ニ)に
送る。依て(ニ)の前方に
口を開いて吸ふ。

7、うがひ藥 口内又は
喉頭を洗ふ藥である。
適量を別器に取つて
口に含み、口内のうが

水銀座薬

ぬやうにする。
 (2) 始め一分間位は霧の粒は大きいので危険だから吸入させぬ。
 (4) 吸入時には衣服の濡れぬやうに、白布で胸部を被ふ。
 (5) 一回の吸入量は附屬の薬液コップに二杯位である。
 (6) 一日の吸入回数、三回か四回である。
 うがひ薬の例
 咽喉加答兒
 水 9.0
 硼酸 30.0
 (右一日數回)
 明礬 10.0
 水 50.0
 橙皮舎 10.0
 (右一日數回)

硼酸冷電法液
 水 100.0
 硼酸 6.0

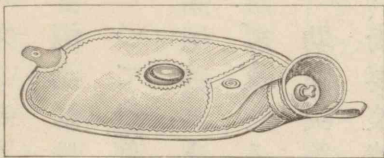
ひには頬と舌とで薬液を動かして、喉頭のうがひには頭を仰向け、呼吸で薬液を動かした後に吐き出す。
 8、坐薬 體温でとける脂肪又は蠟と薬とでつくり、患部に用ひればとけて薬は作用する。グリセリン坐薬は、便通を促がすために直腸に用ひるものである。
 9、罨法 患部を冷やし又はあたたためて、血圧を變じ、病勢をゆるめ、痛みを去るもので、左の諸法がある。

- 冷罨法 冷濕布罨法
- 温罨法 温濕布罨法
- 湯婆・懷爐等……乾性温罨法
- 温濕布罨法……濕性温罨法
- (1) 冷濕布罨法 布をたたみ冷水又は冷薬液に浸し、軽く搾つて患部にあてる。頭痛鼻血結膜炎等に用ひる。

空風
 二不良導體
 頭にとつ
 つかない
 洗水又
 は洗器
 水に
 新し
 水

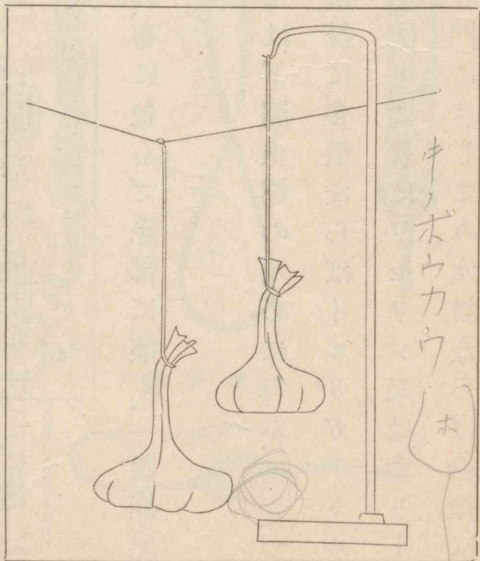
氷は布に包んで打ち砕くがよい、もし布に包まずに打ち砕けば、周圍に飛ぶ、又布に包まずに、細い針又は釘をあて、金槌で打ち砕いてもよい。
 氷囊使用後は清洗して内部に少しの空氣を入れ、兩面の固着せぬやうにして乾かし、乾いた後、ゴム製のものは内外兩面に澱粉をふりかけ、膀胱製のものにはナフタリン又はパラゾールの如き防蟲劑を施し、箱入にして保存する。
 パラゾールは殺蟲劑の有効なものである。

枕水製ムゴ



(2) 氷囊罨法 氷囊に指頭大にくだいた氷を入れ、絲でつりさげ、患部に一枚か二枚の布をあてた上に置く。特に後頭部を冷やすには氷枕を用ひる。氷枕には氷と水とを入れ、内部の空氣を追ひ出して、頭に接する部が空氣に隔てられぬやうにする。適用症は、冷濕布罨法に同じである。

(絲張び及臺囊氷) 法用使囊氷



(3) 温濕布罨法 温湯又は温薬液の濕布罨法で筋肉レウマチス、水泡性結膜炎等に用ひる。

保存
 破れ
 やす
 水

繃帯の用法上の種類

- 一、環行帯
- 二、螺旋帯
- 三、折轉帯
- 四、龜甲帯
- 五、麥穗帯
- 六、帽狀帯
- 七、隻眼帯

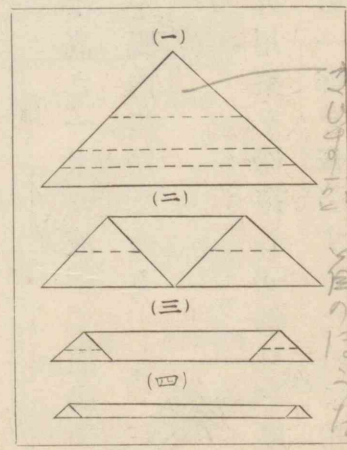
る。

二、用布 卷軸帯と繃帯巾とがあり、繃帯巾には更に四角巾と三角巾とがある、普通に用ひるものは卷軸帯と三角巾とである。(1)卷軸帯は、長さ一反又は半反の繃帯木綿を、四裂乃至八裂にして巻き、(2)三角巾は大幅金巾を四角に切り、更に斜に半切し、或は更にこれを斜に半切したものである。

三、用法

(一)卷軸帯 巻き方に左の數種がある、巻くべき身體の部位に應じ、その一種又は數種を併用する。

1、環行帯 卷軸帯の始めと終りとに用ひるもので、同一部に環狀に二回か三回巻く。

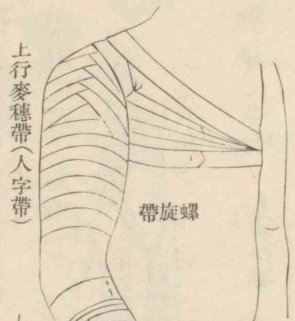
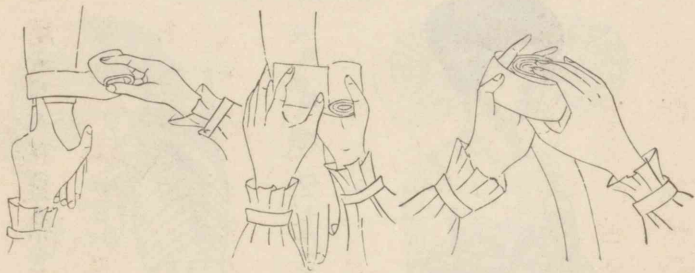


方り折の巾角三

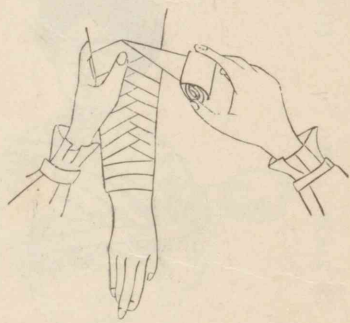
- 八、隻眼帯
- 九、手套帯
- 一〇、提乳帯
- 一一、その他

繃帯用法圖(一のそ)

方卷帶軸卷 (一のそ)帶行環 (二のそ)帶行環

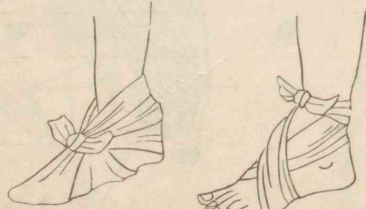
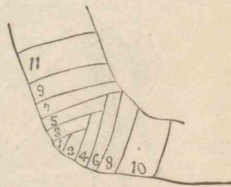


折轉帶



三角巾(手)

龜甲帶(肘)



三角巾(足)

(二のそ) 圖法用帶繃



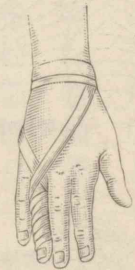
單提乳帶(その一)



手指麥穗帶(人字帶)



同 上(その二)



不全手套帶



複提乳帶

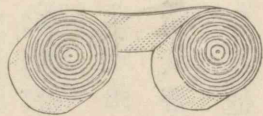


全手套帶

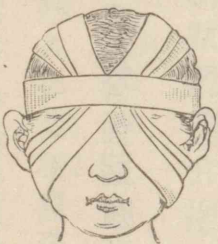
(三のそ) 圖法用帶繃



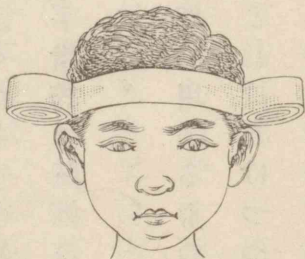
隻眼帶



帽狀帶(その一)



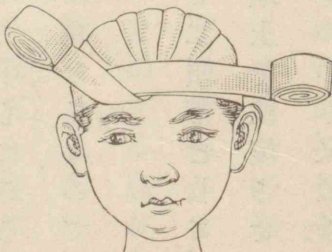
雙眼帶



同 上(その二)



四角巾



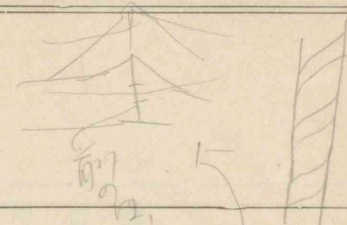
同 上(その三)



四角巾



同 上(その四)



- 2 螺旋帶 太さの等しい部に用ひるもので、毎回少しづつずらし
て螺旋形に巻く。
- 3 折轉帶 太さの異なる部に用ひるもので、毎回折り返して山形
に巻く。
- 4 龜甲帶 膝肘の關節部に用ひるもので、内側で交叉して8字形
に巻く、關節の中心から巻き始めて上下に遠ざかる遠心法と、關
節の上下の遠くから巻き始めて中心に終る求心法とがある。
- 5 麥穗帶 肩手指等の關節部に用ひるもので、關節の外側で交叉
して8字形に巻く。
- 6 帽狀帶 頭部に用ひるもので、二頭帶として、一頭で頭の周圍を
巻き、他頭をこれにかけつつ頭上を往復させる。
- (二) 三角巾 幅の広い部分で頭をつつみ、又は腕をつり、或は手甲、踵
等を被ひ、狭い兩端で結ぶ。

創口を消毒液で洗
ふとか、ガーゼ又
は藥を交換すると
かの必要のない限
りは、繃帯は解い
てはならぬ。

- (三) 注意 卷軸帶三角巾を用ひるには、左の注意を要する。
- 1 強さ 繃帯を巻き付ける強さは、適度に且平等にする、強きに過
ぎれば血行を妨げ、痛みを感じさせ、弱きに過ぎれば脱し易い。
 - 2 交換 創に施した繃帯は、妄に交換せぬがよい、何となればその
際、細菌は創口に入り、又は肉芽を損する患がある。
 - 3 解除 繃帯を解くには、患部に近く且患部にふれぬやうに手を
かけ、左右兩手に交代に丸め持ちながら靜に解く、もし固着した
ときは、消毒液で濡らし、軟らいた後に引き離す。

第四章 病狀觀測介抱

第一節 病狀の觀測

看護人は絶えず病人の顔貌、體溫、脈搏、呼吸、食物、便通及び睡眠等
を觀測して醫師の参考とし、看護上の指圖を受ける。

一度おぼゆると脈
は五ノ一十位
ふへる

不規律性脈搏。
一、間歇脈。時時脈搏の弱くなるもの。
二、缺損脈。時時脈搏の缺けるもの。
三、交互脈。大小不同の脈の交互するもの。
四、二對脈。二つの脈搏の密接するもの。
衰弱した病人が、急に胸肩部を動かして呼吸する時は、臨終の近きを示すことが多い。

健康體の平均數は左の通りである。

年	齡	一分間回数	年	齡	一分間回数
初生	兒	一三〇乃至一四〇	一〇乃至一五	七〇乃至七八	
二乃至五		九〇乃至九四	一五乃至五〇	七〇	
五乃至一〇		九〇	五〇乃至八〇	七四乃至八〇	

脈搏は手頸の動脈で測る、強く且平等なるがよい、弱いか、不規律であるか、年齢に伴なはぬかは、病狀不良の徴であるから、速に醫師の手當を受けさせる。

四、呼吸 健康な大人の呼吸數は、一分間に一六回乃至一八回で、初生兒は三五回乃至四〇回に達し、脈搏數の凡四分一である。これを測るには、手を胸部にのせて數へる。もし呼吸が浅く、數が多く、平靜でない時は、呼吸困難の徴であるから、醫師に急報する。

五、便通 (1) 大便の回数、通常大人は一日に一回で、初生兒は四回

大便がもし流動體なれば下痢といひ、三日間も便通がなければ便秘といひ、不随意に便通があれば失禁といふ。

か五回である。色は通常黄褐色で、形は圓柱狀で、硬さは軟固體である。(2)小便の回数は一定せず、色は通常帶黄色透明である。故に看護人は常に大小便を観察し、異狀あらば醫師の手當を受けさせる。
六、日記 看護人は病狀を観測してこれを看護日記に記し、醫師に示す。記入の一例は左の如くであるが、これを呼吸脈搏體溫表中に記入するのも便利である。

二月五年五和昭	顔 貌	便 通	睡 眠	薬 用	食 物	入 浴	備 考
	午前七時血色は悪いが安靜で苦しみはない。	午前六時小便二五〇ㄱ、微黄色透明。	午前六時眼さめる。	午前六時三分水薬。	午前七時半乳二〇〇ㄱ。		昨夜來安眠したが今朝に至りせき甚だしく痰が多い、食慾少なく、胃部に軽い痛みがある、依て湯薬をあたへる。午後體溫昇り少し逆上の氣味と疲れの様子とがある、靜に背部をな
	午前三時少しく血色はよいが疲れ	午後三時小便二〇〇ㄱ。	午後三時から約三分	午後四時三分水薬。	午後五時半重湯一杯。	午後七時入	
	た様子がある。	午後八時小便二五〇ㄱ。合計小便九五〇ㄱ。	間眠むる。午後九時から夜中眠むる。	午後六時散薬。	乳二〇〇ㄱ。卵黄一個。葛湯一杯。	浴異狀はない。	てたら少時間眠むる。

熱型とは、測つた體溫を體溫表に記入して變化曲線を得た時、この曲線によつて表はした體溫變化の有様である。

第二節 病人の介抱

一、發熱 熱型には、毎日規律正しく變るものもあり、全く不規律に變るものもある。又最高溫度と最低溫度との差にも大小がある。醫師はこれによつて病狀を察し適當な療法を施すから、微熱の時はそのまま安臥させ、高熱の時は頭部又は心臟部を冷やし、虚脱の時は身體を暖め、番茶又は葡萄酒などの興奮劑をあたへて、醫師の指圖を待つ。

二、發汗 發汗時には、ことさらに身體を冷やしてこれを止むることなく、自由に發汗させ、發汗後は風を引かぬやうに、手早く乾布で汗をふき取り着換へさせる。

挿込便器を靴形便器ともいふ、湯を入れてあたためるか、或は周圍に布又は綿をあてて、冷やかでないやうにして用ひさせる。大小便を醫師に示す必要あらば密閉して保存する。便秘の時には果實野菜などを食はせて調節し、妄に下劑をあたへぬがよい。燈光が強いと、病人の神経を刺戟して安眠を妨げる。

三、便通 (1) 歩み難

い病人で起き返り得る時は大小便には虎子をあたへ、起き返り得ぬ時は、大便には挿込便器をあたへ、小便には受尿器をあたへて便じさせ、直に室外に持出す、大便器内には二枚か三枚の新聞紙を敷き置けば掃除に便利である。(2) 歩み得る病人は、これを助けて便所に行かせる。



子 虎

器 便 込 挿

器 尿 受 用 子 女

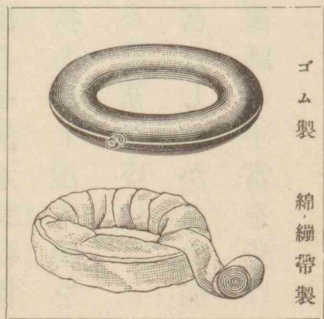
器 尿 受 用 子 男

四、睡眠 睡眠は最良の休息だから、これを妨げぬやうに静かにし、或はこれを促すために身體を軽くさすり、夜は燈光を弱めて刺戟をさけ、睡眠中は服薬檢温等のために強ひてさめさせぬがよい。
五、床ずれ 時時寝返りをさせて、床ずれの生ぜぬやうにする。床

床ずれを褥瘡ともいふ。

ずれは、多く臀部に生じ、始めは赤くなり、次で青味を帯びて痛み、遂に皮膚は破れる。故に着換時によく注意し、その徴あらば、一日數回づつアルコールでふき、環状枕を用ひさせる。
六、入浴 入浴に全身浴と局所浴とがあり、更に後者に座浴と手浴と脚浴とがある。(1) 全身浴は湯の溫度を加減し、身體をあたたため且洗ひ、手早く水分をふ

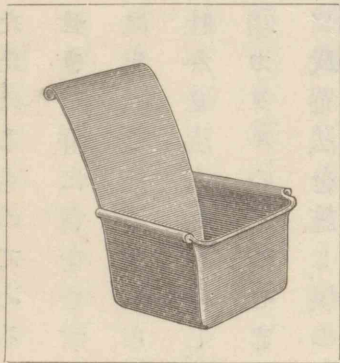
枕 状 環



ゴ ム 製

綿 綳 帶 製

器 浴 座



き取つて着衣させ逆上せぬやうにする。もし入浴中に疲勞又はめまひを來さば直に入浴をやめ、少量の番茶葡萄酒等の興奮劑をあたへる。入浴し難い病人ならば湯でしぼつたタオルで手早く全身をふく。(2) 局所浴は患部だけを藥湯で

痰壺は磁器製を用ひ、消毒液は五%の石炭酸液でよい、受器にこの消毒液を入れて置けば、これを洗ふにも便利である。

清水又は微温湯に少しの食鹽を溶かすこともある。

あたためるものである。

七、せき 靜に背をさする、痰の多い時は枕を高くし、或は半臥の位置を取らせる、痰は消毒液を入れた壺に吐かせ、混入物を檢し、異狀あらば醫師に知らせる。



壺 唾

咽頭カタルのため、せきの多い時は、頸部にプリスニツツ氏罨法を施し、痰の切れぬ時は、重曹食鹽の吸入法を施す。

八、嘔吐 嘔氣あらば水を少し入れた受器を與へ、帶をゆるめて腹部を安らかにし、靜に背をさすつて十分に吐き出させ、清水又は微温湯でうがひをさせる。吐出物は速に室外に持ち出し、混入物を檢し、異狀あらば醫師に知らせる。

九、腹痛 帶をゆるめ、腹に温罨法を施す、痛みが甚だしいか、又は痛みがながく續くか、或は痛みがしばしば起らば醫師の手當を受けさせる。

第五章 應急手當

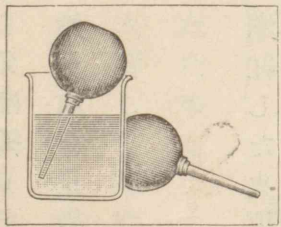
第一節 一般の手當

應急手當は醫師に託するまでの急變に應ずる手當であつても、しこれを怠れば、不良の結果を招くことがある。

一、打撲 打撲部に、直に冷罨法を施して充血や腫れを防ぐ、脱臼、骨折の時は、決して患部を動かしてはならぬ。

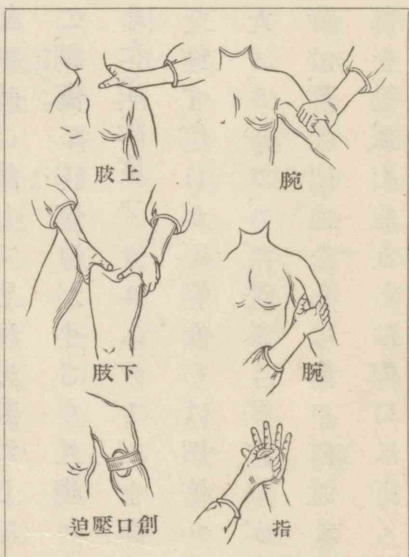
二、創傷 (1) 傷口が小さく且浅い時は、昇汞ガーゼをあてて、血を止めた後、沃度フォルムガーゼをあてて、壓迫繃帯を施す、傷口が不潔ならば四倍か五倍にうすめたオキシフルで洗ふ。(2) 傷口が大きく且深い時は、靜脈出血ならば傷口に近くて心臓に遠い部を、動脈出血ならば傷口に近くて心臓に近い

沃度フォルムガーゼは、ガーゼに沃度フォルムを吸はせたもので、黄色で特異がある。オキシフルは過酸化水素水である。



トイボス用 洗滌

オリーブ油・グリセリンの有り合せの髪油でもよい。ホスピンは調合製薬の賣品である。針を消毒するには、これをゆけばよい。
ビスミットを、次硝酸蒼鉛ともいふ。



止血の方法

部を強く壓し、又は縛り、更に(1)の場合の如く血を止め、繃帯をする。

三、火傷

1 第一度 潮紅した火傷は、オリーブ油・グリセリン、又はホスピンを塗つて繃帯

をする。

2 第二度 水疱を生じた火傷は、消毒した針を刺して内液をもら

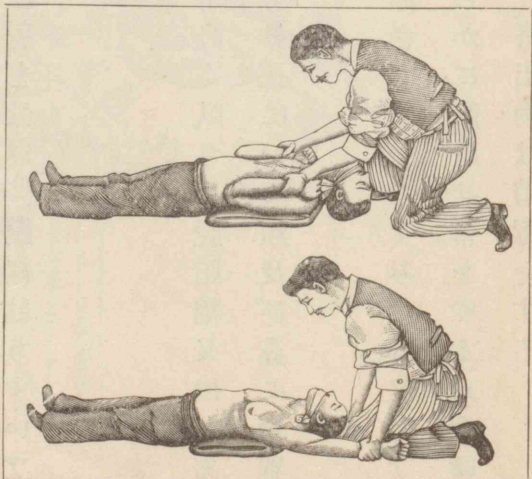
し、ビスミット末をふりかけて繃帯をする。

3 第三度 潰瘍した火傷は、硼酸軟膏・デルマトール軟膏等を塗つて繃帯をする。

四、凍傷

人工呼吸の一法は、圖の如き位置に仰臥させ、胸部に枕を置き、口を開かせ、先づ兩臂を胸部に縮め、次にこれを頭上に伸ばし、かくて普通の呼吸の速さで二時間か三時間これをくり返すのである。

人工呼吸の仕方



1、全身凍傷 寒さのために血の循環を害し、次第に全身の知覺を失ひ、手足は強直し、皮膚は青白くなる。手当法は風の當らぬ冷室に移し、衣服を去り、濕布で全身をこすり、手足の軟らかになつた時、人工呼吸を行ふ、知覺を生じたならば、少しの番茶又はコーヒーをあたへ、全身を乾布でこすり、毛布をかけ、暖かな室に移してあたためる。
2 局所凍傷 手足の霜焼けである、豫防法は毎日入浴して暖め、又は手足をこする。手当法は、赤くなつたものは、カンフォルチンキ又はメンソレータムなどを塗り、潰傷したものは第三度の火

傷の如くする。

五、咬傷・螫傷 蟲・蛇等に咬み又は螫された時は、直に傷口から毒を吸ひ出し傷口の上下を強くしばつて毒液のひろがることをふせぎ、次に(1)咬傷は四倍か五倍にうすめたオキシフルで洗つて繃帯をなし、狂犬の時は直に狂水病豫防注射を受け、(2)螫傷はうすいアンモニヤ水で洗つて繃帯をする。

六、出血

1、鼻血 鼻孔の出血である、先づ頭を高く臥させ、脱脂綿又は一%の鹽化第二鐵液に浸した脱脂綿を鼻孔につめ、額及び鼻に冷罨法を施す。

2、咯血 肺又は氣管の出血である、赤色で泡をふくみ、中性又はアルカリ性反應を呈する。先づ安らかに臥させ、帶をゆるめ、食鹽水を少し飲ませ、胸に冷罨法を施し、咯出物は消毒をする。

鹽化第二鐵を、過鹽化鐵ともいふ。

二人で病人を運搬の仕方



3、吐血 トキエツ 胃の出血である、黒褐色で胃液のために酸性反應を呈する。先づ安らかに臥させ、帯をゆるめ、胃部に冷罨法を施す。

七、卒倒 ソツタウ

1、腦貧血 顔は青白く、呼吸は浅く、脈は弱く且多い。先づ頭を低く足を高く臥させ、帯をゆるめて呼吸を自由にし、手早く顔に冷水を吹きかける、もしさめぬ時は鼻孔を羽毛で刺戟し、さめた後に、葡

搬運の病人



萄酒の如き興奮劑をあたへる。

2、腦充血 顔は赤く、脈は強く且少ない。先づ帯をゆるめ、頭を高く臥させ、頭及び心臟部に冷罨法を施し、足を暖める。

3、腦溢血 ソツチエツ 卒中ともいふ、顔はゆがみ、イヒキ 軀を發することが多い。先づ帯をゆるめ、頭を高く臥させ、頭に冷罨法を施し、灌腸を行つて

興奮劑として普通に用ひるものは、滴劑ではホフマン液であり、注射劑ではカンフオール、エーテルであり、興奮性飲料では葡萄酒・ブランドーの如きものである。



習實護看内院病社字十赤阪大徒生校學範師等高子女良奈

中毒せる病人に、
家庭に有り合はす
解毒劑を與へるこ
ともある、例へば
水銀劑中毒には生
卵又は牛乳を飲ま
せて凝固さ、銀
劑中毒には食鹽を
飲ませて沈澱さ
せ、酸類中毒には
重曹を飲ませて中
和するが如きであ
る、いづれも服用

便通をうながす。

4、日射病 はげしく炎天エンテンに曝されて起る。先づ涼しい場所に移し、帯をゆるめ、頭を高く臥させ、額に冷罨法を施し、さめた後に冷水を飲ませる。

5、ガス窒息 看護人が中毒せぬやうに注意して救ひ出し、よい空氣の場所に移し、帯をゆるめ、人工呼吸を行ひ、顔に冷水を吹きかけ、又は鼻孔を刺戟してさめさせ、興奮劑をあたへる。

八、食物中毒 微温湯に食鹽を少し溶かしたものを多く飲ませて胃の毒物をうすめ、頭を低くし、指を深く口に入れて吐かせ、既に腸に入つたものは下劑をかける。

九、眼中異物 こすらずに眼を閉ぢ居れば、多くは涙と共に流れ出でる、もし出でぬ時は眼瞼ガンを開いて異物をさがし、ガーゼの端で取り去る。異物の見えぬ時は、スポイトを用ひ微温湯又は二・五％の

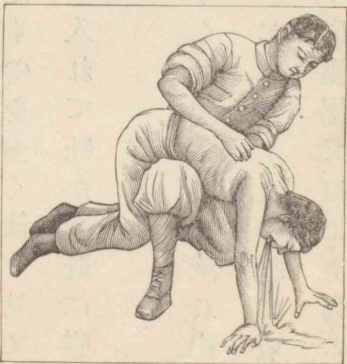
後に吐瀉法を行

病後の食物の養生は、極めて大切である。

硼酸溶液で洗ひ出す。

一〇、溺没 口内に汚物あらば去り、頭部を低く伏臥させ、背を壓して水を吐き出させ、衣服を去り、鼻孔を刺戟し、又は胸を打つてさめさせ、毛布湯婆等であたためる、もしさめぬ時は人工呼吸を行ふ。

溺没者に水を吐かせ有る様



第二節 特別の手當

一回復期の養生

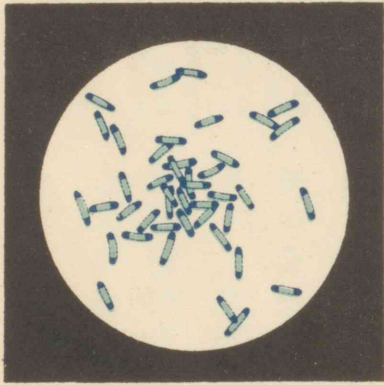
- 1、食物 食慾は盛になり、ややもすれば過食のために腸胃を害し、回復の後れることがある。故に食物を節制させねばならぬ。
- 2、運動 適度の運動は回復を早めるが、過度の運動はかへつて回復が遅れるから、適度を失はぬやうにさせる。
- 3、轉地 さわがしい市街を去つて、靜かな海岸温泉場等に轉地す

ることは、健康の回復に効がある。故に本人の望みにより、醫師に相談して定める。

二、危篤者の取扱

一、祖父服	忌服	三〇日
二、父母服	忌服	一五〇日
三、夫の父母服	忌服	一三ヶ月
四、夫服	忌服	一五〇日
五、妻服	忌服	三〇日
六、兄弟姉妹服	忌服	一五〇日
七、嫡子服	忌服	二〇日
八、嫡子服	忌服	九〇日
九、嫡子服	忌服	九〇日

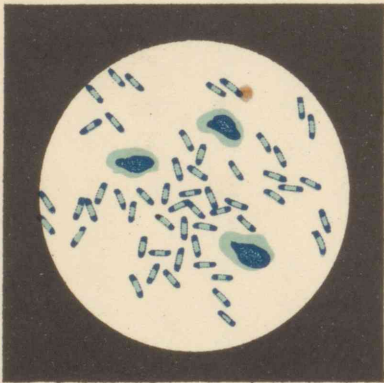
- 1、臨終 危篤の場合には醫師に急報し、親族にも知らせ、病室を靜かにし、唇を水で濕ほし、最も懇に看護して、思ひ残すことなく安らかにこの世を去らせる。
- 2、届出 病人の危篤の時は、爵位、勳等のある人はこれを官廳に届け、病人の息がたえた後は、醫師の檢案によつて死をたしかめたならば、消毒劑で全身を清め、汚物の漏れる患ある鼻、口、肛門等に綿をつめ、眼口を閉ぢ、顔には白布を被ひ、強直前に納棺に適する形を定め、診斷書をそへて死亡届を市町村長に出し、埋葬認可證を受け、二四時間後に埋葬する。
- 3、葬禮 葬禮はその人の最後の大禮であるから、鄭重に行ひ、忌服



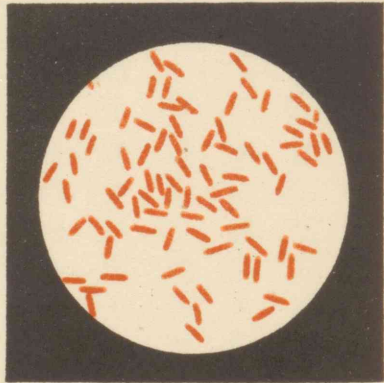
(色染青ンレチメ) 菌ヤリテフヂ



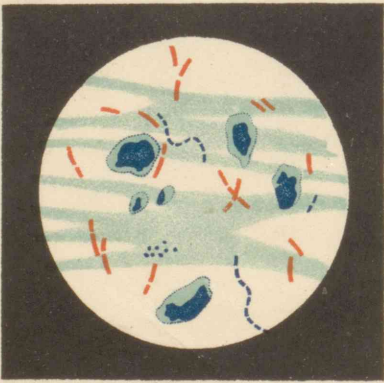
(色染ンシクフ) 菌ラレコ



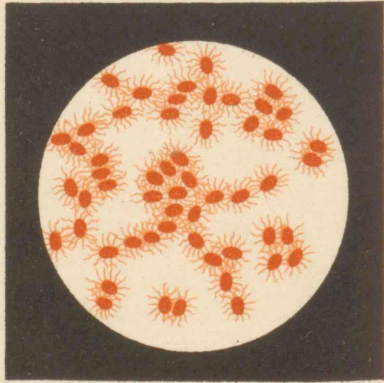
(色染青ンレチメ) 菌トスベ



(色染ンシクフ) 菌痢赤



(色染ンシクフ酸炭石) 菌核結肺



(色染ンシクフ) 菌スフチ

の禮を謹み、追善供養の誠をつくすべきものである。

第六章 傳染病

第一節 種類

衛生に關する法令
 (一) 傳染病豫防に關する法令。
 一、明治三〇年四月一日法律第三六號傳染病豫防法。
 二、大正二年九月三日内務省令第三四號傳染病豫防法施行規則。
 三、大正八年三月二六日法律第二七號トラホーム豫防法。
 四、大正八年八月二三日内務省令第一三號トラホーム豫防法施行規則。
 五、大正一〇年一月六日内務省訓令第一號流行性感胃の豫防要項。

傳染病は、病原體の傳染による病氣で、法定傳染病は、コレラ・赤痢・腸チフス・バラチフス・發疹チフス・痘瘡猩紅熱・デフテリヤ・ペスト及び流行性腦脊髄膜炎の一〇種である。この外に非法定傳染病には、流行性感胃肺炎肺結核・麻疹・水痘・百日咳・疫痢・マラリヤ・トラホーム等がある、これ等は社會衛生上その豫防・治療及び消毒を勵行しなければならぬ。

コレラ 病原體は、コレラ菌で、病人の大便によつて傳はり、口から消化器に入る。一日一〇回餘の白水様無痛の下痢と嘔吐とを起し、顔は青白く、眼はくぼみ、皮膚は彈性を失ひ、手足は冷え、遂に心

- (二) 種痘
 一、明治四二年四月一四日法律第三五號種痘法、
 二月二二日內務省令第二六號種痘法施行規則。
 一、明治四二年二月二二日內務省告示第一七九號種痘法施行心得。
- (三) 結核豫防
 一、大正八年三月二六日法律第二六號結核豫防法、
 二月二二日內務省令第四五〇號結核豫防法施行令。
 一、大正八年一月二三日內務省令第二〇號結核豫防法施行規則。
- (四) 檢疫
 一、明治三二年二月二四日法律第一九號海港檢疫

臟麻痺を起して死ぬことが多い。

- 二、赤痢 病原體は赤痢菌で病人の大便によつて傳はり、口から消化器に入る。はげしい腹痛雷鳴と粘液様の下痢とを起し、血を混ざるに至る、輕症は二週間か三週間でなほるが、重症はなほり難い。
- 三、腸チフス 病原體はチフス菌で、病人の大小便によつて傳はり、口から消化器に入る。始めは全身だるく、食慾なく、頭痛があり、次で惡寒、發熱約一週間で四〇度に達し、約二週間高熱をつづけ、うはごとを發する、重症は腸出血を起して死ぬことが多い。
- 四、バラチフス 病原體はバラチフス菌で、傳染徑路は腸チフスに同じく、症狀は惡寒、身振ひに始まる外は腸チフスに似てゐる。
- 五、發疹チフス 病原體は判らぬが、空氣接觸又は中介物によつて傳染する。症狀は、全身に紅疹を發する外は、腸チフスに似てゐる。
- 六、痘瘡 病原體は膿に含まれ、接觸によつて傳染し、頭痛めまひ、惡

法。
一、明治四〇年六月二五日内務省令第一三號海港檢疫法施行規則。

明治四二年四月一日法律第三五號種痘法によれば、種痘は出生後翌年六月までに接種し、その後數へ年一〇歳の時に接種する、接種が不善感ならば一ケ年以内に更に接種する。接種後五日か六日後に水泡を生じ、八日後に膿疱となり體温三九度に達し、一二日か一三日後から乾き始め、一八日乃至二五日後に皮は落ちる。

寒に始まり、發熱四〇度に達して發疹し、遂に膿を持ち、なほつても痘痕を残す、豫防には種痘を行ふ。

七、猩紅熱 病原體は判らぬが、接觸又は中介物によつて傳染する。小兒に多く、咽喉は痛み、惡寒を起し、發熱四〇度に達し、全身に紅斑を生じ、なほる時に皮膜は大きくはげる。

八、ヂフテリヤ 病原體はヂフテリヤ菌で、接觸又は中介物によつて傳染する。小兒に多く、咽喉は腫れて痛み、白い膜を生じ、頭痛を起し、發熱三九度に達し、呼吸は困難になる、速に血清注射を受けさせる。

九、ペスト (1)腺ペストと肺ペストとがある。(2)病原體はペスト菌で、腺ペストでは淋巴腺腫液に多く含まれ、肺ペストでは痰に多く含まれ、鼠蚤によつて傳はり、腺ペストでは、皮膚及び粘膜の傷口から入り、肺ペストでは呼吸器から入る。(3)腺ペストは、腋下など

の淋巴腺がはれて痛み、發熱四〇度に達し、肺ペストはせきを發し、脈搏を増し、呼吸は困難になつて咯血し、いづれも虚脱することが多い、死亡率は七〇%乃至八〇%である。

一〇、流行性腦脊髄膜炎 病原體は流行性腦脊髄膜炎菌で、唾液、鼻汁に含まれ、病家との交通、接觸のため傳はり、口、鼻から入る。小兒に多く、頭痛、嘔吐を催し、發熱四〇度に達し、うはごとを發し、或は嗜眠に陥る。

一一、流行性感胃 病原體は流行性感胃菌で、病人のせきによつて吐き出され、鼻口から入る。始め惡寒を起し、發熱四〇度に達し、主として神経系を犯すものと、呼吸器を犯すものと、消化器を犯すものがある、肺炎を發し易く危険である。

一二、肺結核 病原體は結核菌で、病人のせき、くさみ又は談話の際に痰の飛沫と共に吐き出され、直接及び間接に口、鼻から入る。始

嗜眠とは、前後も知らずに眠りつづけることをいふ。

(年齢)	%
四歳以下	二七〇
五歳至九歳	一〇八
一〇歳至一四歳	五〇・八
一五歳至一九歳	一八・三
二〇歳至二四歳	一六・三
二五歳至二九歳	一三・九
三〇歳至三四歳	八・九
三五歳至三九歳	六・五
四〇歳至四四歳	五・九
四五歳至四九歳	四・九
五〇歳至五四歳	三・七
五五歳至五九歳	三・六
六〇歳至六四歳	三・七
七〇歳以上	一・三

め三七・三度乃至三七・五度の熱を發し盜汗があり、次で身體はだるくなる、一五歳乃至三〇歳の人に殊に多い。本病の死亡率は次第に増す傾きがあることは、社會衛生上患ふべきことであるから豫防消毒を怠つてはならぬ。

一三、マラリヤ 病原體はマラリヤブランスモヂウム孢子蟲である、アノフェレス屬の蚊が病人の血を吸つて、他の健康者を刺すために傳染する。毎日三日目、四日目等の午前一〇時から午後三時までの間に發作的發熱がありはげしく身振ひをして四〇度を超え、二時間乃至五時間を経て發汗と共に降る。塩酸マラリヤの持効

一四、トラホーム 病原體は結膜分泌物に含まれて傳染する、故に洗面器、手拭等を共用してはならぬ、急性症は眼瞼は赤く腫れ、結膜に顆粒を生じ、慢性症は角膜は濁り甚だしきは潰瘍を起して失明する。

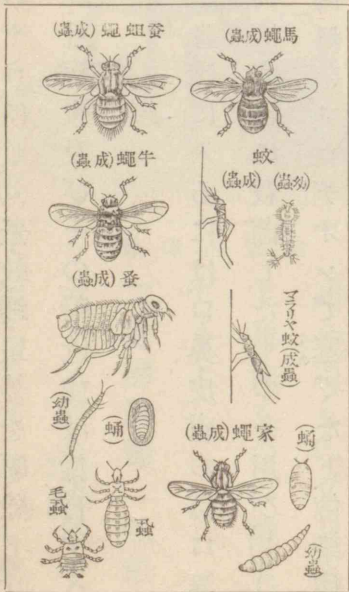
第二節 豫防法

豫防の一オンスは治療の一ポンドに値す。(英國)

傳染病にかかれば、ただに一身一家の不幸だけでなく、禍を隣家市町村等に及ぼすものであるから、十分に左の豫防法を行はねばならぬ。

一、抵抗力の増大 病氣に對する抵抗力を増すには、身體の健康度を増せばよい、故に食物の榮養、身體の運動等に注意し、常に生活力を盛にして、病毒に打ち勝ち得る素質を高める。

二、中介物の除去 病毒傳染の中介物を去るため、(1) 家屋の内外を掃除し、殊に便所、芥溜、下水溝等には常に汚物の滯らぬやうにし、(2) 日光の射入と空氣の流



虫害内屋

餓えて死するものは少なく、食ふて死するものは多し。(英國)

ワクチンとは、新たに培養した病原菌に、生理的食鹽水の一定量を加へ、六〇度に一時間熱して殺菌したものである。

血清とは、ゼラチン培養をした病原菌の分泌物を、馬などに注射して抗毒素を生ぜしめ、その血液から血清

通とをよくして陰濕ならぬやうにし、(3) 蚤・蚊・蠅・鼠等を驅除し、(4) 身體・衣服・夜具等を清潔にし、(5) 且病家及びその附近或は雜沓する場所に立寄つてはならぬ。

三、侵入門の防禦 病原體が身體に入るには、口・鼻・皮膚の傷口等の門戸がある、よつて(1) 飲食物は完全に殺菌したものを用ひ、(2) 口・鼻をマスクで蔽ひ、(3) 皮膚の傷口をコロデオンで塞ぐなど、傳染病の種類に應じて適當に防禦する。

四、豫防注射 傳染病にかかつて全治すれば病原體に抵抗する抗毒素を生じ、或る期間は再び感染せぬ免疫性を得る、この理を應用した豫防法に、ワクチン注射・血清注射・種痘などがある、故に傳染病のある時は、これ等の豫防注射又は接種を受ける。

五、病人の隔離 不幸にも傳染病人を生じたならば、法定のものは直に届出でて傳染病院へ入れる。自宅治療の時は嚴重に病室を

を分取して殺菌したものである。

親子・兄弟の情として、傳染病人を離くすが如きは、反てその親子又は兄弟を不幸に陥らしめる。

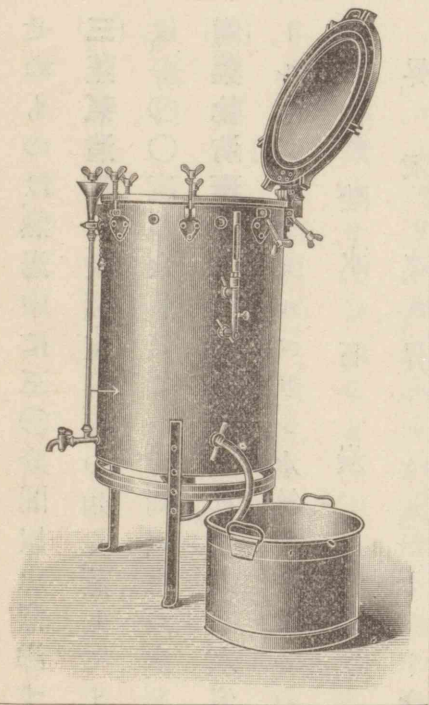
大正二年九月三日
内務省令第二四號
傳染病豫防法施行
細則參照。

隔離する、親子兄弟等の情にかられて、隔離を怠つてはならぬ。

六、病原體の撲滅 病人を隔離すると同時に、醫師・衛生檢疫官の指圖に従ひ、病人にふれた一切の物、及び排泄物・吐出物等を消毒する。

第三節 消毒法

一、方法 傳染病の消毒法は、法令の定めに従ひ、消毒すべき物によつて左の如くする。



蒸氣消毒器

(一) 燒却消毒 再び使用せぬもの、又は使用し得ぬものは燒きすてる。

(二) 煮沸消毒 陶磁器、ガラス器、金屬器等の如く、煮沸しても變質

生石灰(漂白)の消毒(出す)
消石灰(漂白)の消毒(出す)

せぬものは、熱湯中に三〇分間以上煮沸する。

(三)蒸氣消毒 衣類・夜具等の如く、蒸しても變質又は變色せぬものは、一〇〇度の水蒸氣で一時間以上蒸す。

(四)藥物消毒 左の石炭酸水・昇汞水・石灰乳・クロール石灰水・クレゾール水又はフォルマリン水等を用ひる。

昇汞水を昇汞錠でつくるには、一錠(昇汞〇・五瓦を含む)を水五〇〇瓦に溶かす。
昇汞水は、無色無臭なるため、フクシンを加へて赤くし、見別け易くする。
昇汞水は、金屬器に貯へてはならぬ。化學作用を及ぼすからである。
クロール石灰は、酸化カルシウムで、漂白粉とも晒粉ともいふ。
フォルマリンは、フォルムアルデヒドといふ氣體の、三五%水溶液である。

- 石炭酸水 石炭酸三……………水 九七
 - 昇汞水 昇汞一……………食鹽一……………水一〇〇〇
 - 石灰乳 生石灰二……………水 八
 - クロール石灰水 クロール石灰五……………水 九五
 - クレゾール水 クレゾール石鹼液三……………水 九七
 - フォルマリン水 フォルマリン一……………水 三四
- 1、排泄物 石炭酸水又はクレゾール水を排泄物と同容だけ加へ、或は石灰乳又はクロール石灰水を排泄物の五分一容だけ加へ

てかき廻し、二時間以上を過ぎた後に焼く。

2、手指 石炭酸水・クレゾール水又は昇汞水で洗ひ、二分間か三分間そのままにして置く。

3、衣類・夜具 石炭酸水・クレゾール水又はフォルマリン水に、二時間以上浸す。

4、ガラス器・陶磁器・竹木製品 石炭酸水・クレゾール水・昇汞水又はフォルマリン水でふくか、或はこれに浸す。食器・玩具・金屬器具は、昇汞水を用ひぬことに定められてある。

5、皮革類・塗物類・ゴム類・セルロイド類 石炭酸水又はクレゾール水でふき、或はこれを振りかける。

6、室内 石炭酸水・クレゾール水・昇汞水又はフォルマリン水でふくか、或は室内の容積二・七八立方メートル(一〇〇立方尺)につきフォルマリン四〇瓦以上を霧にし、もしくはフォルムアルデヒド一五

昇汞水消毒を食器・玩具・金屬器具に行はぬのは、有毒であり、又金屬のために化學變化を起すからである。

近年消毒用として、固形フォルマリンを賣り出してゐる、このものはトリフォルムアルデヒドともいひ、

これを小皿に入れて熱すれば、フェルムアルデヒドの氣體になる。
井水量を測るには井戸の直径 r と水の深さ h とを測り、圓周率を π とすれば $\pi r^2 h$ を求めればよい。

瓦以上を發生させ、同時に水蒸氣一〇〇瓦以上をみだし、七時間以上密閉して置く。

7、井水 井水一立方米につきクロール石灰五瓦を、約三%の水溶液にしたものの上澄液を、一日間に三回か四回に分ち加へよくかき廻し、約三〇分間そのままにして置いた後に使用する。

二、消毒會社 消毒會社のある地ならば、衣類、夜具、室内等の消毒は、これに依頼するのは安全で且輕便である。

第四節 家庭常備藥

一、常備藥の必要 家庭常備藥は(1)傳染病の豫防消毒にも必要であり、(2)應急手當用にも必要であり、(3)又醫師に頼むまでも無き、原因や性質の明らかな輕い病氣や負傷の手當をするにも必要である。

家庭常備藥は一組箱入にして販賣するものもある、藥店で賣ら

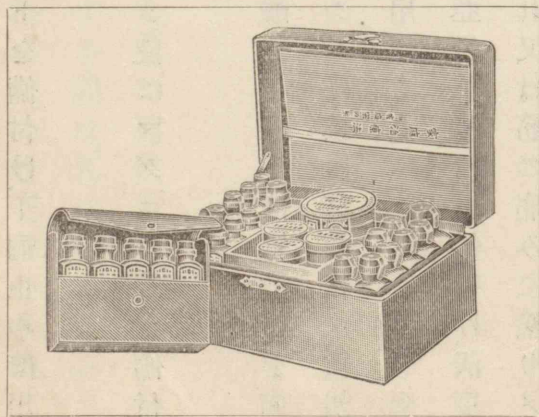
ぬものは、醫師の處方を受けて備へ置く。

二、常備藥の種類

昇汞水の代りに、昇汞錠を備付けてもよい。

- 1、消毒劑 石炭酸水(三%)又は昇汞水(昇汞〇・一%、食鹽〇・一%)、硼酸水(三%)、クレゾール水(〇・三%)、オキシフル、昇汞ガーゼ、沃度フォルムガーゼ、硼酸軟膏を備付け、硼酸水は洗眼又は罨法に用ひ、クレゾール水、オキシフルその他は、一般の消毒に用ひる。
- 2、解熱劑 アスピリン又はピラミドンを備付け、頭痛、解熱に用ひる。
- 3、下瀉劑 カスカラ錠又はラキサトール、グリセリン坐藥を備付け、便秘に用ひる。

家庭用藥品函



重炭酸ソーダを重炭酸ナトリウム又は重曹ともいふ。

- 4、止瀉劑 タンナルビン又はビスミットを備付け、下痢止め用ひる。
- 5、驅蟲劑 サントニーネ又はセメンエン或はマグニン錠を備付け、蛔蟲をくだすに用ひる。
- 6、健胃劑 ギアスターゼ・ペプシン・重炭酸ソーダ又は胃散等を備付け、ヂアスターゼは澱粉消化に、ペプシンは蛋白質消化に、重炭酸ソーダ胃散等は、酸過多の胸やけに用ひる。
- 7、皮膚劑 沃度チンキ・メンソレータム・亞鉛華澱粉を備付け、沃度チンキは小さいかすり傷や齒齦の腫れ又は筋の痛みに塗り、メンソレータムは凍傷に、亞鉛華澱粉は皮膚のただれに用ひる。
- 8、興奮劑 葡萄酒又はブランデーを備付け、卒倒・虚脱等の際にのみませる。
- 9、繙帶材料 卷軸帶三角巾ガーゼ・脱脂綿・亞麻仁油紙・胖創膏を備

付ける。

第二篇 養老

第一章 精神慰安

第一節 尊敬・同情

一、尊敬 老人は一家の長者で、我が身の今日も我が家の現在も皆その勞苦の賜物である、故に十分に尊敬の誠を盡さねばならぬ、況んや我が國に於ける道德の美風は、長者を尊び老人を敬ふことにあるに於てはなほ更である。

二、同情 老人は心身共に衰へてゐるから、常に同情を以て慰めねばならぬ。殊に老夫婦が打揃つて生存する間は、互に慰め合ふことも多いであらうが、一朝單獨の生活に移れば、一層老後の心細さ

孝は百行の本なり。
(古語)

を感じべきわけであるから、特にその心を察して、これをいたはるべきものである。

第二節 安心・娛樂

一、安心 老人は經驗に富み、適當な判断をなすばかりでなく、我が家のため何くれとなく心を勞するものであるから、特別の心配事の外は、家事向につき懇に相談して教へを受け、業務をつとめ、家計を豊にし、家運を發展して安心させべきものである。

老人は又他家に入れる己が血族の身の上も、人知れず心配するものであるから、よくこれを察してそれ等の人人と交りを厚くし、これを導き助けて、安心させなければならぬ。

二、娛樂 老人は年と共に知己朋友も次第に世を去つて心細く感じ、又定まる業務もなく、退屈を感じるものである。況んや耳遠く眼の衰へるに於てはなほ更である。故に、その好みにより圍碁、エウキョウ 謡曲、

家は親に聴き、國は君に聴く。(戰國策)

茶の湯、生花等を樂しませ、又は新聞雜誌等を読みきかせ、或は壯年時代の話などをきき、且五節句、誕生日等には一家をあげて祝ひ、つとめてその心を樂しませるがよい。

第二章 身體保養

第一節 衣服・食物・居間

老人は身體の機能が衰へ、僅のことにも健康を害し易い、故に心身を過勞させぬと同時に、常に衣食住の衛生に注意して、天壽を全ふさせねばならぬ。

一、衣服

1、地質 衣服の地質は軽く軟らかで着心地よく、夏は涼しく冬は暖かいものにし、その柄合、ドウゴ 色合は好みにまかせる。
2、附屬品 足袋、手袋、襟卷、頭巾等は、好みにまかせて不自由なくあ

樹靜ならんと欲すれども風停まず、子養はんと欲すれども親待たず。(家語)

たへる。

3、清潔 常に洗濯を怠らず清潔にする。老人に見にくい服装をさせるのは、衛生上にも容儀上にも不都合であり、且主婦の恥ともなる。

二、食物

1、栄養 栄養分多く、消化し易く、嗜好に適するものにする。

2、齒 齒の悪い老人には、特に軟らかなものをあたへ、且速に齒の治療を受けさせる。

3、嗜好品 茶・酒等を好まば、衛生上適當なものを選び、なるべく少量を適時にすすめる。

三、居間

1、位置 日當りも眺めもよく、且出入用達エツダツに便利な位置の室を選ぶ。

齒の悪い時は、食物の消化不十分になり、健康を害するから、軟らかで消化し易いものをあたへると同時に、齒科醫の治療を受けさせる。嗜好品中の茶は香茶の如きもの、酒はアルコール分の多くないものが衛生上によい。



園庭卉花

- 2、設備 換氣・照明・暖室・冷室の設備に注意し、裝飾器具書畫等は、好みにまかせる。
- 3、整理 掃除・整頓を怠らず、清潔で氣持よくする。

第二節 運動・入浴・睡眠

一、運動

- 1、方法 (1)朝夕は近い所に散歩させ、又花見・紅葉見等に遠からぬ所に散歩をすすめて家人を附添はせ、(2)親戚・知友の訪問等を望まば、その意にまかせて便宜と安全とをはかり、(3)庭園の手入・花卉の栽培等を好まば、これをさせれば、運動にもなり又慰めにもなる。

- 2、注意 運動は保健のためであるが、適時に適度でなければ、反つて健康を害することになるから、時期と程度とに注意する。

二、入浴

高温度の長湯は、時としては血圧を高めて、脳溢血を起すことがある。

茶・コーヒーを多く飲めば、安眠を妨げることが多い。
蚤の発生を防ぐには畳下を掃除し、畳を日光にさらし、床板に新聞紙を敷き、蚤取粉を撒いて畳を敷き、蚊の発生を防ぐには、下水溝に石油乳剤を流せば、相當の効がある。

1、方法 (1) 自宅に浴室を設け、親切に世話して入浴させれば、安全である。(2) もし湯屋に行かせるならば、混雑せぬ時刻を見はからつて家人を附添はせる。

2、注意 高温度の長湯を避けさせねば、血圧を高めて逆上めまひ等を起す。

三 睡眠

1、方法 (1) 適當の運動と入浴とをすすめ、(2) 神経を興奮して不眠を招くやうな嗜好品を多く用ひさせず、(3) 夜具は、掛蒲團を軽く、敷蒲團を厚く軟らかにし、(4) 蚤・蚊を防ぐことに注意して安眠をさせる。

2、注意 睡眠は最良の休養であるが、晝寝を多くせず、夜に多く眠らせることに注意する。

第三節 病氣保養

老人には時時醫師に血圧の検査を受けさせ、血圧の高すぎる場合には醫師の手當を受けさせるがよい。

一、病氣 老人の病氣はなほりが遅く、重くなれば回復は困難である。故に軽い間に手後れにならぬやう、醫療と看護とにつとめる。殊に老人は動脈硬化症のために血圧を高め、萎縮腎のために尿利が頻發し易く、遂に脳溢血、糖尿病等を起すことがあるから、その徴あらば速に醫師の手當を施す。

二、保養 夏冬などに轉地保養を望まば、その意にまかせ、必ず本人の意にかなへる家人を附添はせる。

第三篇 育 兒

第一章 育兒の務

第一節 母としての務

女子の使命は母としての務をつくすに至つて最高の發展を見

偉人は健康なる母より産れ、賢明な

る教養によりて出づ。(古語)

る、故に母は、日夜その子女に限りなき愛をそそぐと共に、遠き將來をも考へて適當な方法によつて、身體強健で智徳圓滿な子女に育て上げねばならぬ。これただに母の誇りであるばかりでなく、一家の大なる幸福であると同時に、國家のためにも極めて貴い務である。

第二節 母としての喜

母はあらゆる困難に堪え、限りのない純眞の愛を傾け盡して我が子を育てるのである、その長い年月の間の日夜の苦勞をいとはず、ひたすらに、玉のやうに美しく愛らしい我が子の、すこやかに成長することを楽しみながら、身も世も忘れてその養育に努力する。我等がかくもすこやかに成長し、かくも幸福に學びつつあるのは、皆そのたまものである。かくの如く、育兒は母としての貴い務であると同時に、又最も大きな喜びである。

人の親の心はやみにあられども、子を思ふ道にまよひぬるかな。(中納言兼輔)

第二章 胎兒の保護

第一節 妊娠の徴候

一、身體の異狀

1、つはり 妊娠すれば月經は止まり、二ヶ月か三ヶ月頃に食慾不進、嘔氣、嘔吐を催す、これをつはりといふ。この際、減食又は絶食すれば、胎兒の發育を妨げるから、常に好める榮養物を數回に分食するがよい、多くは三ヶ月か四ヶ月頃になほる、もしその程度が甚だしい時は醫療をうける。

2、胎動 妊娠四ヶ月頃から乳房は次第に大きくなつて乳暈を生じ、五ヶ月頃から時時胎動を感じる、この時期に頭痛、齒痛、腰痛等を起こすことがあるから、適當な手當を要する。

3、便秘 月をかさねるに従ひ多くは便秘する、この際に下劑を用

乳暈とは、乳首のまはりが薄黒く色づくことである。

流産及び早産は、共に妊娠の早期中絶で、胎児が母体外で、生活し得るに至つて中絶した時は、これを早産といひ、その以前に中絶した時は流産といふ。妊娠期間は、二十八日を以て一ヶ月に計算するから、四〇週は二十八〇日で一〇ヶ月となる。産婆は産科醫のすゝめによつて定めるのが安全である。

ひれば流産又は早産をする患があるから、なるべく果物、野菜類、麥飯等の食物で便通をととのへる。
4、浮腫 妊娠期間は四〇週で、その末期には多くは足に浮腫が来るから、寝る時に足を少し高くする、もし浮腫が手顔等に來たらば醫療を受けねばならぬ。

二、産婆

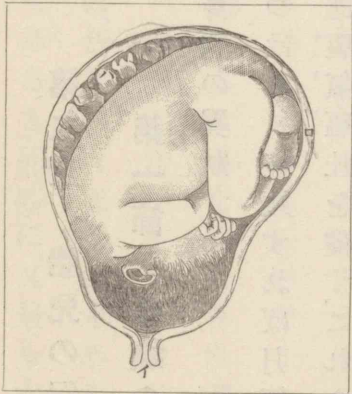
1、選定

産婆は、學理に通じ、經驗に富み、技術に達し、親切で、且住所の遠からぬ人を選ぶ。

2、檢案

妊娠の徴あらば、産科醫の檢案を受けてこれをたしかめ、五ヶ月以後は時時産婆に、胎兒の位置及び發育状態を檢させてその保護を受ける。

兒胎の期末妊娠 (氏ルエノツエシ)



盤胎ハ 壁子宮ロ 口子宮イ

第二節 身體の注意

妊娠中の身體の養生は平常と變へる必要はないが、たゞ母體の健否は直に胎兒の發育に影響するから、衣食住等に注意して、健康を保ち、胎兒の發育を完からしむべきものである。

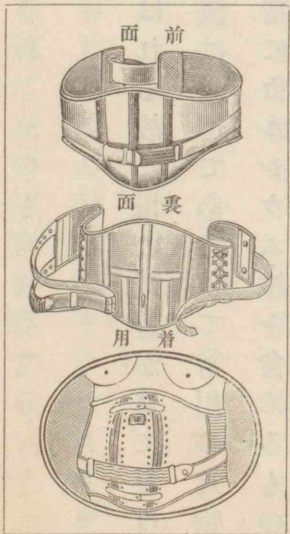
一、衣服

1、着方 暖かに且ゆるやかに着る、もし寒ければ、冷えて流産又は早産を招き易く、強く締めれば母體の血行を妨げ胎兒の發育を害する。

2、腹帶

妊娠後五ヶ月に至らば腹帶を用ひて腹部を暖かに、且胎兒を正しい位置に支へる。用布は綿布で、長三米位並幅二つ折にする、又妊娠

(帶妊娠) 帶 腹



和服は下半身が冷え易いから、肌着の類を用ひて暖かにすることが必要である。

腹帶は昔から岩田帶ともいひて、五ヶ月目から用ひる習ひである。

食物を選ぶには、カルシウム・鐵等の無機鹽類及びビタミンにも注意を要する。西瓜の如き水分多きものは尿を増し、茶・コーヒー・ココアの如きは、含めるテイン（カフェイン）・テオプロミン等のために、腎臓を刺戟して尿を増す。

二、食物

帶と稱する賣品もある。

1、主食品 胎兒は母の血液で養はれる、故に母の榮養が盛でなければならぬ、特に妊娠七ヶ月以後は大切である、依て常用の食物中から、消化し易く、榮養分多く、特にカルシウム・鐵を含めるものを選んで食する。

2、嗜好品 刺戟性興奮性の強い嗜好品をさける。

三、その他

1、運動 (1)常に家事に務め、又適度の屋外運動をなすがよい、殊に妊娠初期に於てさうである、世には運動不足のために、胎兒の發育が悪かつた例は少なくない。(2)しかし、重い物を持ち、又は飛び跳ね、或は階段の昇降などのため、腹壓を増し又は腹部に激動を及ぼすことは、流産又は早産を招く患があるから避けねばならぬ、特に妊娠末期に於てこの注意が大切である。

乳首の凹んだものは、哺乳に困難であるから、入浴後にアルコールでふきながら、引き出し置くがよい。

らぬ、特に妊娠末期に於てこの注意が大切である。

2、入浴 毎日入浴して身體を清潔にし、且血行を適度に進めるがよい、しかし高温度の長湯は、血壓を變化させ、胎兒に害を及ぼすからよろしくない。

3、睡眠 氣苦勞せず平常の如くよく眠つて、心身の疲勞を回復させるがよい、しかし同側面にだけ横臥ヨウゴをするのは、胎兒の發育によろしくない。

4、便通 便秘の時は下劑を用ひずに、適度の運動と野菜果物等の食物とで調節し、且毎朝便所に行く習慣をつけ、下痢の時は直に醫療を受ける。

第三節 精神の注意

妊娠中は神經過敏になり易い、もし感情の動くにまかせれば、身體の健康と胎兒の發育とを妨げる、故に左の注意を要する。

一、心 己を慎んでほげしい感情をおさへ、精神を過度に興奮させる讀物・談話等をさけ、心を穩かに且高尚に保つ。

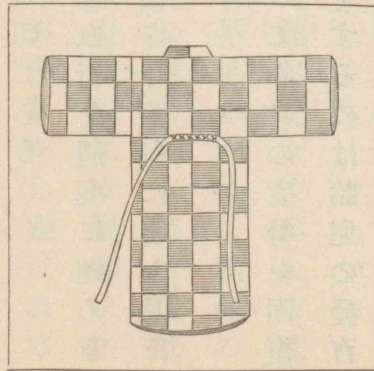
二、行 行を正しくし、己がなすべき事は速になし、人にさすべき事は速にさせ、心にかかることのなきやうにする。

母の心穩かに行正しければ身健である、身健であれば胎兒は正しく養はれる、正しく養はれる胎兒は順調に發育する、順調に發育する胎兒はよい兒である。

第三章 出産

第一節 準備

一、産衣 (1) 糊の少ない地質で、ゆるやかに仕立てた後紐筒袖の上着 (2) 糊なく軟らかな地質で、ゆるやかに縫目を外に仕



衣 産

上着には、モスリンの類がよく、下着には、晒木綿を洗つて糊を落したものを、又は白新モスリン・白綿ネルの類がよい。

襦袢には、長方形のもの、三角形のもの、丁字形のもの等のあるのが便利である。

立てた白綿布の下着 (3) ガーゼ製の涎掛等を準備する。

二、襦袢 軟らかな白綿布製のもの大小取りまぜて多数を準備する、もし古い布を利用するならば、豫め熱湯に浸して洗濯をする。

三、夜具 (1) 小形の、軽く暖かな掛蒲團 (2) 厚く軟らかな敷蒲團 (3) 低く軟らかな枕の外に、(4) 夏は幌蚊帳、冬は湯婆を準備する。

四、産具 産褥用蒲團・脱脂綿・ガーゼ・繃帯・防水紙・産湯盥洗面器・バケツ・胎盤容器・挿込便器・受尿器・タオル・晒木綿石鹼・オリーフ油・クレゾール水・サリチル酸滑石末・シツカロール又はアルゾール等を準備し、且産褥のつくり方をも定め置く。

五、産院 産院又は産科婦人科病院のある地では、出産期日前に入院をすれば、總ての手當が行届いて安全である。

第二節 出産

一、出産

繃帯は初生兒の臍帯保護に、晒木綿は産婦の腹帯に、クレゾール水は産婦の消毒に、サリチル酸滑石末は臍帯への撒布剤に、シツカロール・アルゾールは腋下・股間等の撒布剤に用ひる。

産具材料は、一組を箱入にした賣品もある。

5月10日
 5A-3A=2A
 10+7A=17A 2月11日
 2A5B
 2A+9A=11A
 5A+7A=12A
 11A2B

出生届
 寄留地 何府縣
 市町村番地
 原籍地 何府縣
 市町村番地
 父 氏名
 母 氏名
 出生子 何男女名
 出生の時年月日時
 出生の場所 何府縣
 市町村番地
 右及御届候也
 年月日
 届出人 氏名
 何市町村長殿 生年月日

1、日時 出産日時は、最終月經の第一日から數へて二八〇日目を標準とする、故に産婆又は産科醫の檢案によつてこれをたしかめ、且出産時の心得について豫め教を受ける。

2、経過 出産は軽い陣痛に始まり、次第にその度を増し、遂に羊水の破走に次ぎ、嬰兒は生れて産聲をあげ、間もなく胎盤は娩出される、初産婦は一三時間か一四時間、經産婦は七時間か八時間で終る。

二、届出 生後一四日以内に命名して、市町村長に届出でる、名は一生の間用ひるものだから、その文字の書方讀方意味及び家例等に注意し、通じ易いものを選ぶ。

第三節 産後

一、身體

1、安眠 産後の肥立^{ヒダチ}は約六週間を要する、これを産褥期^{サンジュキ}といふ、産

褥期中始めの三週間は大切だから、産婦は安らかに産褥に休養すべきものである、殊に産後は直に産室を暗くし、周圍を靜にして、七時間か八時間位は安眠する。

2、安臥 右の安眠からさめた後も、二日間か三日間はなるべく多く眠り、その後も安臥のまま身體を多く動かさず、又讀書裁縫等をなさず、二週間後は少しづつ産褥を離れ、三週間を變りなく過ぎたならば、産褥を取り片つける。

3、清潔 産後の安眠からさめた後に、暖かいタオルで全身をふき清め、衣服は翌日頃に取換へる。又産褥期中は、惡露^{チロ}のため身體は汚れ易く、又産褥熱にかかることがあるから、特に清潔に注意する。

4、便通 大便は出産後三日間か四日間位ないのは普通であるが、その後も引續きない時は、産科醫の手當を受ける。

産褥熱の症状は、
 出産後惡寒發熱し
 虚脱・肺炎・腦膜炎・關節炎の如き
 症状があつて、嘔吐・下痢を來たし、
 膿性惡露がある。

産後は飢を覚えるものであるが、急に多くの食物を食はぬがよい。

二、精神

1、安静 四〇週にわたる長い月日を朝夕に心を勞して來た身の大役が安らかに過ぎて、玉のやうな子女の産まれた上は、安らかに静養して肥立を待つべきものである。

2、附添 産室には、産婦の慰めとなり、又力となるべき人だけを入れ、接客をさけるがよい。

三、食物

1、流動食 産後の安眠からさめた後は、好みに従つて麥湯葛湯、重湯、牛乳スー、果實汁等の流動食を少しづつ用ひる。

2、易消化食 その後は、右の外粥、半熟卵、豆腐、脂肪の少ない魚肉の刺身等の易消化食を用ひる。

3、普通食 一度便通があつた後は、先づ軟らかなものから始めて、難消化物を除いた普通食に移る。

四、育兒日記

1、必要 養育上の参考として必要である。

2、記載事項 出生當時の體格、榮養の方法、心身發育の状態等をなるべく細かに記すがよい。

第四章 健康兒の發育

第一節 健康兒の特徴

健康な初生兒は、出生直後に高聲に泣いて呼吸を始め、皮膚は帶赤色で、日を追つて速に發育し、左の特徴を備へてゐる。

1、食慾は盛んで吐乳をせぬ。

2、大便は毎日二回か三回づつ、黄色の軟便を通じ、異臭がない。

3、皮膚は帶赤色で艶があり、皮下の脂肪組織が發育して四肢に圓味があり、關節部はくびれてゐる。

生後一週間までを初生兒といひ、その後哺乳期中の一歳乃至二歳までを乳兒といひ、その後永久齒の發生する六歳頃までを幼兒といひ、その後學齡期間を兒童といふ。

4. 満足らしい顔に輝きのある眼を大きく開いてゐる。
5. 妄に泣かず、口を閉ぢて長時間安らかに眠る。
母は注意深くその兒を育てながら、以上の事項に注意し、異状あらば産科醫又は小兒保健所に相談してその指導を受け、適當な處置を採らねばならぬ。

第二節 心身の發育

一、發育概況

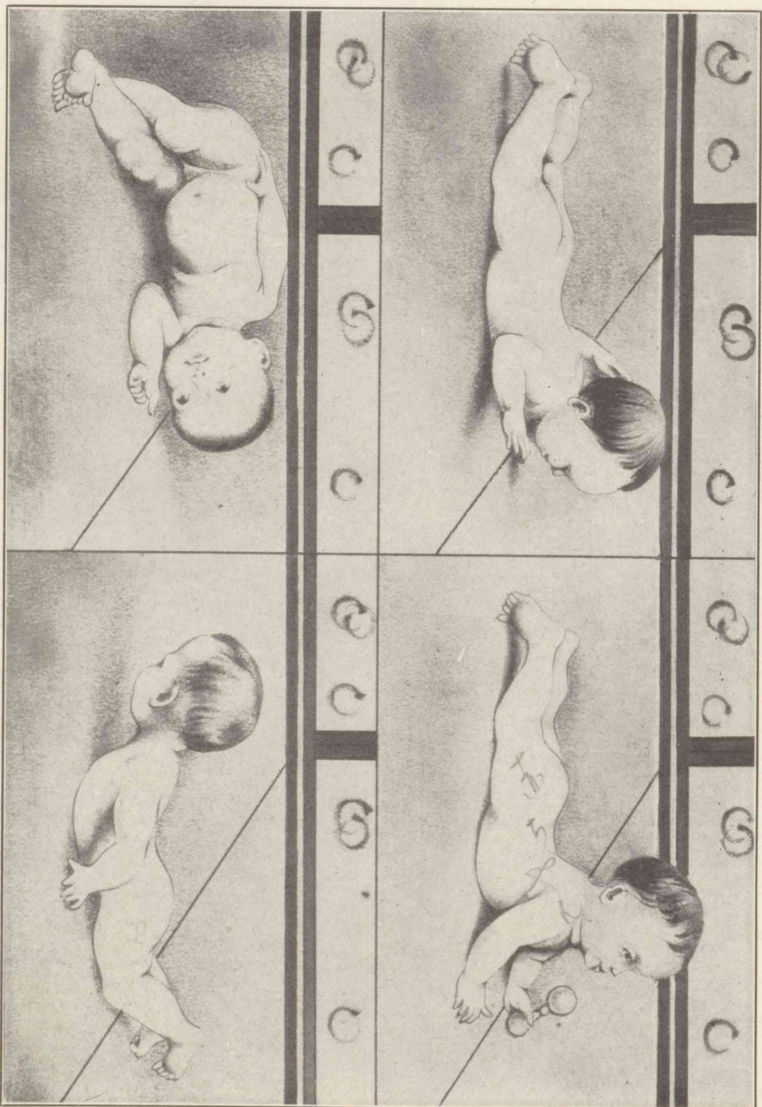
健康兒は、凡そ左の發育状態を示すものである。

(一) 身體

1. 後頭部の小顛門モツシシモツは約六週間で閉ぢ、前頭部の大顛門は一ケ年乃至一・五ケ年で閉ぢる。
大顛門は前頭部にあり、顛頂骨と前頭骨との間の隙間である。
2. 生後四ケ月頃から自力で頭を安定に支へる。
大顛門は前頭部にあり、顛頂骨と前頭骨との間の隙間である。
3. 六ケ月頃から寝返りをする。
4. 七ケ月か八ケ月頃から坐り、次で徐徐にはひ始める。



様有るすといは這が兒の半月々七後生



力努るすといは這 (上左) 様有るせ勞疲く全 (下左)

時るさ角ひ這てしといは這 (上右) 様有るせ勞疲稍 (下右)

味覚痛覚
等を感ずる

5、一ヶ月頃から支へ立ちをなし、一二月頃から支へ歩みをなし、間もなく歩み始める。

(二) 精神

1、一ヶ月か二ヶ月位で明暗の別を知り、動くものに眼をつける。

2、二ヶ月か三ヶ月位で笑ひ始める、女兒は男兒よりも少し早い。

3、三ヶ月乃至五ヶ月位で兩親を見覚え、人聲をまねようとする。

4、六ヶ月か七ヶ月位で手指で人や物を指す。

5、八ヶ月位で發音がやや明らかになる。

6、九ヶ月か一〇ヶ月位で喜怒哀樂の情を表はし、人見知りを始める。

7、一三ヶ月か一四ヶ月位で恐怖の念を生ずる。

8、一五ヶ月乃至一八ヶ月位で短語を發し、從順強情等ガウツヤの心を動作

に表はす。

二、標準體格 正當發育の健康兒の標準體格は、三島博士の調査によれば左の通りである。

1月 x 1 = 1cm
5月 x 5 = 25cm
6月 x 5
10月 x 5 = 50cm

狀能心
昨兒發育の

日本健康兒發育表		男		女	
週月	年數	體重(斤)	身長(厘米)	體重(斤)	身長(厘米)
一	初生	3.4	49.1	2.87	48.7
二	週	3.3	50.6	2.86	50.2
三	週	3.65	52.2	3.2	51.7
四	週	4.07	54.2	3.5	53.5
五	週	4.82	56.5	4.0	55.5
六	週	5.47	59.0	4.6	58.3
七	週	6.05	60.7	5.31	59.6
八	週	6.59	61.8	5.77	60.8
九	週	7.07	63.0	6.18	62.6
一〇	週	7.50	64.3	6.50	63.9
一一	週	7.88	65.7	7.06	65.3
一二	週	8.21	67.2	7.30	67.0
一三	週	8.49	68.8	7.77	68.4
一四	週	8.74	70.4	8.06	69.8
一五	週	9.17	71.7	8.50	71.0
一六	週	9.74	74.4	9.00	73.5
一七	週	10.28	77.9	9.50	78.9
一八	週	10.83	81.4	10.19	84.9
一九	週	11.38	84.1	11.50	89.0
二〇	週	11.90	85.5	12.90	91.0
二一	週	12.40	87.9	13.70	93.0
二二	週	13.70	91.7	14.50	96.5
二三	週	14.80	97.4	16.00	102.4
二四	週	15.20	99.7	17.20	107.3
二五	週	16.50	102.8	18.70	112.0
二六	週	17.80	108.3	20.50	116.2
二七	週	19.10	113.8	22.30	120.4
二八	週	20.00	118.3	24.40	125.9
二九	週	21.00	122.8	27.80	132.3
三〇	週	22.00	127.0	31.40	139.0
三一	週	23.60	135.2	36.50	147.7
三二	週	25.00	141.5	40.90	154.7
三三	週	27.20	149.4	48.10	164.9
三四	週	29.80	157.7	55.00	173.7
三五	週	32.60	166.5	63.30	184.8
三六	週	36.50	175.7	73.00	197.2
三七	週	40.70	185.5	84.60	211.0
三八	週	45.20	195.9	98.00	226.6
三九	週	50.00	207.0	113.70	244.0
四〇	週	55.00	218.7	131.00	263.8
四一	週	60.00	231.2	150.00	286.2
四二	週	65.00	244.5	171.00	311.2
四三	週	70.00	258.7	194.00	338.4
四四	週	75.00	273.5	219.00	368.0
四五	週	80.00	288.8	246.00	400.0
四六	週	85.00	304.5	276.00	434.0
四七	週	90.00	320.7	309.00	470.0
四八	週	95.00	337.4	345.00	508.0
四九	週	100.00	354.7	384.00	548.0
五〇	週	105.00	372.5	426.00	590.0
五一	週	110.00	390.8	471.00	634.0
五二	週	115.00	409.7	519.00	680.0
五三	週	120.00	429.1	570.00	728.0
五四	週	125.00	449.0	624.00	778.0
五五	週	130.00	469.4	681.00	830.0
五六	週	135.00	490.4	741.00	884.0
五七	週	140.00	511.9	804.00	940.0
五八	週	145.00	533.9	870.00	998.0
五九	週	150.00	556.4	939.00	1058.0
六〇	週	155.00	579.4	1011.00	1120.0
六一	週	160.00	602.9	1086.00	1184.0
六二	週	165.00	626.9	1164.00	1250.0
六三	週	170.00	651.4	1245.00	1318.0
六四	週	175.00	676.4	1329.00	1388.0
六五	週	180.00	701.9	1416.00	1460.0
六六	週	185.00	727.9	1506.00	1534.0
六七	週	190.00	754.4	1600.00	1610.0
六八	週	195.00	781.4	1697.00	1688.0
六九	週	200.00	808.9	1798.00	1768.0
七〇	週	205.00	836.9	1902.00	1850.0
七一	週	210.00	865.4	2009.00	1934.0
七二	週	215.00	894.4	2119.00	2020.0
七三	週	220.00	923.9	2232.00	2108.0
七四	週	225.00	953.9	2348.00	2198.0
七五	週	230.00	984.4	2467.00	2290.0
七六	週	235.00	1015.4	2589.00	2384.0
七七	週	240.00	1046.9	2714.00	2480.0
七八	週	245.00	1078.9	2842.00	2578.0
七九	週	250.00	1111.4	2973.00	2678.0
八〇	週	255.00	1144.4	3107.00	2780.0
八一	週	260.00	1177.9	3244.00	2884.0
八二	週	265.00	1211.9	3384.00	2990.0
八三	週	270.00	1246.4	3527.00	3098.0
八四	週	275.00	1281.4	3673.00	3208.0
八五	週	280.00	1316.9	3822.00	3320.0
八六	週	285.00	1352.9	3974.00	3434.0
八七	週	290.00	1389.4	4129.00	3550.0
八八	週	295.00	1426.4	4287.00	3668.0
八九	週	300.00	1463.9	4448.00	3788.0
九〇	週	305.00	1501.9	4612.00	3910.0
九一	週	310.00	1540.4	4779.00	4034.0
九二	週	315.00	1579.4	4949.00	4160.0
九三	週	320.00	1618.9	5122.00	4288.0
九四	週	325.00	1658.9	5298.00	4418.0
九五	週	330.00	1699.4	5477.00	4550.0
九六	週	335.00	1740.4	5659.00	4684.0
九七	週	340.00	1781.9	5844.00	4820.0
九八	週	345.00	1823.9	6032.00	4958.0
九九	週	350.00	1866.4	6223.00	5108.0
一〇〇	週	355.00	1909.4	6417.00	5260.0

第五章 初生兒の保護
第一節 入浴・臍帶

月	年	身長(厘米)	體重(斤)	胸圍(厘米)
一	一	72.2	8.35	44.9
二	一	73.5	8.50	45.7
三	一	74.9	8.90	46.8
四	一	77.9	9.50	48.1
五	一	81.4	10.19	49.5
六	一	84.1	10.83	50.5
七	一	87.9	11.50	52.7
八	一	91.7	12.20	54.1
九	一	95.4	13.00	55.5
一〇	一	99.0	13.70	57.2
一一	一	102.8	14.50	59.2
一二	一	106.5	15.40	61.4
一三	一	110.4	16.40	63.1
一四	一	114.4	17.50	64.9
一五	一	118.4	18.70	66.6
一六	一	122.4	19.90	68.3
一七	一	126.4	21.20	70.0
一八	一	130.4	22.60	71.7
一九	一	134.4	24.10	73.5
二〇	一	138.4	25.70	75.2
二一	一	142.4	27.40	77.0
二二	一	146.3	29.20	78.9
二三	一	150.3	31.10	80.9
二四	一	154.3	33.10	82.9
二五	一	158.3	35.20	84.9
二六	一	162.3	37.40	86.9
二七	一	166.3	39.70	88.9
二八	一	170.3	42.10	90.9
二九	一	174.3	44.60	92.9
三〇	一	178.3	47.20	94.9
三一	一	182.3	50.00	96.9
三二	一	186.3	52.90	98.9
三三	一	190.3	56.00	100.9
三四	一	194.3	59.30	102.9
三五	一	198.3	62.80	104.9
三六	一	202.3	66.50	106.9
三七	一	206.3	70.40	108.9
三八	一	210.3	74.50	110.9
三九	一	214.3	78.80	112.9
四〇	一	218.3	83.30	114.9
四一	一	222.3	88.00	116.9
四二	一	226.3	92.90	118.9
四三	一	230.3	98.00	120.9
四四	一	234.3	103.30	122.9
四五	一	238.3	108.80	124.9
四六	一	242.3	114.50	126.9
四七	一	246.3	120.40	128.9
四八	一	250.3	126.50	130.9
四九	一	254.3	132.80	132.9
五〇	一	258.3	139.30	134.9
五一	一	262.3	146.00	136.9
五二	一	266.3	152.90	138.9
五三	一	270.3	160.00	140.9
五四	一	274.3	167.30	142.9
五五	一	278.3	174.80	144.9
五六	一	282.3	182.50	146.9
五七	一	286.3	190.40	148.9
五八	一	290.3	198.50	150.9
五九	一	294.3	206.80	152.9
六〇	一	298.3	215.30	154.9
六一	一	302.3	224.00	156.9
六二	一	306.3	232.90	158.9
六三	一	310.3	242.00	160.9
六四	一	314.3	251.30	162.9
六五	一	318.3	260.80	164.9
六六	一	322.3	270.50	166.9
六七	一	326.3	280.40	168.9
六八	一	330.3	290.50	170.9
六九	一	334.3	300.80	172.9
七〇	一	338.3	311.30	174.9
七一	一	342.3	322.00	176.9
七二	一	346.3	332.90	178.9
七三	一	350.3	344.00	180.9
七四	一	354.3	355.30	182.9
七五	一	358.3	366.80	184.9
七六	一	362.3	378.50	186.9
七七	一	366.3	390.40	188.9
七八	一	370.3	402.50	190.9
七九	一	374.3	414.80	192.9
八〇	一	378.3	427.30	194.9
八一	一	382.3	440.00	196.9
八二	一	386.3	452.90	198.9
八三	一	390.3	466.00	200.9
八四	一	394.3	479.30	202.9
八五	一	398.3	492.80	204.9
八六	一	402.3	506.50	206.9
八七	一	406.3	520.40	208.9
八八	一	410.3	534.50	210.9
八九	一	414.3	548.80	212.9
九〇	一	418.3	563.30	214.9
九一	一	422.3	578.00	216.9
九二	一	426.3	592.90	218.9
九三	一	430.3	608.00	220.9
九四	一	434.3		

早産児の體重と死亡率(ビルク氏)
 (體重) (死亡率)
 一〇乃至一五 七六%
 一五乃至二〇 五三%
 二〇乃至二五 三二%
 我が國小児の月齡と死亡率(大正一三年)

(月齡) (死亡率)
 一月未滿 五八%
 一年未滿 五六%
 産湯の時、頭部に油脂が多くて除き難い時は、オリーフ油を塗つて軟らげてから、石鹼で洗ひ去るがよい。湯の温度は、始めは寒暖計ではかり爾後手加減ではかる、この際手指だけをひたさずに腕をもひたせば、腕は指よりも感覚が鋭敏だから、湯加減を正しく知り易い。

初生児入浴の圖



初生児は、母體をはなれて急に生活状態を變じ、且身體は外界の刺戟に抵抗する力、大人に比して少ないから、晝夜の別なく注意してこれを保護しなければならぬ。

一、入浴

1、回数 出生直後に行ふのを産湯といふ、その後一ヶ年頃までは、毎日一回づつ哺乳後三時間位を過ぎた日中の暖かい時刻に入浴させる。

浴させる。

2、温度 温度は三八度か三九度が適當である、入浴中に湯は次第に冷えるから、少しづつ差湯をする。

3、方法 兒體を左腕に抱へ、手掌で後頭部を支へ、右手を臀部に添へて抱へ上げながら、湯に入れ、耳に湯の入

眼及び口を、入浴した盥の湯で洗ふのは、衛生上よろしくない。

アルゾールは、醋酸石酸アルミニウムで、安全のため、近年用ひられる。

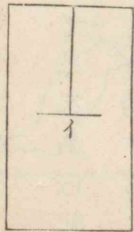
らぬやうにし、右手で全身を洗ひ清め、腫物發疹等の有無をしらべ、顔及び頭は、別器の清い湯で洗ふ。

4、時間 入浴時間は、季節によつて五分間乃至一〇分間位が適當である。

5、手當 入浴後は手早く乾いたタオルで全身をふき、特に腋下顎下、股間等に注意し、シツカロール又はアルゾール末をふりかけて爛れを防ぎ、速に着衣させる。

二、臍帶

1、臍帶保護 臍帶は生後五日目か六日目頃に落ちる、それまでは入浴後に脱脂綿で水分を去り、切口をアルコールでふき、全體にサリチル酸滑石末をふりかけ、圖の如く切口を入れたガーゼの(イ)に臍帶を通して包み、脱脂綿を被ひ、軽く繃帯をかけて保護する、もしこれを



胎便の排泄法としてマクリを飲ませることは有害である、マクリは海人草と甘草とを混じったものの煎汁である。
産後五日間か六日間の乳を初乳といひ、その後の乳を熟乳といふ、初乳は黄白色であるが熟乳は白色である、初乳には初乳球を含み、蛋白質量は熟乳の三倍乃至六倍に達し、無機鹽類量は一・五倍乃至三倍に達する。

怠れば、臍炎・初生兒破傷風等にかかる患がある。タントク
2、創痕保護 臍帯の落ちた後も、その面は赤く濕つてゐるから、前と同様に注意して保護すれば、一〇日乃至一四日で全治する。

第二節 便通襁褓

一、便通

1、胎便 (1) 胎便は、胎兒の腸排泄物で暗綠色である、生後早きは一

時間で排泄し始め、一日に

三回か四回づつ二日間か

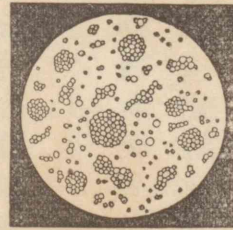
三日間で排泄し終る、初乳

を飲ませれば、排泄をうながす。

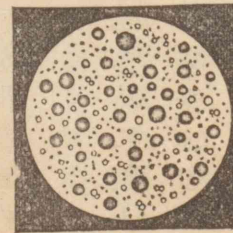
(2) 胎便は粘氣があ

つて、襁褓につけば取れ難いから、軟らかにもんだ白紙又は脱脂綿を股間にあてて置いて、これを取り去る。

乳汁檢鏡圖

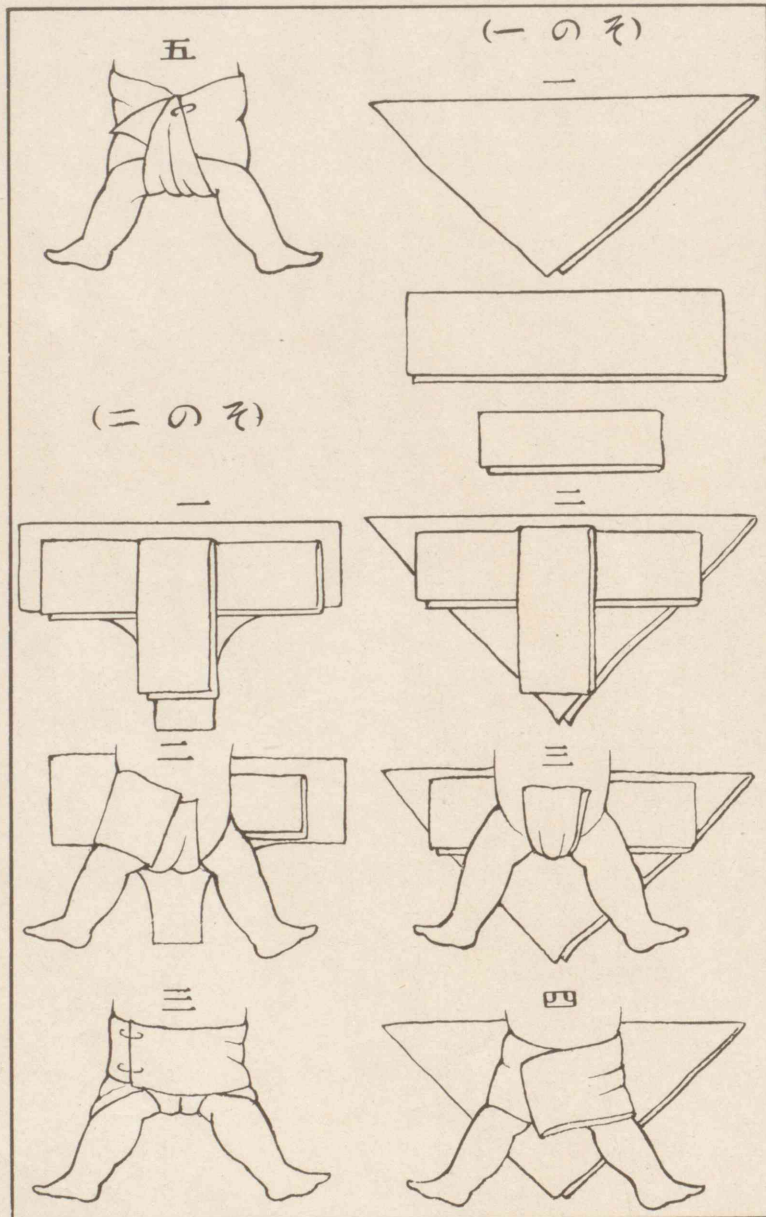


初乳



熟乳

襁褓用法の例



2、交換 襦袢は便通後直に交換する、一度用ひた襦袢は乾いても洗濯せずに再び用ひてはならぬ。

第三節 衣服・睡眠

一、衣服

1、着せ方 衣服は大人より一枚を増す位の程度とし、後紐ウシヒモを前で軽く結ぶ、紐は身體の成長に伴ひ、絶えずその位置をつけかへる。
2、注意 新に仕立てた衣服を用ひる時は、針又はかたきものなどの有無をしらべ、屋外に乾かしたものを用ひる時は、蟲などの有無をしらべる。

二、睡眠

1、時間 初生兒は、哺乳・入浴・便通時の外は、なるべく多く眠らせるがよい。故に哺乳時刻を正しくし、襦袢を清潔にし、衣服をゆるやかにし、夜具は掛蒲團を軽く、敷蒲團を厚く軟らかにし、蠅・蚤・蚊

等を防ぎ、室の明るさをやはらげ、周囲を静にして安眠させる。

2、臥位 仰臥がよい、側臥ならば、一方だけの片寝をさける。

第四節 泣聲・初毛

一、泣聲 泣聲は、原因によつて異なるから、母は泣聲によつてその原因を察し、適當の處置をとるべきものである。

1、生理的の泣聲

(1)退屈時 涙なく眼を開き、頭を左右に動かして泣く。
(2)運動時 涙なく眼を開閉し、身體を動かして泣く。
2、苦しむ泣聲

(1)腹痛時 兩足を縮め、力をこめてきれぎれに泣く。
(2)窮屈時 はげしく聲をあげて泣きさけぶ。
(3)痛痒時 涙多く眼を開き、中音に泣く。

3、求むる泣聲

- (1)空腹時 涙なく眼を開きかなしげに節をつけて泣く。
- (2)催眠時 眼を細くし、あくびと泣聲とを交互する。
- 二、初毛 初毛は、頭部を保護するから剃つてはならぬ、故に長く延びたならば、適當の長さにより取る。

第六章 乳兒の哺育

第一節 哺育法の種別

乳兒を、(1)人乳で哺育することを天然榮養といひ、(2)人乳代用物で哺育することを人工榮養といひ、(3)この兩法を併用することを混合榮養といふ。天然榮養には更に母乳哺育と乳母乳哺育とがあり、人工榮養には牛乳哺育と煉乳哺育等とがある。

天然榮養は人工榮養及び混合榮養にまさり、殊に母乳哺育は自然の理にかなつた最良の方法であることは、母乳哺育の乳兒死亡

月(數)	母乳哺育	牛乳哺育
一	二〇一	二二〇
二	〇七四	五八
三	〇四	四九
四	〇三	四六
五	〇三	三〇
六	〇三	三二
七	〇六	三七
八	〇四	二四
九	〇三	二三
一〇	〇三	一九
一一	〇三	一六
一二	〇元	一六

率が、他の哺育の死亡率よりも小なることによつて知られる。

第二節 母乳哺育

一、長所 母乳は左の諸點に於て乳兒に最良の完全食料である。

1、榮養 乳兒の榮養に必要な成分を完備してゐる。

2、抗毒素 抗毒素は母體から兒體に移り、乳兒の病氣に對する抵抗力を増させる。

3、肥立 母體は、母乳によつて血行を盛にし、食慾及び消化作用を増し、肥立を早める。

4、觀察 乳兒の健康及び發育の良否を觀察するに適する多くの機會をあたへる。

5、愛情 哺乳のために、一層母子の愛情を増す。

二、方法

1、時期 生後一二時間乃至二四時間内に第一回目の哺乳を始め、

哺乳は愛情を増しめることは、出生後直に乳母の家に付た乳兒は、乳母との間の愛情が、反て生母との

間の愛情に優ることがあるによつても知られる。この標準回数は長尾博士による。

その後引きつづき哺乳する。

2、回数 生後二日目には一晝夜に四回以後生後一ヶ月までは六回、生後一ヶ月以後は五回を哺育回数の標準とし、右の内夜は生後一ヶ月までは二回位、生後一ヶ月以後は次第に減じ、生後二ヶ月か三ヶ月以後はこれを廢して胃を休ませる。

この外に、夏の發汗時には、さまし湯番茶又はこれに少しの水飴を溶かしたものを、一日に三回か四回づつ、生後一ヶ月頃は一回に二〇瓦を、生後七ヶ月頃は四〇瓦を標準とし、月数の多少によつて加減しながら、晝の或哺乳時刻と次の哺乳時刻との間にあたへる。

3、時刻 飲んだ乳が胃から腸に送られるには凡三五時間を要する、故に哺乳時刻は三五時間乃至四時間を隔てて一定する、しかし眠つて居る時は覺まして飲ませるに及ばない。今適當だと

されてゐる、生後一ヶ月以後の哺乳時刻を左に示す。

午前六時、午前一〇時、午後二時、午後六時、午後一〇時、
4、分量 哺乳の第一日目には毎回少量づつをのませ、その後は乳兒が満足して乳房を離すを度とする、通常は一五分間乃至二分間である、もし約三〇分間も乳房を離さぬ時は、乳量不足でないかを注意する。又哺乳直後に兒體を動かしたため乳を吐くのは、溢乳と稱して飲み過ぎの疑ひがあり、やや時間をへて粒狀に固まつた乳を吐くのは、吐乳と稱して消化不良のためであるから、共に哺乳量を減じなくてはならぬ。一般に、一日の哺乳量は左の標準による。

月 數	一ヶ月・二ヶ月	三ヶ月・四ヶ月	五ヶ月・六ヶ月	七ヶ月・八ヶ月	九ヶ月・一〇ヶ月
乳 量(瓦)	六〇〇乃至七〇〇	八〇〇	九〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇

横臥の位置、哺乳するのはよろしくない。

口内を清めるために、ガーゼなどで口内をふけば、粘膜をいためることがある。

哺 乳 の 圖



5、姿勢 (1) 生後二日間か三日間は、止むを得ず臥位のまま哺乳し、その後は坐位で哺乳すれば、母も兒も安らかである。(2) 飲ませるには、先づ微温湯に濕したガーゼで乳首を清め、一方の腕に兒體を抱き、他方の手の示指と中指とで乳房を支へ、鼻孔をふさがぬやうに深く口にふくませ、一方の乳房を飲みつくした後、他方の乳房を飲ませる。飲み残しをすれば、乳量を減ずる。

6、手当 (1) 母乳は安全であるから、哺乳後に殆ど口内をふき清める必要はない、もしふき方をあやまれば、却て粘膜をいためる患がある、故に口内を清めようとせば少しのさまし湯を飲ませるがよい。(2) かくて哺乳後は、暫時兒體を動かさず、又腹部を壓せ

ずに靜に休ませる。

7、精神 哺乳時には母は哺乳のために専念し、且眠らぬやうにする。もし母が眠れば、乳房で乳兒を窒息させる患がある、又乳兒が眠れば、乳房を離させるがよい。

三、注意 哺乳期中の母は、心身を過勞すれば、乳量を減ずるから、左の注意が必要である。

1、精神 氣苦勞せず、に安靜にする。

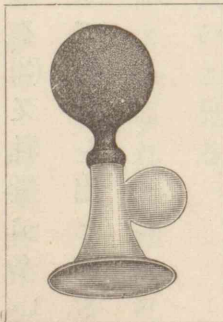
2、食物 食ひ慣れた食物中から、營養分の多いものを選び、刺戟の強いものをさける。

3、運動 家事その他の用事を勤めて、適當に運動する。

4、睡眠 平常の如く、安眠する。

5、乳量 (1) 乳量が少なくなるとも、哺乳をやめ

搾 乳 器



哺乳後に搾乳器で乳の残量を出し切らば、次第に乳量を減ずる。

ずに吸はせれば、次第に乳量を増すものである。(2)又乳量が多いため哺乳後に残るならば、搾乳器で搾り取つて、残りを出し切るがよい。

第三節 乳母乳哺育

一、場合 乳母乳は母乳に劣れども、他の人乳代用品にまさる、しかして乳母乳哺育を行ふのは左の場合に限る。

1、乳房 母の乳房が畸形又は負傷等で哺乳し得ない時。

2、乳量 母乳が無いか又は不足な時。

3、病氣 母に乳腺結核、脚氣等の病氣があつて、乳兒の健康を害する患ある時。

4、事情 母が哺乳にたへぬ事情ある時。

5、死亡 母の死亡した時。

二、選定 乳母は、左の條件によつて選ぶ。

乳腺結核以外の結核は、乳汁によつて傳染しない。微毒は已に胎内にあつて傳染する。故にこの場合は母乳を廢して乳母の乳によるべき必要はない。

産期の差が三ヶ月以内のものがないときは、産期の差がこれより大であつても差支はない。

1、年齢 二〇歳乃至三〇歳の人がよく、これ乳量も多く體力も強く、哺乳の務めに堪へ得るからである。

2、産期 産後六週間以上で、生母との産期の差三ヶ月以内のものがよい、これ乳汁の成分及び性質が、生母に似るからである。

3、身體 身體が强健でその人の兒が健康に育ち、且自身家族及び近親に傳染病、遺傳病、精神病等があつてはならぬ。

4、乳量 乳房の發育が完全で、しほれば乳汁が噴き出るのがよい、これ乳量の多いことを證するからである。

5、乳質 乳質が良くなければならぬ、しかし良否をためし難いから、その人の兒が健康に育ち居らば、乳質が良いと見る。

6、經驗 經産婦で出産二回目か三回目の人がよい、これ初産婦に比すれば哺乳の經驗があるからである。

7、性情 溫良、快活、子供好きで、愛情に富み、品行正しく、清潔を好み、

乳母の食物の注意は、母の食物の注意に同じである。里子にする場合及び選定上の注意は乳母の場合に同じである。

言語動作が上品で、普通の理解力があることを要する。
三、指導 乳母を雇入れた以上は、親切に哺乳の心得を教へ、徒に氣苦勞をさせず喜び楽しんでその務をつくすやうに導く。

第四節 牛乳哺育

一、場合 牛乳は乳兒の食物として人乳に劣るから、牛乳哺育を行ふのは、人乳哺育を行ひ得ぬ時に限る。しかし牛乳の成分性質は人乳にやや似てゐるから、人工榮養法中では最良の方法である。

二、短所

1、乳質 榮養素の割合及び性質は人乳と異なる故に人乳に近づけるため、牛乳に水を加へて蛋白質無機鹽類の割合を減じ、砂糖を加へて炭水化物の割合を増しても、人乳の如く乳兒の完全食料ではない。

2、消化 蛋白質量は人乳よりも多い故に酸結合量が多く消化は

(人乳(牛乳))
蛋白質 一・七〇 三・五〇
脂肪 三・七〇 三・八〇
炭水化物 六・七〇 四・九〇
無機鹽類 〇・一六 〇・七三

蛋白質の消化する時に、先づ胃液の

鹽酸と結合して、酸蛋白質に變ずる。

良質の牛乳は、比重一・〇二八乃至一・〇三四で、脂肪量は二・七%以上である。

人乳よりもおそい。

3、抗毒素 乳兒に有効な抗毒素は、母體から兒體に移らぬ。

三、方法

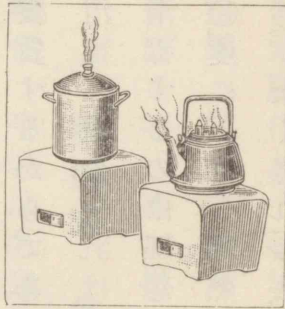
1、買入 牛乳は、信用ある牛乳屋から、新らしいものを配達時毎に、次の配達時までの哺乳回数に等しい瓶數だけ買入れる、これ一度瓶口を開いた残りの牛乳を、次回の哺乳に用ひるのは、衛生上不安だからである。

2、保存 買入れた牛乳は、瓶づめのまま直に冷蔵する。然らざれば變質するからである。

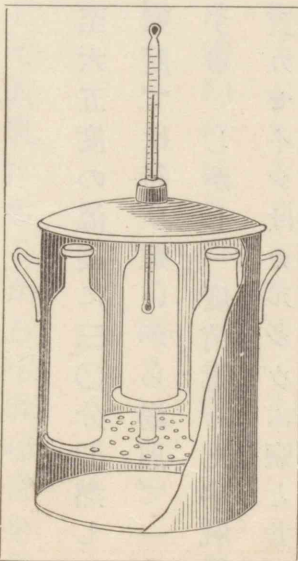
3、消毒 生の牛乳は、六〇度乃至六五度の溫度に三〇分間熱して消毒するのは理想であるが、家庭では行ひ難いから、湯煎で一〇〇度に一〇分間熱して消毒する。しかし一度消毒した牛乳を再び永く煮れば、表面の蛋白質カゼインはカルシウム鹽と共に

牛乳を水蒸氣で消毒するには、飯蒸器を利用し、湯煎にするには、鐵瓶を利用することができ。

物用代器毒消乳牛



器毒消乳牛氏ーレスクツ



固まつて膜を生じ、消化し難くなり、これを除けば、栄養分を減じ、ビタミンも亦その効を減ずる。故に都市で配達するやうな完全な消毒牛乳は、これを飲み加減の温度にあためただけで飲ませる。

4 調乳 一日の牛乳量は、体重の一〇分一とし、煮沸した湯で体重の六分一に達するまでうすめる、しかしその最大限を一〇〇〇瓦として、やや控目にするがよい、よつて月数とおすすめ方との關係は、凡左の如くなる。

調乳は、その兒の發育状態によつて加減すべきものであるから、小兒科醫又は小兒保健所に相談して定めるがよい。

めづる 体重の1/10

12ヶ月以上

月數 一ヶ月 月 牛乳一分湯二分(三分一乳)
月數 二ヶ月・三ヶ月 月 牛乳一分湯一分(二分一乳)
月數 四ヶ月乃至七ヶ月 月 牛乳二分湯一分(三分二乳)
月數 八ヶ月以上 全乳
これに準じたらうすめ方、哺乳回数及び哺乳量の標準は、左の通りである。

月數	稀釋度	一回量(瓦)	一日回数	一日量(瓦)
第一日	三分一乳	一〇	六	六〇
第二日	同	二〇	六	一二〇
第三日	同	三〇	六	一八〇
第四日	同	四〇	六	二四〇
第五日	同	五〇	六	三〇〇
第六日	同	六〇	六	三六〇
第七日	同	七〇	六	四二〇
第八日	同	八〇	六	四八〇
第九日	同	九〇	六	五四〇
第十日	同	一〇〇	六	六〇〇
第十一日	同	一〇〇	六	六〇〇
第十二日	同	一〇〇	六	六〇〇
第十三日	同	一〇〇	六	六〇〇
第十四日	同	一〇〇	六	六〇〇
第十五日	同	一〇〇	六	六〇〇
第十六日	同	一〇〇	六	六〇〇
第十七日	同	一〇〇	六	六〇〇
第十八日	同	一〇〇	六	六〇〇
第十九日	同	一〇〇	六	六〇〇
第二十日	同	一〇〇	六	六〇〇
第二十一日	同	一〇〇	六	六〇〇
第二十二日	同	一〇〇	六	六〇〇
第二十三日	同	一〇〇	六	六〇〇
第二十四日	同	一〇〇	六	六〇〇
第二十五日	同	一〇〇	六	六〇〇
第二十六日	同	一〇〇	六	六〇〇
第二十七日	同	一〇〇	六	六〇〇
第二十八日	同	一〇〇	六	六〇〇
第二十九日	同	一〇〇	六	六〇〇
第三十日	同	一〇〇	六	六〇〇

木線針とよく
焼く
ムに穴をあける



水飴は麦芽糖を主成分としデキストリン(糊精)を含む。滋養糖は麦芽糖を主成分としてデキストリン・糖酸鹽類等を含む。

第 四 月	第 五 月	第 六 月	第 七 月	第 八 月
三 分	同	同	同	全
二 乳				乳
一七〇	一八〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
五	五	五	五	五
八五〇	九〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇

加ふべき砂糖量は、牛乳量の一〇分一とし、一日量の最大限を五〇瓦とする、而して通常は蔗糖を用ひ下痢の時は滋養糖に代へ、便秘の時は水飴に代へる。

5、哺乳 哺乳器を用ひ、體溫位の溫度で靜に飲ませる、過熱過冷のものはよろしくない、又飲み残りは次回に用ひてはならぬ、(2) 哺乳後は必ず少しのさまし湯を飲ませて口内を清める、然らざれば驚口瘡等にかかる患がある。

四、哺乳器

1、選定 哺乳器は左の要件に適するものがよい。
(1) 衛生上安全なもの。

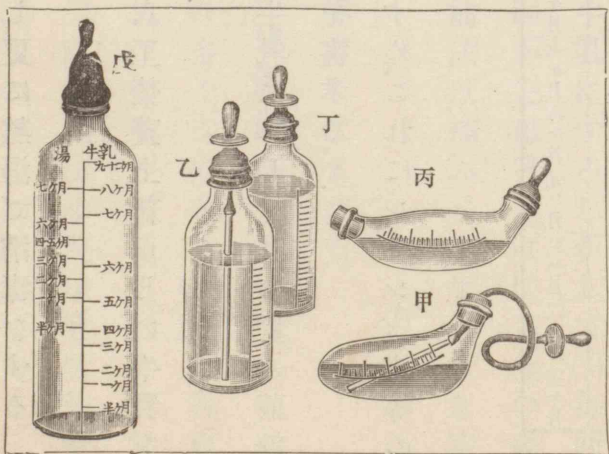
(2) 使用上便利なもの。

(3) 坐りの安定なもの。

(4) 安價なもの。

圖の(甲)(乙)は長いゴム管やガラス管があるため使用に便利であるが管内を洗ふに不便利のため衛生上不安であり、ゴム管やガラス管のない(丙)(丁)は衛生上安全である、(戊)は赤線哺乳器と稱し、赤線の度目によつて、牛乳のうすめ方と一回量とを知り得る便利があつて、衛生上安全である。

乳 哺 器



内部を洗ひ、特に乳首と管とに注意し、更に熱湯で消毒をする。

第五節 煉乳哺育

一、場合 煉乳は消化し易くないから、人工栄養上新らしい牛乳を得られぬ時に限り、これを用ひる。

二、短所 栄養上の缺點は、ながく煮た牛乳に等しく、且多量の蔗糖を含むから、ややもすれば乳児の腸胃を害する。

三、調乳 さまし湯で凡左表の如くうすめ、これにレモン・蜜柑等の汁を少し加へて、ビタミンB・Cを補ふ。

煉乳をコンデンスミルクともいふ。種品品質の異なるものがあるから、買入れる時に注意を要する。
煉乳の成分表
(内地製の一種)
蛋白質 九・四〇
脂肪 九・三〇
乳糖 二・六〇
蔗糖 四・四〇
鹽類 一・六六
水 七〇・四四
人工栄養品には、牛乳・煉乳の外に、粉乳・ミルクフード・ラクトゲン、穀物製品等があるが、いづれも人乳又は牛乳の補ひとして用ひる。

煉乳	湯	月数													
		二週	三週	四週	二ヶ月	三ヶ月	四ヶ月	五ヶ月	六ヶ月	七ヶ月	八ヶ月	九ヶ月	一〇ヶ月	二ヶ月	三ヶ月
一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一〇	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

第六節 混合哺育

混合哺育中では、母乳と牛乳とを併用する方法が最良である。

一、場合 母乳不足なるか、又は母乳だけをあたへ得ざる事情があつて、乳母を雇はぬ場合に限りこれを行ふ。
(職業婦人)

二、方法 母乳をあたへ、その不足分を牛乳にする。しかして(1)毎回母乳と牛乳とを併用する方法と、(2)幾回かを母乳だけにし、他の幾回かを牛乳だけにする方法とあるが、前法は補ふべき牛乳量を定め難いから、後法が安全である。

三、結果 母乳哺育にはおとるが、牛乳哺育にはまさる。

第七節 乳兒院・託兒所・小兒保健所

我が國の乳兒・幼兒の死亡率は割合に多く、殊に人工栄養の乳兒に於て甚だしい、これ哺育上の缺陷に基づくものである。よつて、乳兒の哺育や幼兒の養護のために、乳兒院・託兒所・小兒保健所等々を設け、その保護や指導にあたることは、國家のために必要である。

一、乳兒院 近年は職業婦人の數が多くなり、そのために家庭で母の哺育を受け得られぬ乳兒もまた次第に多くなりつつある。かかる乳兒を收容して、母に代つて哺育の任務にあたるのが乳兒院である。

二、託兒所 職業婦人が勤務時間中その乳兒や幼兒を託する所は託兒所である。その性質や任務は乳兒院と同じである。

三、小兒保健所 乳兒幼兒の保健上の相談や診察に應じ、或は家庭を訪問して哺育や養護の方法を實地に指導する所は小兒保健所である。

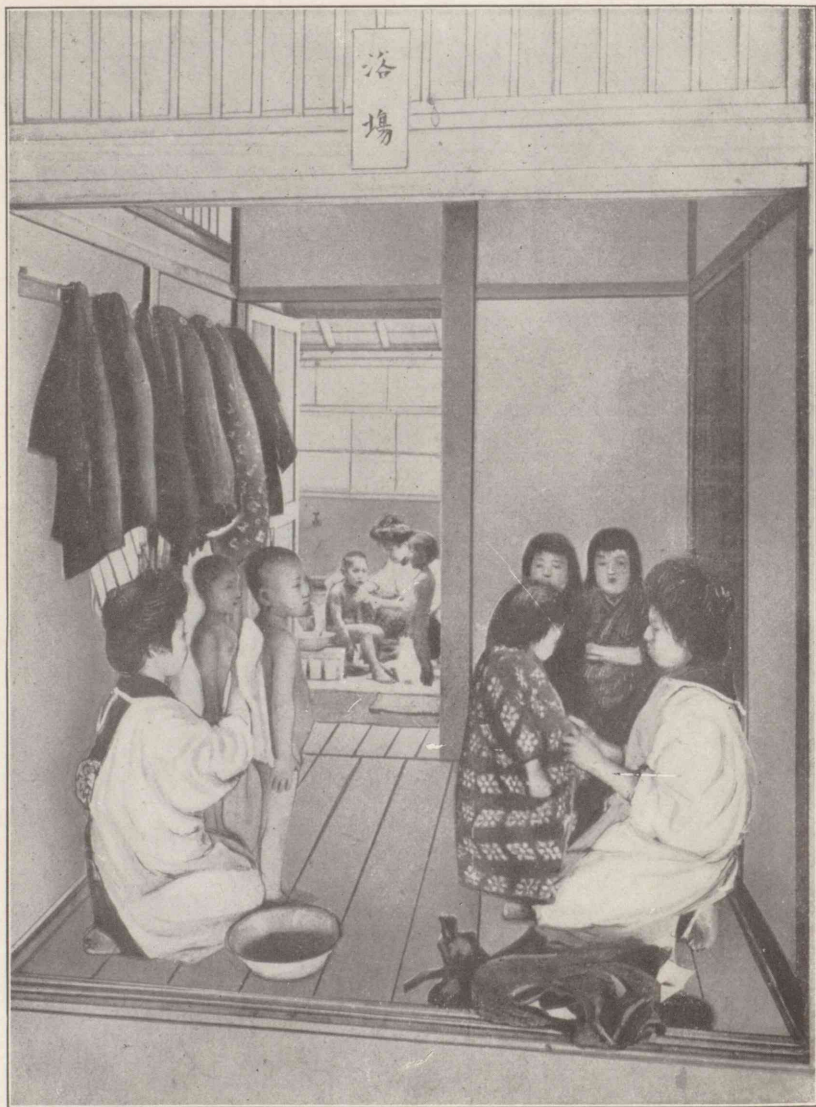
第七章 生齒・離乳

第一節 生齒

一、生齒の時期 生齒の時期は必ずしも一定しないが、生後六ヶ月



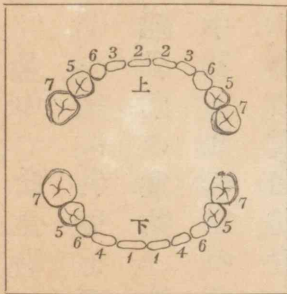
大阪小兒保育所内小兒室



大阪小兒保育所内浴室

生齒期には乳首を
嘔むことが多い、
小さい乳首の傷に
は、コロデオンを
點すれば、乾いて
薄い膜を残すから
手當法としては便
利である、大きな
傷は醫師の手當を
受くべきものであ
る。

乳齒發生順序



か七ヶ月頃から生へ始め圖の如き順序で、満
二歳餘で生へ終る、これを乳齒といふ。

二、身體の異狀 生齒期には齒齦は充血し、物
にかみつぎ、涎を流し、神經過敏になる、故に特
に口中をよく洗ひ、時時微温湯に浸したガ―

ゼで齒齦を軽くこすり、又ゴム製の玩具等をかませ、常に神經の刺
戟をさけて安らかにさせる。

三、哺乳の注意 生齒期の哺乳時には、乳首にかみつくことがある、
故に乳兒の心身の安らかな時を見計つて哺乳をする。

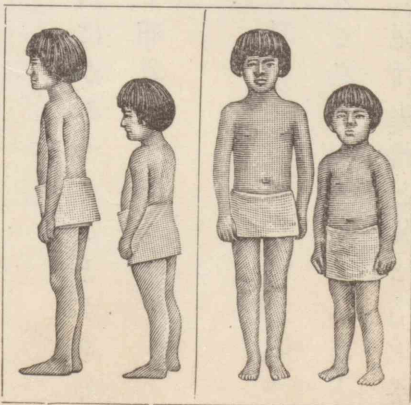
第二節 離乳

一、離乳の時期 生後満一歳にもなれば、(1)乳兒は成長して母乳だ
けでは血色素の成分である鐵や、骨の成分であるカルシウムなど
の不足から、榮養分に不足を來たす、(2)又乳兒は生齒と共に消化器

下圖に示したのは兄弟で、兄は八歳、弟は三歳である、兄は體重一四・九六六斤(約三九九一匁)で弟は一三・〇五〇斤(約三三八〇匁)である、兄は牛乳・パン・魚肉及び牛肉を嫌つて食はず、その發育の差の甚だしいことが見られる。

が次第に發育して、他の食物を取るに適し、(3)且哺乳期長きに過ぎれば、母の健康を害する患もあるから、八ヶ月か九ヶ月頃から、離乳準備として少しづつ他の食物を併用し始め、一八ヶ月頃に全く離乳させる、しかし左の時期には離乳を見合はせるがよい。

發育の異なる兄弟



- (1) 乳兒の健康に異状ある時。
- (2) 暑中で飲食物に特別の注意を要する時。
- (3) 一家に、乳兒を不安にさせる事情ある時。

二、離乳期の食物 消化し易いことを主とし、栄養分に富ませるため、牛乳と共に左の食物をあたへる。

- (1) 蛋白質・脂肪食 卵黄・軟らかな魚肉・肉スープ。

- (2) 炭水化物食 重湯・葛湯・粥。

- (3) 無機鹽類・ビタミン食 野菜スープ・果實汁。

初めは母乳と共に、先づ適量の牛乳・重湯・葛湯・スープ・果實汁の如き流動食を、一日に一回か二回づつあたへて、次第にその分量と回数とを増し、次に卵黄・牛乳又はスープを加へた粥・魚肉・野菜汁の如き易消化食に移つてから、全く離乳させる。

三、離乳後の食物 離乳期の食物と同じ方針で、易消化食をあたへ、次第に難消化物を除いた普通食に移る、牛乳は母乳に次ぐよい食物であるから、長くゆたかに飲ませるがよい。

第八章 幼兒の衣食住

第一節 衣服

幼兒の衣服は特に衛生に注意して、良質・輕快なものを選ぶ。妄

菓子は、満一歳頃から、ウエーファの如きものをあたへ、次第にカステラ・ビスケットの如き、軟らかく、だけ易く、且溶解し易いものをあたへる。

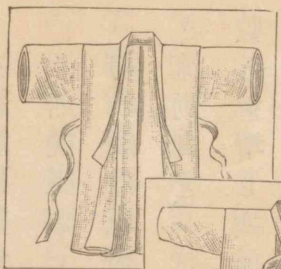
に華美に流れて人形の如く着飾らせ、幼児の自由活動をも束縛することがあつてはならぬ。

一、地質・形状

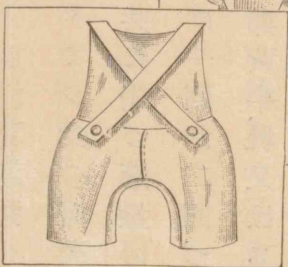
1、地質 (1) 上着は軽く暖かく、洗濯にたへるものを選び(2) 肌着は糊のない軟らかなものを選び、夜は寝冷えを防ぐために、寝冷知

「寝冷知らず」には、圖に示した形の外に、種種に工夫した新しい形のものもある。

普通形肌着



寝冷知らず



らずを用ひさせる。

2、形状 動作の自由なるやう

に、(1) 和服ならば広い筒袖にし、且成長に應ずるやう肩揚腰揚をする。(2) 洋服ならば軽便な形がよい、その形を考案し、これを仕立ててその兒に着せることは、母の樂みの

子供洋服は、容易に出来合品を買ひ得られ、又家庭で仕立て、或は毛糸で編むことができる。



種々の小兒用洋服

一つであらう。

二、着せ方

- 1、厚薄の程度 衣服は厚薄その度を失はぬやうにし、和服でも肌着類を用ひて體温を調節し、上着は重着をさせぬがよい。
- 2、帯紐の締方 帯紐で強く締めつけずに、ゆるやかに着心地よく着せる。

三、附屬品

- 1、前掛 白金巾製又はキヤラコ製の胸前掛をかけさせて、衣服の汚れることを防ぐ。
- 2、帽子 なるべく、軽く軟らかな帽子を用ひさせる、夏は日除になり、冬は防寒になる。
- 3、履物 履物は、(1)軽く軟らかで、大きさは足に適することを要件とし、(2)足袋は毛絲製のもの、靴下は膝までのものを選び、(3)外出

ゴム靴は雨天の防水用にけよいが、日常用には通氣不長て衛生上よろしくない。

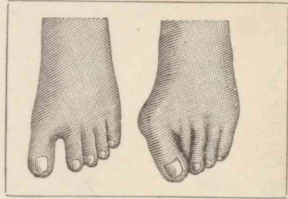
時には羅紗製の靴を用ひさせ、長ずるに従ひ、草履又は皮製の靴を用ひさせる。

第二節 食物

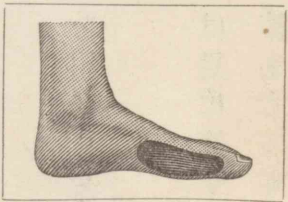
一、主食 満五歳頃までは、榮養分の少ないもの、かたいもの、不消化のもの、刺戟性のも、過熱過冷のものをさけ、離乳後の食物に引續き、牛乳の外に、左の如き食物をあたへる。

- (1) 蛋白質・脂肪食 鶏卵・鶏肉・淡白な魚肉・軟らかな豆・バター。
- (2) 炭水化物食 軟らかな米飯・パン・馬鈴薯。
- (3) 無機鹽類・ビタミン食 根菜・葉菜・甘い果實・バター。

不適當な靴で足に生じた傷



自然の足



同上



間食を與へる回数
は、學齡期前は午
前午後各一回とし、
學齡期には午後一
回を標準とし、次
第にこれを廢する。

六歳以上では、全く普通食に移り、食物に好惡のないやうにしつ
ける。

二、間食 なるべく軽い味の消化し易いものを、時を定めて少しあ
たへ、次第にこれを廢すやうにする。

第三節 居間

幼兒は活氣があつてたえず活動する、依て常に大人と同室させ
れば、自然にその活動を束縛して發育を妨げる、故になるべくは左
の注意の下に一室を與へ、適當に監督しながら自由に遊ばせる。

一、位置 母の居間に近く、日當りのよい室を選ぶ。

二、様式 なるべく椅子式にして、身體の發育を妨げぬやうにする。

三、設備 玩具・繪畫雜誌・寫眞等を置き、成長するに従ひ、鉛筆・クレヨ
ン・紙等をあたへ、楽しく遊ばせると同時に、知能の發達を助ける。

四、整頓 室内には、棚・押入等をつくり置き、玩具・繪畫等は使用後に

自ら整頓させる。

第四節 睡眠

睡眠は、幼児の休養と發育とに極めて必要である、もし睡眠不足ならば神經過敏、榮養不良等になつて、心身の發育を害する。

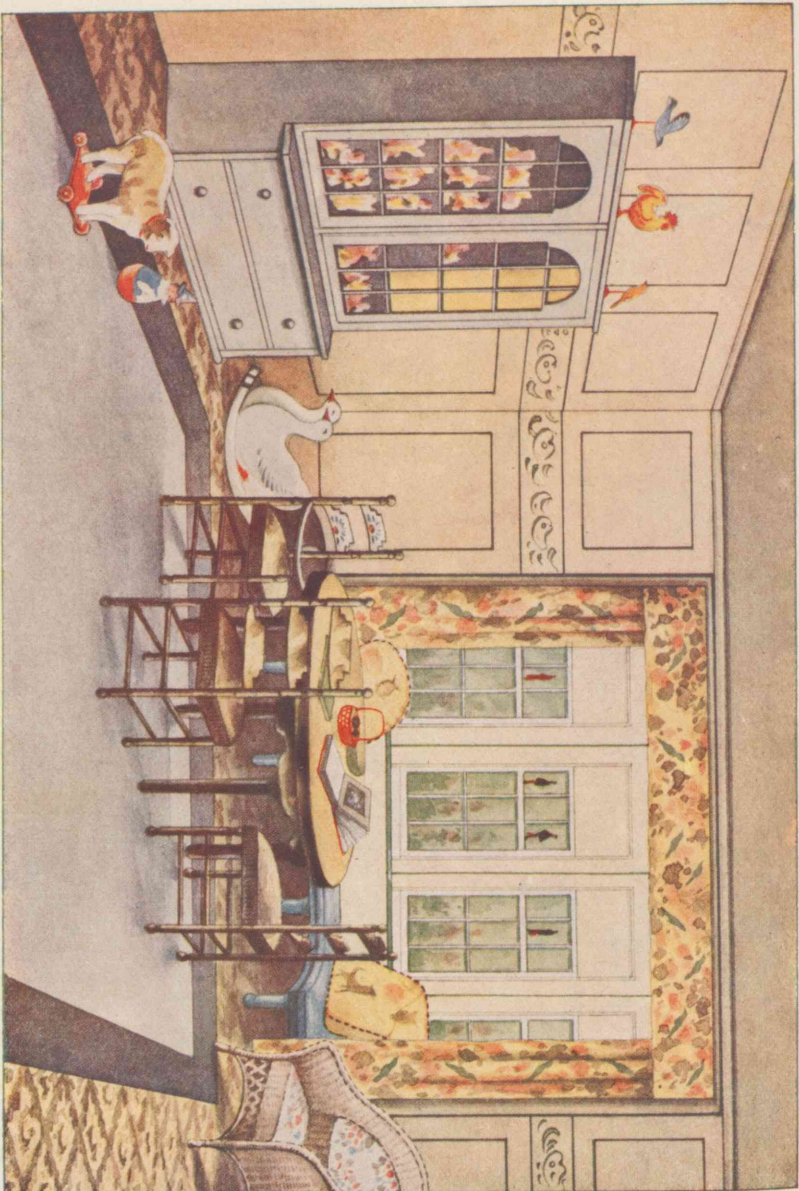
一、時間 (1) 幼児は二歳頃までは晝夜の別なく隨時に眠らせ、(2) 二歳乃至四歳頃は、夜は一二時間位眠らせ、且午前及び午後各一回づつ晝寝をさせ、(3) 五歳か六歳以上では、晝寝を廢し、夜は早く寝て十分に眠らせ、朝は早く起きてよく遊ばせる。

二、獨寢 獨寢の習慣を養ふがよい、添寢は衛生上に害がある。

三、夜具 夜具の選み方、蚤蚊の豫防等は、初生兒に準ずる。

四、睡眠状態 睡眠中に、急に泣き、又は笑ひ、或は顔をゆがめなどするものは、胃腸又は腦に異状があるためだから、醫師に相談して適當な手當をする。

第三編第五章第三節衣服・睡眠を参照する。

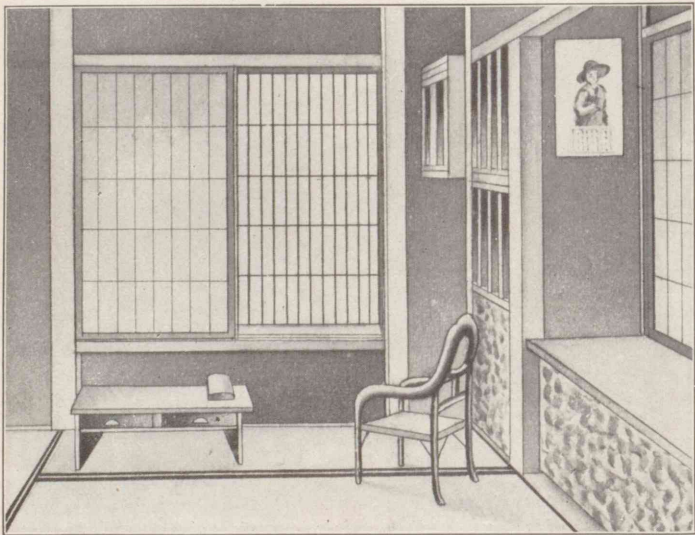
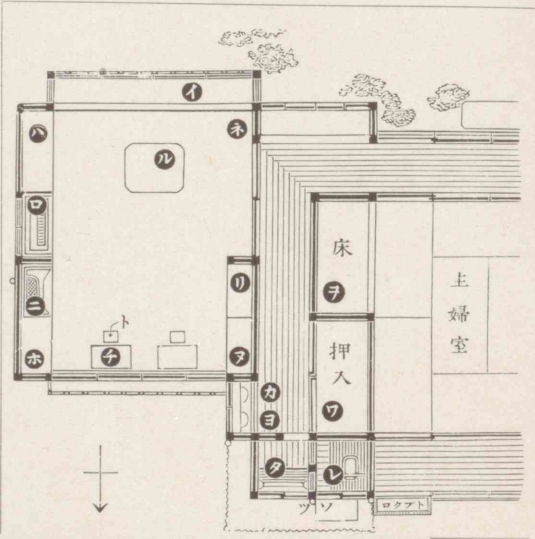


(國米) 室兒小式洋

小兒室平面圖

(六疊) 和洋折衷式 (大阪朝日新聞)

- (イ) 出窓應用ソファアールオルガン上部硝子半窓(ハ)玩具繪本棚
- (ニ) 蓋附暖爐上壁に地圖をかける上棚に時計横壁に日曆寒暖計
- (ホ) をかくホ上、標本手工品棚。下、額面繪掛圖入(ト)椅子(チ)卓
- 子、兩脇カバン算盤掛(リ)上、黑板裏戸棚(廊下より開閉遊
- 戯具入)下、小供學校着簞笥(ヌ)上 戸棚書籍入、下、戸棚
- 傘洋傘入(ル)遊戯用臺机ヲ主婦室床の間(ワ)押入(カ)ヨ洗面所(ク)
- (レ) 便所(ソ)溜(ツ)臭氣拔(ネ)箆込鏡



同上一の隅を見たる圖

小兒室側面圖

(大版朝新開) 和洋折衷式 (六疊)

東
南
西
南
東
北

一 天井空氣拔
二 簾込欄間
三 窓掛
四 摺硝子障子
五 出窓式ソフ
六 ア
七 採光窓
八 玩具繪本棚
九 紙屑入
十 オルガン腰掛
十一 採光窓
十二 オルガン

トヘホニハロイ南

欄間繪
鏡
引戸口
袋戸棚
日課表
書棚

ワヲルヌリチ

畫用紙
裏戸棚
學校着箇筒
黑板(裏戸
棚)入口
採光窓

太師
次師
敬子

東
北

一 欄間繪
二 天圖
三 寒地
四 暖爐
五 暖爐
六 日曆
七 標本
八 工品
九 不用品入
十 椅子
十一 摺硝子障子
十二 掛出窓
十三 カバン
十四 卓子
十五 時計

15 14 13 12 11 10 9

(東南)
(西南)
(東北)

第九章 幼児の保育

第一節 心情

幼児の保育は、人の生涯を通じての教養の基となるものであるから、母は至細に注意してこれにあたるべきものである、しかし妄に幼児の心情をため、これを不自然ならしめてはならぬ。

一、徳目

(一) 誠實 誠實は諸徳の本^{モト}であるから、左の注意を以て、幼時からこれを養はねばならぬ。

1、言行に虚偽あらしめるな。虚偽はたとひ悪意でなくとも許すべきものでない。

2、言行に表裏あらしめるな。人前をかざるが如き言行はよろしくない。

過ぎたるは、及ばざるが如し。(古語)

3、虚偽表裏の言行に對する處置は寛嚴その度をこえるな。もしその言行を悔ひたならば、悔ひたることを賞するがよい。

(二)禮儀 「禮儀の正しき人にいやしき人なし」ともいつてゐるから、左の注意を以て、幼時から禮儀をしつける。

1、簡より繁に進む。食事の作法の如き簡単なことから始め、次に朝夕や出入の挨拶等を教へ、次第に複雑なことに及ぼす。

2、一事づつ進む。一事を教へ、これを實行させた後、他事に及ぼす。3、心身發達の程度に伴はせる。強ひて、大人らしい不自然な禮儀をしつけて、幼兒の天真の美をそこなはぬやうにする。

(三)同情 同情は、慈善博愛等の高尚善美な心情の基となる、故に常に弟妹をいつくしみ、老人をいたはり、動物を愛させるなどして、同情心を養ふ。

(四)規律 不規律な生活は、人の一生を誤らせる、故に朝起・食事・就眠

等の時刻を一定してこれを實行させ、規律正しい習慣を養ふ。

二、指導

1、模範を示す。一の模範は百千言の説明にまさるからである。

2、良友を選ぶ。悪友の感化が大であると同様に、良友の感化も亦大であるからである。

第二節 玩具

玩具は、幼兒の心を樂ませ、覺官を練習發達させ、且智徳を啓發する。故に左の注意を以て、これをもてあそばせる。

一、選定

1、智育上効あるものにする。例へば吹けば鳴り、ふれば響き、放てば飛び、工夫によつて變化させ得るものの如きである。

2、徳育上効あるものにする。例へば野卑・殘酷の心を起させるものをさけ、高尚・善美の心を養ひ得るものを選ぶが如きである。

その子を見てその親を知り、その親を見てその子を知る。(古語)
善き人を選び、睦みあへよかし、麻の中なる蓬見るにも。(北條時頼)

玩具の心理的分類

- (一)感覺養成
 - イ、觸覺。オシヤブリ・ゴム人形・磁器人形等。
 - ロ、視覺。風車・風船・旗・望遠鏡等。
 - ハ、聽覺。ガラガラ・喇叭・太鼓・ハーモニカ等。
- (二)智力養成
 - イ、觀察力。茶

棚・茶器・大工
 道具・繪本等。
 口、記憶力。切
 組繪・組立人
 形・イロハ合
 せ等。
 ハ、想像力。積
 木・衣服の着
 せ換へ等。
 ニ、推理力。起
 上り人形・飛
 行機・仕掛玩
 具等。
 (三) 感情意志養成
 イ、同情。人形
 姉妹・犬・兎
 等。
 ロ、美情。錦繪
 千代紙・貼紙
 等。
 ハ、注意力。羽
 子板・射的・輪
 投等。
 ニ、克己力。コ
 ンクラベ・數
 列べ・獨樂遊
 び等。
 男子は男子の特性
 を發達させて男ら

玩具の數例



(一) 持ちて遊ぶもの、(二) 鳴らして遊ぶもの、(三) 飾りて遊ぶもの、(四) 動かして遊ぶもの、
 (五) 似真して遊ぶもの、(六) 工夫して遊ぶもの、(七) 習練して遊ぶもの

3、衛生上安全なものにする。例へば呑込み易いもの、傷つき易いものをさけるが如きである。
 4、經濟上堅牢安價なものにする。何となれば、高價なもの必ずしも玩具として効あるものではないからである。
 5、心身發達の程度に適するものにする。従つて男女の別によつても亦異ならねばならぬ。

二、指導

1、愛用させる。幼兒は無意味に玩具を破ることがあるからである。しかし玩具の構造をしらべ、又は再び組立てんがためならば、強ひて止めるには及ばない。
 2、清潔に取扱はせる。幼兒は無頓着に玩具を汚すことがあつて、衛生上にもよろしくない、故にこれを改めさせねばならぬ。
 3、使用後正しく整頓させる。幼兒は玩具を使用した後、これをす

しく、女子は女子の特性を發達させて女子らしく育てるため、幼少の時から玩具についても注意しなければならぬ。

玩具の年齢による分類。

(一) 仰臥期
風車・風船・旗・デンデン太鼓等。

(二) 安坐期
オシャブリ・ゴム人形・ガラガラ等。

(三) 匍匐期
ゴム人形・磁器人形・動物・太鼓・笛・ラッパ等。

(四) 歩行期
起上り人形・仕掛玩具・船・セルロイド製金魚等。

口、中期

て置くことがあるから、整頓の良習を養ふために、これを一定の場所に整頓させる。

第三節 繪畫手工

幼兒は喜んで繪畫を見、且これを畫き、又好んで紙細工・雛づくり等をする。故にこれを利用して、覺官を練習させ、工夫力を養ふ。

一、選定

1、智育上効あるものにする。例へば機械器具・動植物の寫生・模造・地理・歴史に關する繪畫等の如きものである。

2、德育上効あるものにする。例へば友愛・信義の交りをあらはしたものの、忠臣・孝子・勇夫・節婦を畫いたものの如きである。

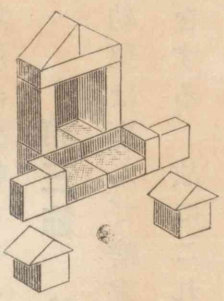
3、心身發達の程度に適せしめることは、玩具に準ずる。

二、指導

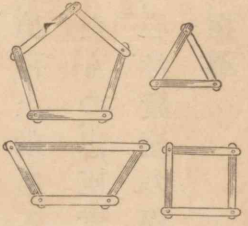
1、簡單なものから始めさせる。さうでなければ、幼兒はこれを畫

動物畫・幼兒
畫・動物標本・
着せ人形・
茶器等。
八、後期
飛行機・羽子
板・射的・輪
投・獨樂・積
木・敷並・貼
紙等。

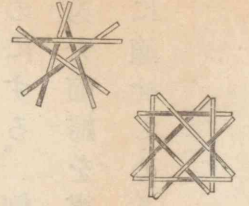
木 積



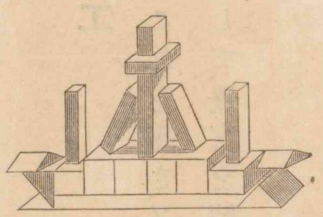
板 連



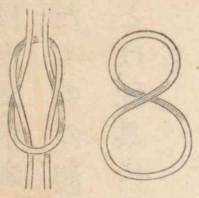
板 組



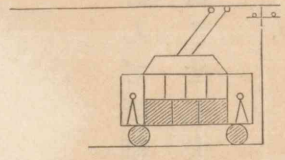
木 積



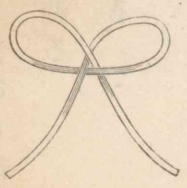
結 紐 置 紐



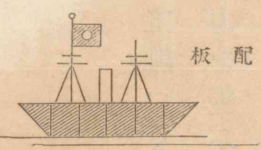
板 配



結 紐



板 配



小 學 生 徒 工 手 實 習

筋肉は多く使用する部分だけよく發育する。人力車夫は、脚部の筋肉が著しく發育し居るが如きである。團體遊戲に於て、徒に勝敗に心を捕はれて、不正なことをするが如きは許してはならぬ。旗遊び、鬼事遊びは男兒に^{マ、ゴト}適し、人形遊び、飯事遊び、羽子突きは女兒に適するが如きである。

き又はつくることができなからである。
2、保存させる。繪畫手工は、これを畫き又はつくつた年月日順に、大切に保存させ、後日のものとくらべさせる。

第四節 遊 戲

活動は幼兒の天性である、故にこれを善導し、元氣よく自由に遊ばせて、心身の發達を助けねばならぬ。

一、選定

- 1、體育上効あるものを主とする。従つて、全身を動かして身體各部の一樣な發達を助けるものを選ぶ。
- 2、德育上にも効あるものにする。従つて徳性を養ふにも効あるものを選ぶねばならぬ。
- 3、心身發達の程度に適するものにする。従つて男女の別にも亦注意しなければならぬ。

はへば立て、立てば歩めの親心。(古語)

不適當な時期の遊戯は、却て健康を害する。

二、指導

- 1、危険のないやうにさせる。歩み始めの幼児を無理に手を引いて歩ませ、又は怪我し易い遊戯などをさせさせる。
- 2、なるべく戸外でさせる。室内は空氣浴、日光浴は不十分だからである。
- 3、適當の時期にさせる。食後直にはげしい遊戯をさせるが如きはよろしくない。
- 4、適度にさせる。男女年齢體質等によつて適度にさせなければ、害があつて益がない。
- 三、幼稚園 幼稚園は、幼児を保育して身體精神を健全に發達せしめ、善良な性情を涵養し、兼ねて家庭教育を補ふ所である。故に幼児が満四歳か五歳に達したならば、幼稚園のある地ではこれに入れ、その保育を受けさせることは、幼児のためによいことである。

第一〇章 兒童の教育

第一節 義務教育

一、就學の義務 我が國民は、滿六歳から滿一四歳までを學齡とし、學齡に達すれば尋常小學校に入學させ、義務教育を受けしめる定めである。學齡に達しても、心身の發達不十分ならば、醫師に相談して、就學を猶豫させることもある。就學及びその猶豫手續は市町村長の指圖に従ふ。

二、通學の心得 義務教育はその程度は低いが、國民必須の教育で、兒童の將來に極めて大切なものであるから、一旦就學した以上は、怠りなく出席して學業をばげむやうに導くことは、保護者の務である。

明治三三年八月二〇日勅令第三四四號小學校令。

第二節 學校との連絡

一、連絡の必要 兒童の學校に居る時間は、一日中僅に五時間か六時間で、その他は家庭に居るものであるから、學校と家庭とは力を合はせなければ、教育の効を完ふすることはできない、これ學校と家庭との連絡を必要とする所以である。

二、連絡の方法

- 1、學校參觀 保護者會、その他の都合のよい時に、なるべく學校に行つて、學習の有様を參觀し、學校長及び受持教師に面會して、學校の教育方針、我が子の成績、長所、短所、指導上の學校の考へ及び家庭の望み等を、互にうち明けて相談する。
- 2、命令通知 學校から兒童に命令し、又は家庭に通知したことは、速に實行させ、又は實行する、もし理解し難いことあらば、學校にその意味を問合せる。

我が子の短所をかくすは、親子清くしてさもあるべきではあるが、これを打明ければ、正すことはできない。

3、復習・豫習 復習・豫習は、適當に監督してこれを行はせ、その學年に相當した指導をする。

4、學用品 學用品は學校の指圖に従つてあたへ、指圖のない時は、なるべく質素で實用的なものを選び、あたへ、贅澤にならぬやうにする。

第三節 朋友・讀物・體育

一、朋友・讀物 朋友との交り、雜誌、雜書等の讀物によつて、兒童の受ける感化は極めて大であるから、特にこれ等に注意して、その選擇・指導を誤まらぬやうにしなければならぬ。

二、體育 身體の健康は人生百般の事業をなす基である、故にこの時期には、盛に戶外運動をさせ、更に進んでは時時郊外運動、遠足等をもさせ、身體を強くし、元氣を盛にし、見聞を廣め、自然美を愛するやうに導く。

第一章 小兒病

第一節 乳兒に多い病氣

乳兒は自ら病氣の容態を告げることができず、又病勢の變化が急であるから、母は常に我が子の健康状態に注意し、もし異状あらば速に手當をしなければならぬ。

ゴノコッケンは淋病菌である。

- 一、初生兒膿漏性結膜炎 生後二日乃至八日間に發する。(1)眼瞼及び結膜は腫れて膿を出し、痛み甚だしく角膜の潰瘍することがある。(2)原因は細菌ゴノコッケンの入つたためである。(3)豫防法は、産湯の時に、二%の硝酸銀液を點眼する。(4)もしこれにかかつたならば、一刻も早く醫療を受けさせねばならぬ。
- 二、乳兒榮養障害 (1)白色の乾燥便惡臭ある粘液便、又は青色の下痢便を通じ、體重は減じ機嫌わるく、元氣はない。(2)原因は、多くは

消化不良は人工榮養の乳兒に多い、これ多くは哺乳過多のため起る、故に泣いても時刻でない時は、妄に哺乳すべきものでない。
哺乳後直に吐乳するのは、哺乳過多であるから、その量を減じ、時を定めず吐乳するのは腹部の窮屈な時に多いから、帶をゆるめ、吐乳に粒を混ずるのは牛乳煉乳の濃いたためであるからこれをうすくし、下痢は過食寒冷等のためであるから、その手當をする。

人工榮養の不適當なためである。(3)速にその原因を去り、適當な天然榮養を與へる。

- 三、消化不良 (1)吐乳下痢青便不眠等を起す。(2)原因は、哺乳が多であつたか、牛乳煉乳のうすめ方が不適當であつたか、又は哺乳器が不潔であつたか、或は哺乳後の注意が悪るかつたかによる。
- (3)故に先づその原因を去り、なほらぬ時は速に醫療を受けさせる。

- 四、驚口瘡 (1)舌及び口内粘膜に白い膜を生じ、次第に齒齦及び咽喉部に達して哺乳し難くなる。(2)原因は、多くは母の乳首哺乳器又は乳兒の口内が不潔のため、細菌オイジウムアルビカンスが入つたためである。(3)故に乳首哺乳器及び口内を清潔にし、速に醫療を受けさせる。

第二節 幼兒に多い病氣

- 一、麻疹 (1)傳染病である、(2)初めは體溫三八度か三九度に昇り、噴

待期療法とは、一定の経過を追つて治療することである。

百日咳は、春秋の季節に多い。

嘔を發し、次で體溫三九五度乃至四〇度に達して發疹し、一日か二日後に體溫は降り、五日か六日後に皮は落ち、八日乃至一〇日後に回復期に入る。(3)待期療法であるから、暖かに安臥させ、結膜炎・中耳炎等起さぬやうに注意する。

二、百日咳 (1)百日咳菌による傳染病である。(2)咳を發すること一週か二週後に、吸氣が笛の音の如き咳に變じ、四週か五週後に次第に減じ、更に二週乃至四週後になほる。(3)豫防法は、病人に近づけず、風を引かせぬやうにし、豫防注射を行ふ。(4)看護法は、病室の換氣をよくし、室溫を一定し、日中の暖かい時刻に室外の新らしい空氣を呼吸させる。

三、腦膜炎 (1)結核性のものは腺病質のものに多く、單純性のものは頭部の外傷・丹毒・肺炎・流行性感胃等から來る。(2)前者は食欲なく、全身だるく、頭痛・嘔吐があり、眠りをむさぼり、病勢進めば痙攣昏

豫後不良とは、病後身體に異狀が残ることをいふ。

直視とは、眼は上方にむきかへつて、白眼をあらはすことをいふ。

睡して死し、後者は惡寒・頭痛があり、めまひを起し、うはごとを發し、いづれも豫後不良である。(3)看護法は病室を靜に且暗くし、頭部に冷罨法を施し、榮養分の多い食物を與へて安臥させる。

四、小兒急癇 (1)眼は直視し、口から泡をふき、全身は強直して卒倒する。(2)蛔蟲又は腸胃・耳鼻内の異物・生齒困難・精神感動・腦病等から來る。(3)發作時には靜に臥させ、帶をゆるめ、腦の充血・貧血・便秘の有無に注意して手當をなし、速に醫療を受けさせる。

五、疫痢 (1)夏秋に多く流行する急性傳染病である。(2)初めは軟便を通じ、次で下痢便を通じ、腹痛・嘔吐があり、發熱四〇度に達して粘液便を通じ、痙攣昏睡して二四時間前後で死ぬことが多い。(3)豫防法は、病人に近づけず、過食や寝冷えをさせぬやうにする。(4)もしこれにかかつたならば、一刻も早く醫療を受けさせる。

六、蛔蟲 (1)飲食物と共に蛔蟲卵が口から胃に入つて孵化し、遂に

小兒病には本節に

示した病氣の外に、痘瘡・猩紅熱・デフテリヤがあるが、第一篇第六章第一節にあるから、本節には省く。

腸に寄生するものである。(2) 多少發熱し、鼻下赤く、鼻孔かゆく、頭痛、腹痛、嘔吐等があり、食欲を減ずる。(3) 故にこれ等の異状あらば驅蟲劑を與へる。

第四篇 家事經濟

第一章 家事經濟の概念

第一節 家事經濟の意義・要旨

一、家事經濟の意義 我等が生活上の慾望をみたすために、種種の物を利用することを經濟といひ、物の効用を價值といひ、價值ある物を財貨といふ。而して國家團體のために營む經濟は國家經濟で、家族團體のために營む經濟は家事經濟である。然るに國家經濟は、財貨の生産分配及び消費を取扱ふが、家事經濟は生産及び分

家事經濟は消費を主とするから、消費經濟といふこともある。

配は家庭を離れて社會の企業となつてゐるから、専ら消費だけを取扱ふ。故に家事經濟とは、我等が家庭生活の安定を保ち、向上を圖るために、財貨を消費し、その價值を利用することである。

二、家事經濟の要旨 生活の安定を保ち、向上を圖るに必要な財貨を得るには、必ず相當の勞力と費用とを要し、その勞力費用の多少は、財貨の種類によつて異なり、又財貨の表はす價值は、消費利用の方法によつて同じでない。依て、我等は家庭生活のために、種種の財貨を消費利用するに當り、最小の勞力費用を以て最大の價值を收めんことを期する、これを經濟主義と稱し、家事經濟の要旨とする。

第二節 家事經濟の特質

家事經濟は一家の經濟ではあるが、國家經濟に連なつてゐるから、その適否は獨り一家の盛衰に關するばかりでなく、直に國家の

國家・府・縣・市・町・村の經濟でも、徵稅負擔力を考へて支出を定めるもので、無條件で支出の必要に應じて徵稅するものでない。同様に家事經濟でも、收入増加の方法を研究實行し、その收入の範圍内で支出を定めるもので、收入増加に無關心で、支出だけを定めるものではない。

消長に關するものである。故に我等は左に示した家事經濟の特質をわきまへ、これを經濟主義に従つて處置し、以て家庭の經濟的基礎を固めなければならぬ。

一、家事經濟は收入に應じて支出を定める。國家・府・縣・市・町・村の經濟は、支出の必要に應じ收入を定めて徵稅するが、一家の收入は、支出の必要に應じて増し難いから、家事經濟は先づ收入を計り、これに應じて支出を定める。

二、家事經濟の收入は、一家の收入の一部を以てこれにあてる。國家・府・縣・市・町・村の經濟は、その全收入をこれにあてるが、家事經濟は一家の收入中から企業に關する費用を差引いた残りを家事費にあてる。

三、家事經濟は、支出を節して貯蓄をする。國家・府・縣・市・町・村の經濟は、財貨を貯へんがためではなく、支出に對して收入を調へるもの

である。然るに家事經濟は、現在の生活を支へるだけではなく、將來の生活のために相當の貯蓄をする。

第三節 家事經濟の改善

一、家族本位の經濟 家族本位の經濟とは、家族の生活を完成することを本位とする經濟である。蓋生活のための慾望滿足の順序は、自然的慾望を先にし、地位的慾望を後にすべきものである。然るに從來の家事經濟は社交本位であつたため、地位的慾望に重きを置き、これに關する多くの家事費を要して、家族の生活をおびやかした傾きがある。故に今後は家族本位に改め、家族の生活完成を主としたならば、家事費を減じて有効に生活し得られる。

二、社會協調の經濟 社會協調の經濟とは、社會公衆と提携して、家事經濟を有利に處置することである。蓋一般の經濟行爲は、その規模の大なるほど有利である。然るに從來の家事經濟は家庭を社

ロッシヤ氏は、慾望を分けて二つとし、生命と健康とを保つに缺くことのできない衣食住の最小限度の慾望を自然的慾望と稱し、社會的地位より來る自然的慾望以上の慾望を地位的慾望と稱したのである。

社會公共の施設には、公設市場、簡易食堂、託兒所、産院、病院、圖書館、公園、電燈會社、ガス會社、上下水道等がある。

會から孤立させたため、多くの家事費を要し、而かもその効果は少なく、經濟主義に合はなかつたのである。故に今後は、社會の公共施設消費組合及び専門分業等を巧に利用したならば、家事費を減じて有効に生活し得られる。

三、財貨消費の進歩 財貨消費の進歩とは、財貨を最も有効に消費して、心身の健全、家庭の幸福、國家の富強を増すことである、このために改善すべきことは左の三つである。

1、正當な慾望 慾望中殊に地位的慾望には、これをみたませば心身に有害なばかりでなく、家庭のためにも國家のためにも不利なものがある、浪費や奢侈の如きはそれである、よつて慾望を吟味して、その正當なものを選ぶのである。

2、適當な財貨 正當な慾望をみたすにも、これに應ずべき財貨には種類がある、たとへば渴をいやすために水、茶、コーヒー又は清

涼飲料のあるが如きである。故に、その價格と性質と價值とを比べて、適當な財貨を選ぶのである。

3、合理的の消費 選んだ財貨を消費するには、その方法の如何によつて、表はれる價值に多少がある、たとへば、等質等量の薪を燃やして水を熱するにも、燃やし方の巧拙によつて、達し得る溫度の異なるが如きである。よつて財貨を消費するには合理的な方法により、その價值の最大量を表はさせるのである。

第二章 財産

第一節 財産の種類

財産とは、人が所有する價格を評定し得べき財貨のこと、有形財産と無形財産とがあり、又有形財産には動産と不動産とがある。一、有形財産 形のある財産である。

財産分類表
第一節に述べた財
産を表示すれば左
の如くなる。

財産
有形財産
不動産
無形財産

1、動産 土地又はその定着物以外のもので、そのまま自由に移動させ得る財産をいふ、貨幣、株券、公債、證券、債券、衣類、家具等の類である。

2、不動産 土地及びその定着物で、形を變ぜずに自由に移動させ得ない財産をいふ、宅地、家屋、田畑、山林等の類である。

二、無形財産 形のない財産で、著作権、出版權、特許權等の類である。

第二節 財産目録

財産は、その何たるを問はず、種類によつて保管運用の方法を異にするから、先づ財産目録をつくつてこれを整理するがよい。

一、様式 目録は、左の箇條をそなへた様式にする。

1、有形財産、動産、不動産、無形財産の區別によつて分類する。

2、有形財産中の動産は、その数が多いから、衣服、食物、住宅、有價證券等の所屬、金屬器、木製器、綿織物類、絹織物類、毛織物類等の種類に

よつて分類する。

3、名稱、數量、價受年月日、拂年月日、備考等の欄を設ける。

二、記入 左の箇條に注意して記入する。

1、文字は正しく明らかに、読み易く記す。

2、數字は位をそろへて見易く記す。

3、備考には形状、品質等の特徴と、受先又は拂先等を記す。

三、利益 目録をつくつて置けば、左の利益がある。

1、財産の増減を知るに便利である。

2、保管運用の方法、豫算の組立、その他の必要に應じ、現在高を調べ

るに便利である。

3、財産を移動させる時に、仕譯をするに便利である。

4、災害等のあつた時に被害を整理するに便利である。

四、例 目録の一例を示せば、左の如くである。

仕譯とは區分のこととて、全財産中の或部分を區分することである。

區別		所屬		種類		名稱		數量		價		受		拂		備		考	
動産		住宅		金屬器		火鉢		五		二五〇〇		昭和二九五				青銅製丸形、菊一商店から買入			
						改良竈		一		八〇〇		昭和三四一				鐵製圓筒形、吉本商店から買入			

第三章 收入

第一節 收入の意義・種類

一、意義 收入とは、或期間内の財貨收得の合計で、家事經濟の基となるものである。

二、收入の種類 收入は、その性質によつて、左の二種に分ける。

1、經常收入 所得ともいふ。收入中で規則正しく確實に、且引續く

がため、これを豫定し得るものである。たとへば財産及び勤勞による收入の如きはそれである。

2、臨時收入 收入中で不規則不確實で、且引續かぬため、これを豫定し得ないものである。たとへば保險受取金・見舞金及び謝禮金の如きはそれである。

三、所得の種類 所得は、その生ずる源によつて左の二種に分ける。

1、財産所得 財産から生ずる所得で、地代・利子等である。

2、勤勞所得 心身の勤勞によつて生ずる所得で、俸給・給料・賃銀・報酬・利潤等である。

第二節 財産所得

一、地代 土地を貸したための報酬で、通常田畑では小作料と稱し、宅地では借地料と稱する。

地代の多少は、(1)小作料では肥沃の程度による生産力の多少、位

俸給は官吏・軍人等の受けるもの、給料は社員・行員等の受けるもの、賃銀は労働者の受けるもの、報酬は辯護士等の受けるもの、利潤は企業家の得るものである。

置による耕作上の便否等によつて異なり、(2)借地料では位置による便益の多少、地形地盤による安全度の如何等によつて異なるが、一般に人口は年と共に増すから、地代は次第に高くなる。

二、利子 實物の損料及び貨幣の金利で、損料には住宅、工場の家賃、機械器具の使用料等があり、金利には元金に對する利率に年利、日歩の區別がある。

利子の多少は、(1)損料では實物の位置、種類、大小、性質、耐久力、生産力等によつて異なり、(2)金利では需要と供給との關係によつて異なるが、一般に貨幣は社會の進歩と共に増すから、金利は次第に安くなる。

かくの如く、地代は次第に高くなり、金利は次第に安くなるから、財産所得の増加をはかるには、貨幣を土地に換へて所有することが有利である。

第三節 勤勞所得

一、俸給 官公吏が國家又は他の公共團體から受ける勤勞の報酬で、その金額は法律規則による地位によつて一定し、經濟界の影響によつて變化を受けぬ。

二、給料 銀行員、會社員等が企業家から受ける勤勞の報酬で、その金額は契約によつて定まり、經濟界の影響によつて變化を受ける。

三、賃銀 勞働者が雇主から受ける報酬で、その金額は時間拂制度と出來高拂制度とに區別して定める。前者は賃銀を一定時間の勞働の報酬として受け、後者は賃銀を一定量の仕事の報酬として受ける。而して、その金額は需要と供給との關係によつて定まり、經濟界の影響によつて變化を受ける。

四、報酬 醫師、辯護士、著述家、美術家等の自由職業者が、その職業によつて受ける報酬で、その金額は顧客に對する勤勞の多少、學識、技

經營費とは地代・
利子・給料・賃銀等
である。

術の優劣、名望の高低等によつて定まる。

五、利潤 企業家が經營せる企業の報酬として受ける利益で、企業の總收入から原料費と經營費とを差引いた残りである。その金額は總收入及び原料費・經營費の多少によつて定まり、巨萬の富をつむ源にもなるが、時としては損失を招く危険もある。

勤勞所得は財産所得と異なり、勤勞者の病氣・死亡等によつて無くなる危険があるから、常に收入を増し支出を減じて貯蓄をなし、以て財産をつくることを心掛けねばならぬ。この意味に於て、婦人は勤儉・節約を行ふと同時に、適當な副業に従事して收入を増すことは、家事經濟上から見ても、國家經濟上から見ても、且又婦人の社會的地位を高める上から見ても、必要である。

第四節 收入の安定

家事經濟上の收入は、その金額が多く、且安定度が大でなければ

ならぬ、而して安定度を大にするには、左の二つの方法がある。

一、收入源を多種多様にすること 收入の源を一種に集めることは危険である、何となれば普通には財産所得は勤勞所得よりも安定だといひ得るが、經濟界の變動、天災地變等のある時は、必ずしもさうでないことがある。又財産所得や勤勞所得中でも、利子とか俸給とかの一種の收入だけならば、その收入の減じた時に、他種の收入を以て補ふことはできぬ。故に收入の源は、財産勤勞の兩種に分け、更にその兩種を土地・家屋・貨幣・俸給・著作権等の多様に分け、更に又貨幣を預金・貯金・信託・公債・株券等に分けることが、最も安全である。かくの如く收入源を多種多様にすることを危険分散主義といふ。

二、勤勞所得者を一家二人以上にすること 收入の一部を勤勞所得に求める場合に、ただ一人だけの所得によらずに、二人以上が、俸

危険分散主義を實
行することは收入
安定の一法である

給給料又は自由職業による報酬等の如く、異なつた種類の勤務によつて所得を得ることは、一方の人の所得の減じた時に、他方の人の所得を以て補ひ得るから、最も安全である。

第四章 支出

第一節 支出の意義・種類

一、意義 支出とは、生活に必要な慾望を満たすために、財貨の価値の一部又は全部を費すことである。

二、種類 支出は、その性質によつて、左の二種に分ける。

- 1、經常支出 生活上必ず繰返しつつ引續き支出すべき、衣服食物、住宅等の如き費用である。
- 2、臨時支出 不時の出來事のため、臨時に支出すべきもので、繰返さず引續かぬ吉凶災害等の如き費用である。

第二節 支出科目

一、科目の分割 家事經濟の支出は、その内容によつて左の如く適當な科目に分ける。

- 1、食物費 食品・調味品・嗜好品等の費用である。
- 2、被服費 衣服・服裝・附屬品・夜具等の費用である。
- 3、住宅費 疊・建具・家具・什器・屋根・垣等の新調費・手入費、又は地代・家賃等の費用である。
- 4、光熱費 照明・加熱に要する電氣・ガス・石油・薪炭等の費用である。
- 5、教養費 教育・修養に要する授業料・學用品・圖書・新聞・雜誌等の費用である。
- 6、衛生費 醫療・衛生等に要する費用である。
- 7、慰安費 心身の慰安に要する觀覽・行樂等の費用である。
- 8、交際費 來客の接待・親戚・知人との往訪・贈答・通信等の費用である。

被服費・公課費等は經常費として毎會計期にこれを見積るが、支出せぬ場合は、準備積立金として預金又は貯金に入れる。光熱費を燃料費とし、教養費を、教育費と修養費とに分つこともある。

- る。
- 9、公課費 國稅府縣稅市町村稅町内組合費等の費用である。
- 10、給料費 雇人使用人の給料賃銀・手當等の費用である。
- 11、豫備費 臨時支出に要する費用である。
- 12、貯蓄費 預金・貯金・保險掛金等の費用である。
- 二、科目の増減 支出科目の定め方は、家庭の事情によつて異なる、人數少くなく簡単な生活の家庭では右に示せる科目を減じ、4 光熱費以下10 給料費までを一括して運用費とするのもその一法である。

第三節 支出費分配率

一、家事費支出總額 一ヶ月の家事費支出總額を、日本協調會が大正一〇年から一一年にかけて、關西地方中流の六九二世帯について調査した結果、及び大阪市社會課が最近に大阪市内下流の世帯

について調査した結果の平均數は、左の通りである。

種 日	世帯人數	
	二 人	三 人
俸給生活者	—	—
勞働生活者	五二・八九	七三・七五
種 日	下 流	中 流
俸給生活者	—	—
勞働生活者	五二・八九	七三・七五
種 日	中 流	上 流
俸給生活者	—	—
勞働生活者	五二・八九	七三・七五
種 日	上 流	中 流
俸給生活者	—	—
勞働生活者	五二・八九	七三・七五

支出總額は、収入の多少、土地の情況、物價の高低、及び一家の事情等によつて異なるのは當然である。

二、支出費分配率 家事費の各支出科目の分配率を、日本協調會が大正一〇年から一一年にかけて、全國の各地に亘る六五一世帯について調査した結果によれば、月收五〇圓乃至三〇〇圓の家庭に於ては左の通りである。

月 收	科 目							
	職 業	食物費	住宅費	被服費	教養費	保健費	交際費	公課費
五〇圓以下	俸給生活者 勞働生活者	三三・七 四二・〇	一九・三 一七・五	三三・七 六・七	一・七 二・七	三・七 二・六	一四・六 六・三	〇・四 一・七

表中の數字は、月收に示せる金額の全部を家事費に充てるものとして、

各支出科目の割當金額の一〇〇分比%を示したものである。

金額	俸給生活者	労働生活者
五〇圓乃至一〇〇圓	三〇・七五	三三・六一
一〇〇圓乃至一五〇圓	二六・〇〇	三二・八三
一五〇圓乃至二〇〇圓	二四・三四	二六・四八
二〇〇圓乃至二五〇圓	二〇・五六	二四・二五
二五〇圓乃至三〇〇圓	二〇・九	二四・八〇
三〇〇圓乃至三五〇圓	一八・三三	一七・三三
三五〇圓乃至四〇〇圓	一六・五〇	一六・五二
四〇〇圓乃至四五〇圓	一五・二二	一五・二二
四五〇圓乃至五〇〇圓	一四・八三	一四・八三
五〇〇圓乃至五五〇圓	一三・五	一三・五
五五〇圓乃至六〇〇圓	一三・五	一三・五
六〇〇圓乃至六五〇圓	一三・五	一三・五
六五〇圓乃至七〇〇圓	一三・五	一三・五
七〇〇圓乃至七五〇圓	一三・五	一三・五
七五〇圓乃至八〇〇圓	一三・五	一三・五
八〇〇圓乃至八五〇圓	一三・五	一三・五
八五〇圓乃至九〇〇圓	一三・五	一三・五
九〇〇圓乃至九五〇圓	一三・五	一三・五
九五〇圓乃至一〇〇〇圓	一三・五	一三・五

これによれば、(1)収入が増せば食物費の分配率は減ずるが、(2)住宅費・被服費の分配率は殆ど變らず、(3)教養費の分配率は増すことが知られる。又俸給生活者と労働生活者とを比べれば、(1)食物費の分配率は、前者は後者よりも少なく、(2)住宅費の分配率は、殆ど變らず、(3)被服費・教養費の分配率は、前者は後者よりも多い。

更に月収一〇〇圓乃至一五〇圓の家庭に於ける、地方別の支出各科目の分配率を示せば左の通りである。

地方	職業	食物費	住宅費	被服費	教養費	保健費	交際費
九州	福岡縣	二六・五六	一六・六九	一七・三三	四・八〇	三・五五	九・〇六
	長崎縣	四一・八九	一六・三三	一四・二三	二・三三	二・三三	八・三三
中國	岡山縣	二六・二六	一三・〇五	一七・六六	六・九	四・八	九・一六
	広島縣	三〇・九	一五・七	一四・〇	六・六	三・〇	八・三
關西	大阪府	二六・四四	二・三五	一五・〇九	三・三	三・七	七・七四
	兵庫縣	三・四四	一八・三	一五・六三	三・〇	三・五	六・八五
東海	静岡縣	二五・九三	一五・七七	一七・七五	五・七	三・〇五	八・〇八
	愛知縣	二九・三三	一三・五四	一九・六	四・三	八・三	七・四〇
關東	東京府	二六・六一	二二・三〇	二二・七〇	三・九六	四・五四	四・三四
	神奈川縣	三・〇八	一九・四	二二・八	三・八九	三・九	八・三
東北	秋田縣	三三・五	一六・九三	一六・八九	四・五四	二・六	二・六
	福島縣	五・七〇	一九・六五	二・二	一・三	〇・九	五・九

これによれば、(1)食物費の分配率は北部及び南部地方の労働者

現今の都會地に於ける生活難の原因は、住居費の多きことによる場合が多い。

が大であり、(2)住宅費の分配率は東京・大阪の如き大都市地方の俸給生活者が大であり、(3)被服費の分配率は東海以西の地方が大であり、(4)教養費の分配率は中國地方が大である。

第五章 收支の調節

第一節 収入の増加

家事經濟は、家庭生活の向上發展をはかるため、なるべく収入を支出よりも多くし、餘財を貯蓄して財産をつくり、以て財産所得を増すことが必要である。このためには収入を増すと共に支出を減じなくてはならぬ。

収入を増すには、經常收入即ち所得を増さねばならぬ、何となれば所得は確實に豫定し得る収入だからである。而して所得を増すには、左の二法がある。

一、財産所得の増加 (1)貯蓄によつて財産をつくると共に、(2)所有財産は、(イ)地代としての小作料、借地料、(ロ)利子としての損料、金利を最も有利に運用する。

二、勤勞所得の増加 (1)俸給、給料及び報酬を増すためには、(イ)知識、技術を練磨し、(ロ)専心職務に従事し、(2)賃銀を増すためには、(イ)作業によく熟達し、(ロ)勤勉勞働に従事し、(3)利潤を増すためには、先見を以て企業を起し、科學的にこれを經營する。

第二節 支出の減少

支出を減ずるには、安價に財貨を買入れると同時に、消費を合理化しなければならぬ、このためには、左の改良が必要である。

一、安價な買入

1、消費組合の加入 財貨は、生産者から消費者に渡るまでの中間の商人を省けば安價になる、故に消費組合に加入して、生産工場

宅廻商人を廢止して即金買出しをすることははいづれの地方でも急務である。

又は卸商店から直接に買入れて分配する。

2、宅廻商人の廢止 財貨を宅廻りの御用聞商人から買へば、品質の良否、價格の高低を他店に比べて、良く且安いものを買ひ難い、故にこれを廢して、直接に信用ある商店又は公設市場等から買入れる。

3、掛買の廢止 通帳で期末拂ひの掛買ひをすれば、商人は金利及び賣倒れを見積るから高價になり、且即金でないため、ややもすれば多くの財貨を買入れて、期末に支拂ひ難くなる、故に買物は掛買を廢して即金にする。

二、消費の合理化

1、限界價値の増大 財貨を消費するには、經濟主義に従ひ、消費量が小で價値が大でなければならぬ、然るに財貨は消費量の増すに従ひ、その各消費單位があらはす價値は次第に減ずる。例へ

ば、渴いて飲む水は、一杯目よりも二杯目が又二杯目よりも三杯目が價値は少ない、この最後の消費單位があらはす價値を限界價値といひ、限界價値が消費量の増すと共に減ずる事實を、限界價値漸減の法則といふ。故に財貨は、一時の消費量をなるべく小にすれば限界價値は大になる。

2、消費作業の合理化 財貨は一時の消費量を小にする外に、消費作業が合理的でなければならぬ、故に使用する機械、器具は、その構造及び作用を理解して最も有利に使用し、消費材料は、その性質及び變化を研究して最も有効にこれを消費する等、總ての財貨が有する價値の全部を發揮させべきものである。

第六章 豫算・決算

第一節 豫算

一會計期の定め方は、家上の主要な収入が、再び繰返して来るまでの期間を以てする、故に都市の俸給・給料生活者は、一ヶ月を一會計期としてゐるが、農家では、農作物の収入は一ヶ年に一回であるから、一ヶ年を一會計期とすることがある、しかし、都市と農村とが會計期の一致せぬことが、經濟上不便だから、近年は農家でも一ヶ月を一會計期とすることが行はれてゐる、この場合には一ヶ年の収入を月割に計算して、一ヶ月の収入にする。

- 一、意義 豫算とは、一定期間内の収入・支出を豫定したものである。この一定期間を會計期といふ。會計期間は通常一ヶ月とし、一ヶ年の収入・支出を月割に計算する。
- 二、必要 支出は収入を超えてはならぬ、もし超えれば負債になる、故に収入を計つて支出を定める、これ豫算の必要な所以である。
- 三、見積 豫算を見積るには、左の心得が必要である。
- 1、参考 前期の豫算表及び決算表を参考し、逐次訂正しつつ次第に完全なものにする。
- 2、収入 収入を、經常収入即ち所得と臨時収入とに分け、出來得るだけ正確に計算する。
- 3、支出 支出を、經常支出と臨時支出とに分け、經常支出は必ず經常収入で支拂ひ、臨時支出も亦なるべく經常収入の残りて支拂ふこととし、臨時収入は貯蓄費に當て、出來得るだけ正確に計算する。

する。

4、分配 家事費を各支出科目に分配する、この際毎會計期に平均に支出せぬ被服費・公課費及び教養費の如きは月割に計算し、支出を要せぬ會計期には、準備積立金として貯蓄し置く。

四、實例 某官吏の一家庭と、某小學校教員の一家庭とに於ける、一ヶ月の豫算を示せば左の通りである。

1、第一例、某官吏の家計(奈良市某氏、家族二人)

収入の部

俸給……………一六〇・〇〇^圓

支出の部

(1)、食物費……………三九二・〇〇^圓(二四・四四%)

米……………八五〇 副食物……………一八〇〇 調味品……………三〇〇

茶菓……………四五〇 バン……………二七〇 牛 乳……………二四〇

(2)、住宅費……………二五〇〇(一五・六三%)

職務費は官吏であるために支出をするが、官吏でない家庭では支出の必要はない。

(3) 光熱費	六〇〇	(三・七五%)
(4) 職務費(國庫納金 <small>コクコナキン</small> 釀金 <small>キョウキン</small>)	二〇〇	(一・二五%)
(5) 小遣費	六〇〇	(三・七五%)
(6) 教養費	一〇〇〇	(六・二五%)
(7) 雜費	三〇〇	(一・八七%)
右經常費小計	九一・一〇	(五・六九四%)
(8) 被服費月割準備金	二六・二〇	(一・六三八%)
(9) 公課費月割準備金	二〇〇	(一・二五%)
(10) 交際費月割準備金	一三・七〇	(八・五六%)
(11) 慰安費月割準備金	二〇〇	(一・二五%)
(12) 器具費月割準備金	三〇〇	(一・八七%)
(13) 豫備費月割準備金	五〇〇	(三・一三%)
右繼續費小計	五一九〇	(三二・四四%)
(14) 基本財産積立金	一〇〇〇	(六・二五%)
(15) 住宅建築費積立金	七〇〇	(四・三七%)

2、第二例、某小學校教員の家計(熊本市某氏家族三人)

右貯蓄費小計	一七〇〇	(一〇・六二%)
總計	一六〇〇	
収入の部		
俸給	七五〇	(四・七五%)
支出の部		
(1) 食物費	一三〇〇	(三〇・六七%)
米	一〇〇〇	
副食品	七〇〇	
調味品	一五〇	
薪	二五〇	
炭	二〇〇	
茶	二〇〇	
菓	二〇〇	
(2) 住宅費	一二五〇	(一六・六七%)
(3) 被服費	一一五〇	(一五・三三%)
(4) 教養費	二七〇	(三・六〇%)
(5) 交際費	六〇〇	(八・〇〇%)
(6) 公課費	〇七〇	(〇・九三%)
(7) 雜費	八六〇	(一四・七七%)

雜費には、光熱費。

衛生費・慰安費・給料費及び豫備費を含む。

(8)貯蓄費……………一〇〇〇(一三・三三%)
總計金……………七五〇〇

五、實行

- 1、豫算は正しく實行することを本旨とする、故に多少の困難に打勝つて、これを實行することに努力しなければならぬ。
- 2、支出した金銭は、受取證を取り置るか、或は判取帳を備へ付けて、これに受取證を記入させる。

第二節 決算

- 一、意義 決算とは、一會計期間内の實際の收入・支出を計算したものである。
- 二、必要 豫算を實行した後は、必ず決算をしなければならぬ、何となれば、家事經濟上の會計は豫算に始まり實行を経て決算に終る、故に決算を缺けば豫算の目的を達することが出来ないからである。

金高一〇圓以上の受取證には一通につき金三錢の收入印紙をはり、判取帳には一冊一ヶ年につき金五〇錢の收入印紙をはる定めてある。

る、これ決算の必要な所以である。

三、方法 決算をするには、左の心得が必要である。

- 1、時期 每會計期末にする。
- 2、計算 收入高と支出高とを計算し、その相互の差及び豫算高に比べた過不足高を算出する。
- 3、處置 決算の結果生じた剩餘金ジョウヨクキ又は不足金は、次節の方法によつて適當に處置する。
- 4、反省ハンキョウ 決算の結果は、必ず反省して、次期豫算の作成及び運用の参考にする。

第三節 剩餘不足處置

一、剩餘 剩餘は、(1)收入が豫算を超した場合及び(2)支出が豫算に達せぬ場合に生ずる、而して決算の結果、剩餘を生じた場合は、左の如く處置する。

1、貯蓄 貯蓄にくりこむ。

2、運用 貯蓄が相當の金額に達した場合は、定期預金・金銭信託等に換へ、或は土地・家屋有價證券等を買ひ入れて利殖リシヨクをはかる。

二、不足 不足は、(1)収入が豫算に達せぬ場合、及び(2)支出が豫算を超した場合に生ずる、而して決算の結果、不足を生じた場合は、左の如く處置する。

1、節約 經常費のため不足を生じた場合は、不足高を次期にくりこし、その期間は忍耐と努力とを以て支出を節し、決算期までに償ふこととし、止むを得ぬ場合に限り豫備費から支出する。

2、補足 臨時費のため不足を生じた場合は、豫備費から支出する、豫備費のない場合は、貯金拂戻ハラヒキマシ・財産賣却等によつてこれを補ふ。
3、負債 企業費の如く返す見込みミコトの確かなもののためには、負債をすることもあるが、家事費のためには、負債をしてはならぬ。

第七章 貯蓄・保険

第一節 貯蓄の必要方法

一、必要 家事經濟に於て、その収入の一部を生活のための現在支出に充てるが、他の一部を未來支出のため、又は所得の源をつくるために貯蓄する。

貯蓄が所得の源となるのは、貨幣を手元に保存せず、(1)預金又は貯金をすれば利子が得られ、(2)公債・社債に應募すれば利子が得られ、(3)株券を買入れれば、利益配當が得られ、(4)土地・家屋を買入れれば、地代・家賃が得られるからである。

貯蓄は、一家のために必要なばかりでなく、國家社會のためにもまた必要である、何となれば、銀行は預金を企業家に貸出して資本化し、株式會社は株券によつて企業資本を求め、以て國家社會の産

九層ユウジュウの臺ダイは累土ルイドより起り、千里センリの行ユキは一步より始まる。(古語)
塵チリは積りて山ヤマとなる。(俚諺)

業の發達を助けるからである。

二、方法 貯蓄は、(1)支出の残りでする方法と、(2)豫め収入の幾分を割いてする方法とがある。前法は節約貯蓄で、後法は勤勞貯蓄である。出來得る限り、この兩法を合せ行ふべきものである。

第二節 貯蓄の種類

- 一、銀行預金** 當座預金・特別當座預金・通知預金・定期預金・貯蓄預金等がある。利率は預金の種類により、又銀行の異なるによつて一定しないが利率の高いことだけを目的とせず、信用ある銀行を選ばねば危険である。
- 1、當座預金** 一回の預金高は一〇圓以上で、利率は低いが何時でも小切手を振出して支拂を求め得る。依て代金支拂に現金取扱を省き得る。
- 2、特別當座預金** 一回の預金高は一〇圓以上で、利率は當座預金

毎月一圓づつ貯蓄した時、年利六分の元利合計表

(年次)(元利合計)	一年	二、二元
	五年	九、九元
	一〇年	一六、〇四
	一五年	二九、〇四
	二〇年	四六、〇三
	二五年	六六、六三
	三〇年	九五、〇四
	三五年	一四七、七
	四〇年	一九二、九
	四五年	二六〇、六
	五〇年	三三〇、七

定期預金の一回の預金高は、大都市の銀行では一〇〇圓以上のところもある。

よりも高く、何時でも預金通帳で拂戻し得る。

- 3、通知預金** 利率は特別當座預金よりも高く、何時でも預金證書で拂戻し得るが、二日か三日前に拂戻の豫告をせねばならぬ不便がある。

- 4、定期預金** 一回の預金高は五〇圓以上で、利率は最も高く、六ヶ月・一ケ年等の期間中は拂戻せぬから、當分不用の金を貯へるに適する。

- 5、貯蓄預金** 貯蓄銀行が取扱ふもので、一回の預金高は一〇錢以上で、何時でも通帳で拂戻し得るから、少しづつの金を貯へるに適する。

- 二、金錢信託** 信託會社が個人に代つて金錢を保管運用し、その收益の中から信託報酬を差引いた残りを利子として拂ふものである。一回の信託金高は五〇〇圓以上で、信託期間は二ケ年以上である、

信託會社は、金錢の外に、有價證券・土地等の動産・不動産の信託をも取扱ふものである。

利率は定めれないが、銀行預金にまさる。
三、郵便貯金 普通貯金、切手貯金、据置貯金等がある。利率は高くないが、政府の事業で極めて安全である。

1、普通貯金 一回の貯金高は一〇錢以上、總金高は二〇〇〇圓で、轉住した時も同じ通帳で預入及び拂戻をなし得る便がある。

2、切手貯金 一ヶ月一圓以内を、五厘一錢二錢の郵便切手で郵便切手臺帳に貼り、一〇錢に達した時郵便局に持参して、普通貯金の如く貯金する。

3、据置貯金 三ヶ年乃至一〇ヶ年間の期間を定めて、拂戻さぬ貯金である。

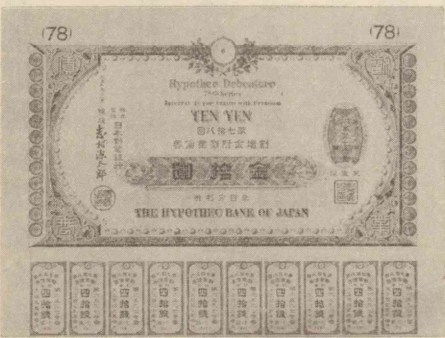
4、郵便年金 一定の金額を預入した後、契約によつて年金の支拂ひを受けるものである。

四、有價證券 公債證書、社債證券、株券等がある。その利率の高低、又

は利益配當の多少、信用の有無等をしらべて買入れなければ不利を招くことがある。

1、公債證書 中央政府又は他の行政廳が、一般公衆から負債をす
 る場合に發行する證書で、國債、地方債の別があり、國債には内債、
 外債の別がある。いづれも一定の利率によつて額面金額に對す

公債 債 株券



る利子を拂ひ、契約の期間後に元金を返す、その利率は多くは郵便貯金よりも高い。

2、社債證券 會社が一般公衆から負債をする場合に交付する證書で、一定の利率によつて額面金額に對する利子を拂ひ、契約の期間後に元金を返す、その利率は一般に公債よりも高いが、安全度は低い。

3、株券 株式會社が株式に對して出資額を證明するために交付する證書で、株數に應じて利益を配當するが元金を返さぬ、配當率は一定せず、經濟界の景況によつて、他の有價證券よりも有利な時と不利な時とがある。

第三節 保險の必要方法

一、必要 保險とは、經濟上同種の危険な事故を感ずる人人が、平素保險會社に掛金をなし、事故の起つた時に、相互救済のため、多數の

加入者が共同してその損害を分擔し、事故當事者は保險金を受取るものである、故に家事經濟上、貯蓄の一種として必要なものである。

二、方法 (1) 保險には、相互保險と請負保險との二法がある。(2) 前法は被保險者が損害を負擔し、後法は保險者が損害を負擔するものである。(3) しかして前法は、保險事業に利益あらば被保險者に利益配當をなすが、後法はこれをなさぬ。

保險は、いづれも契約の保險金額に對する一定の掛金を、一定の期間、一定の時期に拂ひこむもので、一種の強制貯蓄である故に一度加入した以上は、自由貯蓄に比して實行され易い。

第四節 保險の種類

一、人事保險

1、生命保險 (1) 保險會社が、被保險者の死亡又は身上に起る一定

身上に起る一定の事實とは、たとへ

ば養老保険ならば契約の年齢に達した如き事實である。保険會社を選ぶには、單に掛金の少ないことだけを以てせず、その創立年月・資本金・財産状態・組織・社員・營業状態等を調べなければならぬ。

の事實に對して、保険金を支拂ふものである。(2)種類に終身保険と養老保険とがあり、終身保険は被保険者が死亡した時に保険金を受取り、養老保険は被保険者が契約満期の年齢に達した時、又はその年齢に達する前に死亡した時に保険金を受取る。(3)掛金は年齢、保険の種類、掛金拂込方の種類によつて異なる。(4)被保険者に保険金を受取るべき事實を生じた時は、保険金受取人は保険金支拂請求書に他の必要な書類をそへ、保険會社に差出して保険金を受取る。

2、簡易保険 政府の事業で、(1)終身保険と養老保険とがあり、(2)一人の保険金契約高は三五〇圓以内である。(3)加入手續は普通の生命保険よりも簡易である。

3、傷害保険 生命保険に準ずるもので、身體の傷害の程度によつて、契約金額以内の治療費を受取るものである。

二、財産保険

1、火災保険 (1)火災によつて生じた損害及び消防避難の處置によつて生じた損害に對して、保険金を受取るもので、(2)家屋に對する不動産保険と、家財商品に對する動産保険とがある。(3)保険金及び掛金は、家屋、家財、商品の價格、周圍の状況等によつて異なる。(4)保険期限は一ケ年である。(5)保険金を受取るべき事實を生じた時の受取手續は生命保険に準ずる。

2、運送保険 (1)陸上運送保険と海上運送保険とがある。(2)前者は單に運送保険ともいひ、船舶及び積荷の損害を保險するものである。海上保険ともいひ、船舶及び積荷の損害を保險するものである。

第八章 家計簿記

第一節 家計簿記の必要

衣食足つて禮節を知る。(古語)

明鏡によりて形を察し、往古によりて今を知る。(古語)

家事經濟上の會計を家計といふ、これを整理するものは家計簿記で、その主なる利益は左の通りである。

- 1、日日の收支及び残高を明らかにするから、家人に勤勉節儉及び財貨利用の心を起させる。
- 2、金錢の取引關係を明らかにするから、後日の疑ひ又は誤りを生じない。
- 3、過去の收支及び残高を明らかにするから、次期の豫算を定める参考になる。
- 4、物價の變動、財産の増減、家計の消長を知り得るから、家庭日記と共に、自家の歴史を物語る。

第二節 家計簿記の帳簿

一、種類 帳簿の數及び様式は、生計の繁簡によつて異なるべきではあるが、なるべく少數の帳簿で手数を少なくするがよい。

月計表を月末計算表ともいふ。

年計表を年末計算表ともいふ。

1、賄帳 飲食物に關する費用は口數が多いため、先づ一口毎にこれに記し置き、一日分の合計を食物費として日記帳に轉記するものである。

2、日記帳 日日の收支高を一口毎に科目別に記して、その合計と手元残高とを明らかにするものである。

3、月計表 日目の科目別收支高を仕譯して、その合計を日記帳から轉記し、豫算額に比較しながら支出を調節しつつ、月末に至つて累計に達し、剩餘高又は不足高を知るものである。

4、年計表 毎月末の科目別收支高累計及び剩餘高又は不足高を月計表から轉記し、年末に至つて總計に達し、一ヶ年間の生計を知るものである。

二、記入 各帳簿記入の心得は左の通りである。

1、時期 賄帳の支出及び日記帳の收支は、その日その時に記し、日

記帳の仕譯は毎日寝る前に行ひ、月計表の決算は月末に、年計表の決算は年末にする。

2、書體 書體は明瞭・正確に記す。

3、數字 數字は位を揃へて記し、見易く且計算に便にする。

第五篇 家庭管理

第一章 管理の方針

第一節 科學主義

一、設備の完成 家庭管理の効果を大にするには、住宅の設備が完全でなければならぬ。近世に於ける科學の發達に伴ひ、生産分配に關する社會設備は、非常に改良發達をしたが、獨り消費に關する家庭設備は、殆ど改良發達をしないことは大なる缺點である。故

に家事經濟の許す範圍に於て、住宅の設備を改良することが必要である。

二、秩序の規定 設備を完成したならば、更に家庭行事を豫定し、適當に秩序をつけてこれを行はねばならぬ。かくすれば時間も勞力も無益に費やすことなく、生活を有利にすることができる。

三、分擔の確定 家庭の行事は、その數極めて多く、到底一人の主婦がよくなしつくし得るものではない。故に家族及び雇人は、男女・年齢・才能等に應じて適當にこれを分擔し、主婦はその主要部を分擔すると同時に、全體を總括すべきものである。

第二節 人格主義

一、自治と協同 家事を家族及び雇人に分擔させた以上は、分擔者の人格を重んじてこれを自治させ、主婦はこれを總括統一すればよい。

家事は、家族及び雇人に於てこれを分擔自治するのは、元より便宜上のことであるから、必要に應じて互に助け合はねばならぬ。一家は主婦だけでは成立たぬやうに、家事も亦主婦だけでは行ひ得るものでない、故に主婦はこれをよく家族及び雇人に心得させ、自ら先んじて協同の範を示すべきものである。

二、雇人 家庭ではなるべく雇人を使用せずに、主婦自ら家族の助けを得て家事を整理するがよい。もし止むを得ずに雇人を使用するならば、左の注意を要する。

- 1、選定 雇人は、左の要件に従つてこれを選ぶ。
 - (1) 體質 身體強健で、遺傳病・傳染病等のないもの。
 - (2) 性質 從順誠實で、寡言力行のもの。
 - (3) 行爲 節儉清潔等の良習と、禮儀作法のしつけとあるもの。
 - (4) 技能 分擔すべき業務に適する特殊の技能あるもの。

多辯で、家庭内の出来事を細大となしく出入先で話す如きものはよろしくない。特殊の技能とは、

下婢の料理に長じ店員の計算に長ずるが如きをいふ。

小人は養ひ難し、遠ざくれば怨み、近づければ狎る。(古語)

雨あられ雪や氷とへだつれど、融く

2、契約 豫め知人について身元履歴性行等を調べ置き、主婦自ら本人に面接し、左の事項を確かめた上で契約する。

- (1) 勤務休日 分擔業務勤務時間及び定休日等を明示する。
 - (2) 給料爲着 給料高爲着の有無等を確定する。
 - (3) 身元保證人 信ずべき身元保證人を立てさせる。
- 3、勤務 『下女と剪刀は使ひがら』ともいつて、雇人はその使ひ方により如何様にもなり易いものである。故に主婦は、左の心得を以て教へ導きながら勤めさせる。
- (1) 分擔 二人以上の雇人がある場合には、各人の長ずる所に從つて仕事を分擔させる。
 - (2) 指導 恩愛・同情の心を以て親切に教へ導き、何事も喜びはげんで勤めるやうに仕向ける。
 - (3) 監督 人格を尊重し、寛嚴よろしきに従ひ、昔のままの主従關

れば同じ谷川の水。
(識人不知)
通俗教育所・子守
学校・補習夜學校
等のある所では、
本人の希望と家庭
の都合とによつて
これに通學させて
もよい。

係を望まずに、時代に適した態度を以て監督する。

(4)教育 雇人は生涯そのままに終るべき人ではない、故に本人の行末ユツスエを考へ、適當の自由な時間を與へて、讀書・算術等を學ばせ、裁縫・手藝等を教へ、修身・齊家の道を心得させる。

第二章 管理の方法

第一節 家財書類

一、家財

(一)整理 一家の全財産を保管運用することは、家長のつとめであるが、これ等の財産中の衣食住等に關する家財を、主婦は分擔保管するため、先づ左の如くこれを整理する。

1、調査 大掃除・蟲干又は期末等の適當な時期を定めて、目錄に比べて家財を調べる。

2、受拂 必要なものは買入れ、不用なものは廢棄イキする。

3、記入 買入又は廢棄したものは、目錄に記入する。

(二)保存 家財は日常用の外、高價又は珍貴で、再び買求めがたいものもあらう、依て左の如くこれを保存する。

1、取扱 常にこれを愛用する。

2、手入 正當にこれを手入する。

3、整頓 安全な場所に、適當にこれを整頓する。

4、取締 記名し得るものには、氏名を記し、錠前あるものには錠をおろし、鍵は嚴重にこれを保管する。

二、書類

1、書狀 (1)返信すべきもの、(2)保存すべきもの、(3)返信・保存を要せぬものに分類して、當日中に處置する。

2、新聞 参考となる記事には記號をつけ置き、日付順に毎月分を

買主が賣主に代金を拂つた時賣主が買主に渡す受取證は、賣買して代金を受取つたこと、後日二重請求のないことを證するものである。而して賣主が買主に仕拂を求むる權利を債權といひ、債權が或る年月を経て効力を失ふことを時効消滅といふ。

- 毎日行事の例
- 1、朝起。着衣。洗面。頭髮の手入。
 - 2、室内外の掃除。整頓。庭園の手入。
 - 3、神佛の禮拜。
 - 4、朝食準備。朝食及び後始末。
 - 5、出勤。通學。或は稼働開始。
 - 6、買物の裁縫。その他の仕事。
 - 7、晝食準備。晝食及び後始末。
 - 8、讀書。子女の復習豫習。その監督指導。

綴つて保存するか、又は参考記事だけの切抜帳をつくる。

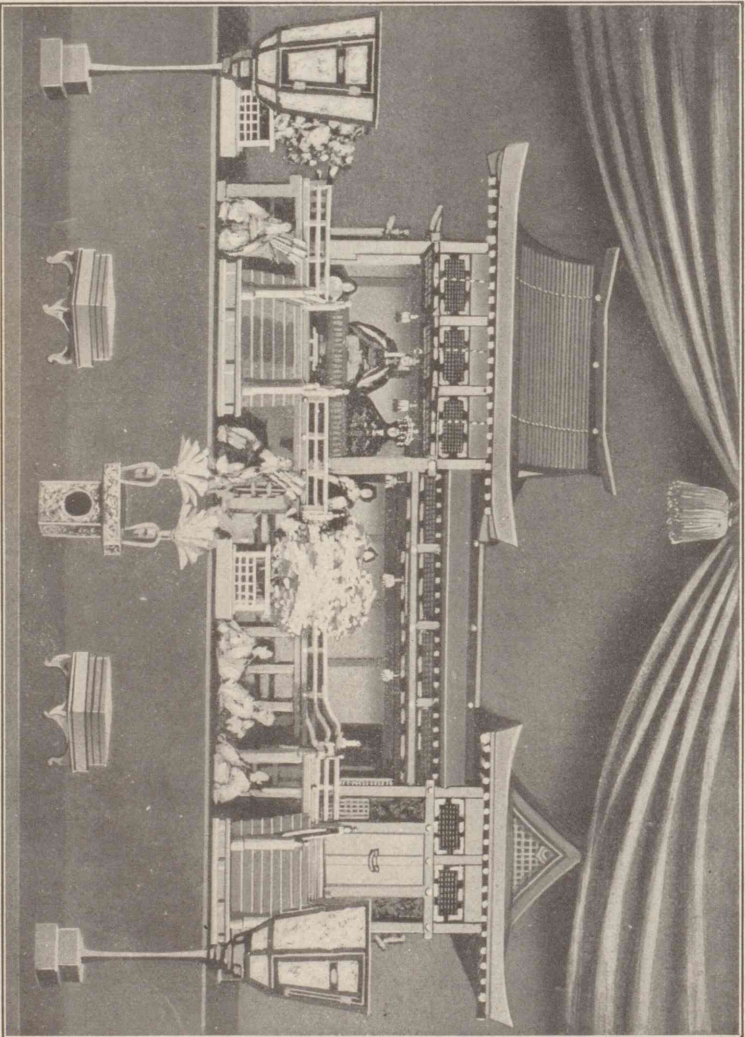
3、受取證 日付順に毎月分を綴り、何年何月分受取證と記した表紙をつけて、債權の時効が消滅するまで保存する。債權の時効消滅期間は、(1)請負人の工事費は三ヶ年間、(2)買物費は二ヶ年間、(3)雇人の給料運賃は一ヶ年間である。

第二節 行事

一、行事の種類 家庭の行事は、社會の風習、自家の慣例を参考してこれを定め、家人は分擔に従つて規律正しくこれを行はねばならぬ。

1、毎日行事 毎日一定の順序に繰返す一家の行事である。

2、毎月行事 毎月一定の日に繰返す一家の行事である。都市に於ける俸給生活者の家庭では毎週行事を定めるのが便利なこともある。



祭 雑

- 9、他の仕事。夕食準備。夕食及び後始末。
- 10、茶話。一家の團欒。
- 11、日記及び家計簿記の記入。一日の反省。
- 12、就寝。
- 毎週行事として、訪問日・面會日・洗濯日等を定める場合がある。
- 1 月行事の例
毎月行事の家計豫算、朔日
- 2、衣類の洗濯及び整理。
- 3、親戚・知人の訪問又は應接。
- 4、集會・公民生活・社會奉仕事項。
- 5、一五日祝、や丁寧な掃除。
- 6、租税・授業料の納付。
- 7、月末・當月の家計決算、及び一ヶ月の反省。
- 1 年行事の例
1 年始。年始のクワイレ。
- 2、廻禮及び接客。大祭日の祝。

3、毎年行事 毎年一定の時期に繰返す一家の行事である。

二、行事の社會的規律 各家庭の毎日行事毎月行事又は毎年行事中、各家庭相互に影響する事項は、社會的規律として次第に一定するやうにしたいものである。例へば食事時刻訪問日・應接時刻・休養日・慰安時刻朝起就眠時刻等の如きはそれである。かくする時は各家庭の人人は、毎日豫定の行事を安らかに進めて行くことを得て、生活の改善を助成することができる。

第三節 交際

一家は孤立して存するものでなく、近くは隣家・親戚に連なり遠くは國家・社會に連なる。故に一家の幸福をはかるには、衣食住等に注意する外に、先づ親戚・知友との交際に注意しなければならぬ。

一、心情禮儀

1、心情 交際は誠實で利己でないやうにする。誠實でなければ

- 3、氏神その他の祭禮
- 4、祖先の祥月命日及び盂蘭盆祭
- 5、五節句誕生日その他記念日の祝
- 6、住宅の手入及び大掃除
- 7、子女の修學に關すること
- 8、更衣期に關する衣類及び夜具類の準備
- 9、衣類、圖書の整理
- 10、中元、歳暮の贈答及び雇人への心附
- 11、新年の準備、忘年会、クリスマス
- 12、年末、年末家計決算、一ケ年の反省、來年度の家計豫算

虚偽表裏があり、利己であれば親切同情の心を缺く、故に久しく他人と交はることはできない。

2、禮儀 禮儀を正しくする。人は心情だけ美しくとも、禮儀が正しくなければ、他人の感情を害し、誤解を招くことがある。従つて友と禮儀亂れば、やがてその友を失ふものである。

二、訪問贈答

1、訪問 人を訪問するには、容儀を整へて禮にかなふやうにし、時刻に注意して早朝食時時刻等をさけ、用談は直に話し出し、長坐せぬやうにし、簡単な用事は玄關先で済ますことにする。

2、贈答 人に物を贈るのは敬意をあらはすためであるから、身分吉凶、餞別、謝恩等の場合に應じて適當に見計らふべきものである。しかし平素の訪問に何時も贈物を持ち行く習慣は、交際を煩はしくするからよろしくない。

三、知友親戚

1、近隣 隣家は最も我が家に近く、互に助け合ふものであるから、朝夕の挨拶はいふまでも無く、時時の訪問、又は吉凶禍福に對する祝儀、見舞、手傳等を怠つてはならぬ。

2、朋友 思慮判断を助け、過を忠告し、喜憂を分ち、艱難を救ふは、親兄弟の外には朋友にまさるものはない、故にその交際を親密になすべきものである。

3、親戚 血姻の續いたものであるから、一層注意して親密に交際し、吉凶禍福の祝儀、見舞、手傳等は、恰も一家のやうに心掛くべきものである。

第四節 公的義務

一、國家 國家に對しては、國體を尊重し、國憲、國法を守り、納税の義務を盡し、一家をあげて應分の奉公を盡すべきものである。

血姻は、血族と姻族とである、血族は、血筋のついた親戚で、姻族は結婚による親戚である。

我國には憲法と種種の法律とがある、これを國憲・國法

といふ。兵役と納税との義務は國民の盡すべき二大義務である。

市町村等の自治體に對しては、よく一家が負ふべき義務をつくり、一家が受くべき權利を保持し、常にその改善發達を助けるやうに心掛けねばならぬ。

二、社會 社會に對しては公德を重んじ、秩序を守り、餘力を以て公衆の便益をはかり、慈善を施し、各種の社會施設の發達を助長し、以てその幸福を増すことを心掛けねばならぬ。

第五節 家庭日記

一家の出來事は、毎日その要領を家庭日記に記し置けば、後日の参考となり、一家の歴史となる。しかしてこれを記すには、左の心得が必要である。

- 1、事項 簡單明瞭に記す。
- 2、程度 文章は普通の人に読み得られる程度に記す。
- 3、書體 書體を正しく記す。

家庭日記帳として印刷販賣するものがあるから、適當のものを買ひ入れるがよい。

已だけ読み得るやうに記した日記は家庭日記としての効はない。

第三章 結論

第一節 家庭の良習

一、勤勉 勤勉であれば、如何なる事業もなしとげ得るばかりでなく、健康を増し、克己の精神を養ひ、獨立の基をもつくり得る。故に朝は早く起きて、當日の家事に着手し、餘力を以て適當な業務に従ひ、又は讀書修養に勉めるがよい。

二、節儉 勤勉でも節儉でなければ家産を保ち難い。故に勤勉であると同時に、奢侈、浪費を省き、勞力時間の節約、廢物利用の方法等を工夫して、家庭のため國家のために節儉の實をあげねばならぬ。

三、清潔 家屋の内外、家具、什器、食物、衣服、身體等を清潔にしなればならぬ。これに衛生上及び禮儀上必要なばかりでなく、子女の教育上に及ぼす効も亦大なるものである。

儉なるは存し、奢れるは失す。(十訓集)

四、整頓 家具、什器を一定の方式によつて整頓することは、保存上及び使用上に便利なだけでなく、家人の心を端正にし、子女の教育上に及ぼす効も亦少なくない。

整頓の仕方を定めた後は、家人にその位置方式を心得させ、必ずこれを亂さぬやうにし、必要に應じて誰でも直に取出し得るやうになし置かねばならぬ。

第二節 善良な家庭

一、平和 一家を齊へるには、平和を以て根本の要件とする。けだし女子はその性質温良で人の心を和らげ得るものであり、主婦として家事を行ふ上に於ては、一家の中心となるものであるから、常に家庭を平和にすることを心掛けねばならぬ。

二、家風 齊つた家には、善良な家風があつて家人を感化し、善良な國家社會の風俗を成すものである。故に、主婦は家長と共に、家人

平和は齊家の根本義である。

久方の月の桂を折るばかり、家の風をも吹かせてしな。(道眞の母)

良醫は國を治し、良婦は家を治す。(古語)

を率ゐて善良な家風を保つことをつとめねばならぬ。

祖先を尊び、祭祀を厚くして敬虔の念を養ひ、長者を敬ひ、幼者を愛して、長幼の序をたてるは、我が國の美風である。されば家庭に於ては、一家の良習をつくと共に、この美風を發揚することを心掛くべきものである。

三、主婦の任務 以上學んで來たことによつて、主婦としての務は、衣食住を調達、整理して家人にその満足を與へ、病人を看護し、老人を奉養してその心身を慰め、子女を教養して國家有用の人となし、家計を整へて一家獨立の基をかため、常に家庭平和の中心者となつて、善良な習慣をつくり、善美な家風を發揚して、家庭生活の安定と向上とをはかり、以て國家社會につくすにすることが知り得られる。

四、女子の本分

女子は相當の年齢に達したならば、嫁して夫の家

(第一例)

賄 帳

この帳には毎日
買入れた度毎に
記入して毎日の
合計をとる。

月	日	摘 要	拂	毎日合計
1	2	茶 600 瓦	1 20	1 20
"	"	ソース 1 瓶	35	1 55
"	5	砂糖 1200 瓦	70	70
"	"	鶏卵 800 瓦	70	1 40
"	7	魚 肉	1 20	1 20
"	9	奈良漬	70	70
"	11	牛肉 200 瓦	50	50
"	"	野 菜	65	1 15
"	13	魚 肉	1 20	1 20
"	"	蜜柑 1 籠	1 30	2 50
"	15	豆腐 2 丁	10	10
"	"	野 菜	1 50	1 60
"	17	牛肉 200 瓦	50	50
"	18	漬 物	1 50	1 50
"	20	菓子 1200 瓦	90	90
"	"	魚 肉	1 20	2 10
"	24	牛肉 400 瓦	1 00	1 00
"	"	野菜洋食材料	3 80	4 80
"	25	蜜柑 1 籠	1 00	1 00
"	31	白 米	17 50	17 50
"	"	味噌醬油	3 50	21 00
"	"	牛 乳	2 40	23 40
"	"	パ ン	2 60	26 00
		食物費合計		46 00

家事新教科書 下巻終

に入り、主婦としてはよく家事を整理し、母としてはよく子女を育て上げ、以て一家の向上・発展をはかるべきは、自然の本分である。實に女子は妻たり母たることによつて、その特殊の使命を發揮することが出来る。されば幼少の時からこれを心掛け、孜孜として學業を上げ、み修養を怠らず、その本分を完ふせんことを期すべきものである。

目錄

一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十
二十一
二十二
二十三
二十四
二十五
二十六
二十七
二十八
二十九
三十
三十一
三十二
三十三
三十四
三十五
三十六
三十七
三十八
三十九
四十
四十一
四十二
四十三
四十四
四十五
四十六
四十七
四十八
四十九
五十

目錄

一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十
二十一
二十二
二十三
二十四
二十五
二十六
二十七
二十八
二十九
三十
三十一
三十二
三十三
三十四
三十五
三十六
三十七
三十八
三十九
四十
四十一
四十二
四十三
四十四
四十五
四十六
四十七
四十八
四十九
五十

(第二例)

日記帳

この帳には收支のある度毎に記入し、更に毎日一回
賄帳から食物費の合計を轉記し、月末に合計をとる。

(1) (2)

月	日	摘要	科目	受	拂	残
1	1	前月より越高		50 20		50 20
"	"	主人名刺交換會費	交際費		50	49 70
"	"	少年雜誌新年號	教養費		60	49 10
"	"	少女雜誌新年號	"		50	48 60
"	"	幼女雜誌新年號	"		60	48 00
"	2	賄帳より	食物費		1 55	46 45
"	3	菓子600瓦	交際費		1 20	45 25
"	5	賄帳より	食物費		1 40	43 85
"	"	日本酒1立	交際費		90	42 95
"	"	小皿10枚	器具費		1 20	41 75
"	7	賄帳より	食物費		1 20	40 55
"	8	半紙半帖	教養費		18	40 37
"	"	習字筆1本	"		10	40 27
"	9	賄帳より	食物費		70	39 57
"	10	靴下半打	被服費		1 20	38 37
"	"	足袋3足	"		1 50	36 87
"	11	賄帳より	食物費		1 15	35 72
"	13	賄帳より	"		2 50	33 22
"	15	女中へ心附	雜費		1 00	32 22
"	"	石鹼2個	"		32	31 90
"	"	齒磨粉1袋	"		15	31 75
"	"	賄帳より	食物費		1 60	30 15
"	16	蜜柑1籠	交際費		40	29 75
"	"	長男授業料	教養費		3 00	26 75
		次頁へ越高		50 20	23 45	26 75

月	日	摘要	科目	受	拂	残
		前頁より越高		50 20	23 45	26 75
1	16	長女授業料	教養費		2 00	24 75
"	"	次女授業料	"		1 00	23 75
"	17	賄帳より	食物費		50	23 25
"	18	賄帳より	"		1 50	21 75
"	20	長女手袋1組	被服費		50	21 25
"	"	次女手袋1組	"		40	20 85
"	"	賄帳より	公課費		2 10	18 75
"	21	所得税・縣稅	租稅費		10 00	8 75
"	"	俸給	勤勞所得	100 00		108 75
"	"	婦人雜誌	教養費		50	108 25
"	"	少女雜誌	"		50	107 75
"	24	賄帳より	食物費		4 80	102 95
"	25	雜誌原稿料	勤勞所得	15 00		117 95
"	"	貯金利子	財産所得	20 00		137 95
"	"	古新聞紙拂下	雜收入	1 00		138 95
"	"	賄帳より	食物費		1 00	137 95
"	28	狀袋及び卷紙	交際費		20	137 75
"	31	賄帳より	食物費		26 00	111 75
"	"	新聞代	教養費		1 00	110 75
"	"	家賃	住宅費		22 00	88 75
"	"	電燈ガス料	光熱費		4 20	84 55
"	"	女中給料	給料費		8 00	76 55
"	"	貯金	貯蓄費		4 00	72 55
		合計		186 20	113 65	72 55

(第三例)

月 計 表

この表には毎日の科目別收支高合計を仕簿して記入し、豫算額と比較しながら支出を調節し、月末に累計と差をとる。

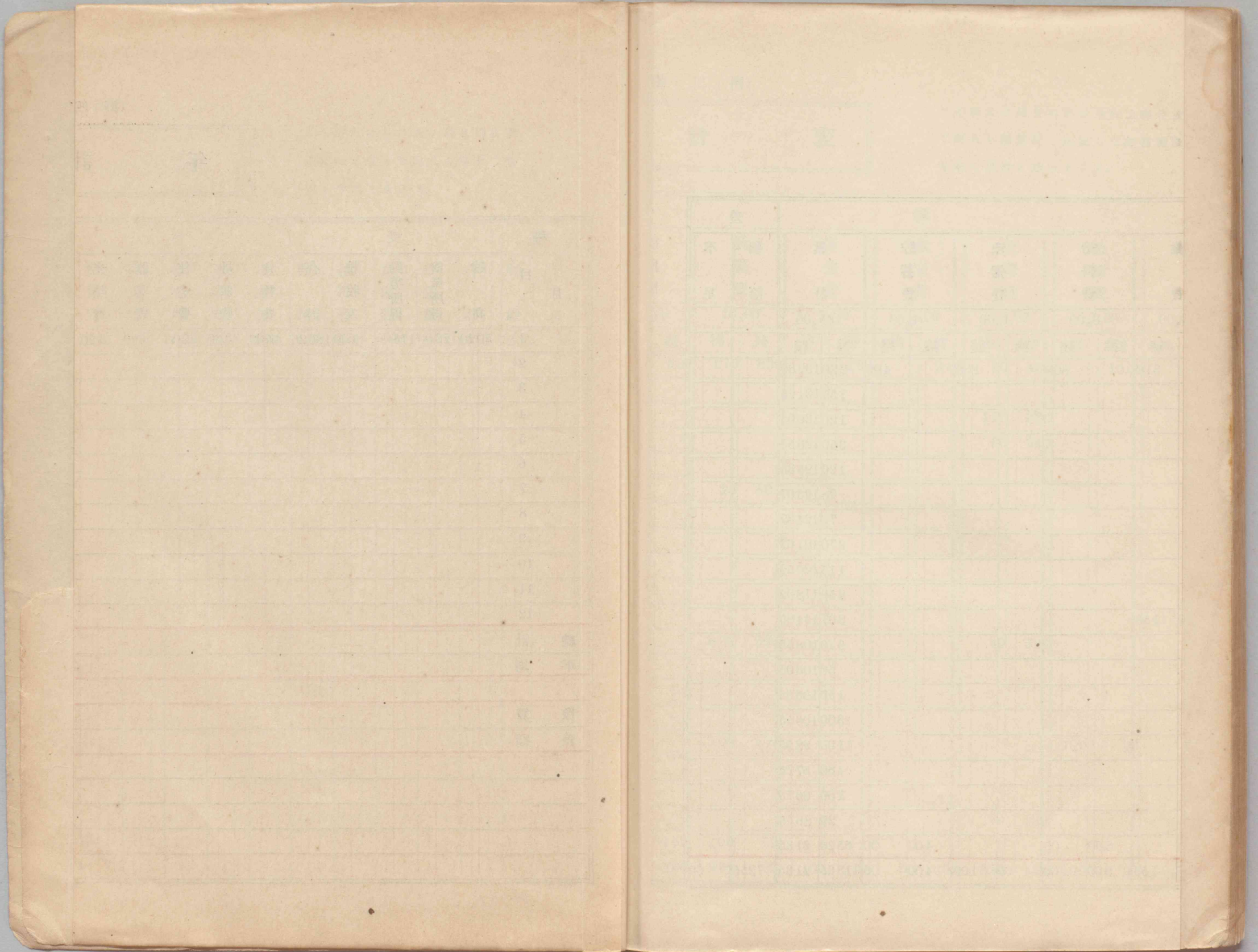
残	拂																				差							
	住宅費		器具費		光熱費		教養費		衛生費		慰安費		交際費		公課費		雑費		給料費		豫備費		貯蓄費		累計		剩除	不足
	拂	残	拂	残	拂	残	拂	残	拂	残	拂	残	拂	残	拂	残	拂	残	拂	残	拂	残	拂	残	拂	残		
00	22.00		3.00		6.00		10.00		1.00		2.00		5.00		10.00		3.00		8.00		1.00		4.00		135.00			
1400		2200		300		600	170	830		100		200	50	450		1000		300		800		100		400	220	13280		
													120	330														
			120	180									90	240														
							28	802																				
1130																	147	153										
													40	200														
							600	202																				
1040																												
													20	180														
	2200	00			420	180	100	02											800	00			400	00	6520	2135		
1040	2200	00	120	180	420	180	998	02	00	100	00	200	320	180	1000	00	147	153	800	00	00	100	400	00	11365	2135	7255	00

(第三例)

月 計 表

この表には
て記入し豫
月末に累計

科 目 日	受					拂																
	越 高	財 産 所 得	勤 勞 所 得	雑 收 入	合 計	食 物 費		被 服 費		住 宅 費		器 具 費		光 熱 費		教 養 費		衛 生 費		慰 安 費		交 際 費
		20 _円 00	115 _円 00		135 _円 00	46 _円 00	14 _円 00	22 _円 00	3 _円 00	6 _円 00	10 _円 00	1 _円 00	2 _円 00	5 _円 00								
1 1	50 20				50 20	46 00	14 00	22 00	3 00	6 00	170 830		100	200	50							
" 2						155 4445																
" 3															120							
" 5						140 4305			120 180						90							
" 7						120 4185																
" 8											28 802											
" 9						70 4115																
" 10							270 1130															
" 11						115 4000																
" 13						250 3750																
" 15						160 3510																
" 16											600 202				40							
" 17						50 3540																
" 18						150 3390																
" 20						210 3180	90 1040															
" 21			100 00								100 102											
" 24						480 2700																
" 25		20 00	15 00	1 00		100 2600																
" 28															20							
" 31						2600 00		2200 00		420 180	100 02											
	50 20	20 00	115 00	1 00	186 20	4600 00	360 1040	2200 00	120 180	420 180	998 02	00 100	00 200	320								



昭和五年十一月二日
 和和正正正正正正正正
 五三三五三二一十八八六五
 年年年年年年年年年年年
 一九一九九八八八八八八八
 月二二一一二二
 二月月月月月月月月月月
 日一廿廿十十九七二廿一十廿
 訂日日日日日日日日日日日
 正訂訂訂訂訂訂訂訂訂訂訂
 去正正正正正正正正正正
 版四三二一
 印版版版版版版版版版版
 刷印印印印印印印印印印

昭和五年十一月六日
 和和正正正正正正正正
 五三三五三二一十八八六五
 年年年年年年年年年年年
 一九一九九八八八八八八八
 月二二一一二二
 六月月月月月月月月月月
 日五廿廿十十九七二廿一十廿
 訂日日日日日日日日日日日
 正訂訂訂訂訂訂訂訂訂訂訂
 去正正正正正正正正正正
 版四三二一
 發行行行行行行行行行行

著作

著作

所

集

大野書店

電話 神田 (25) 一四一四六番
 振替 東京 一四一四六番

電話 四谷 (25) 五五九〇番
 振替 東京 二六八九五番

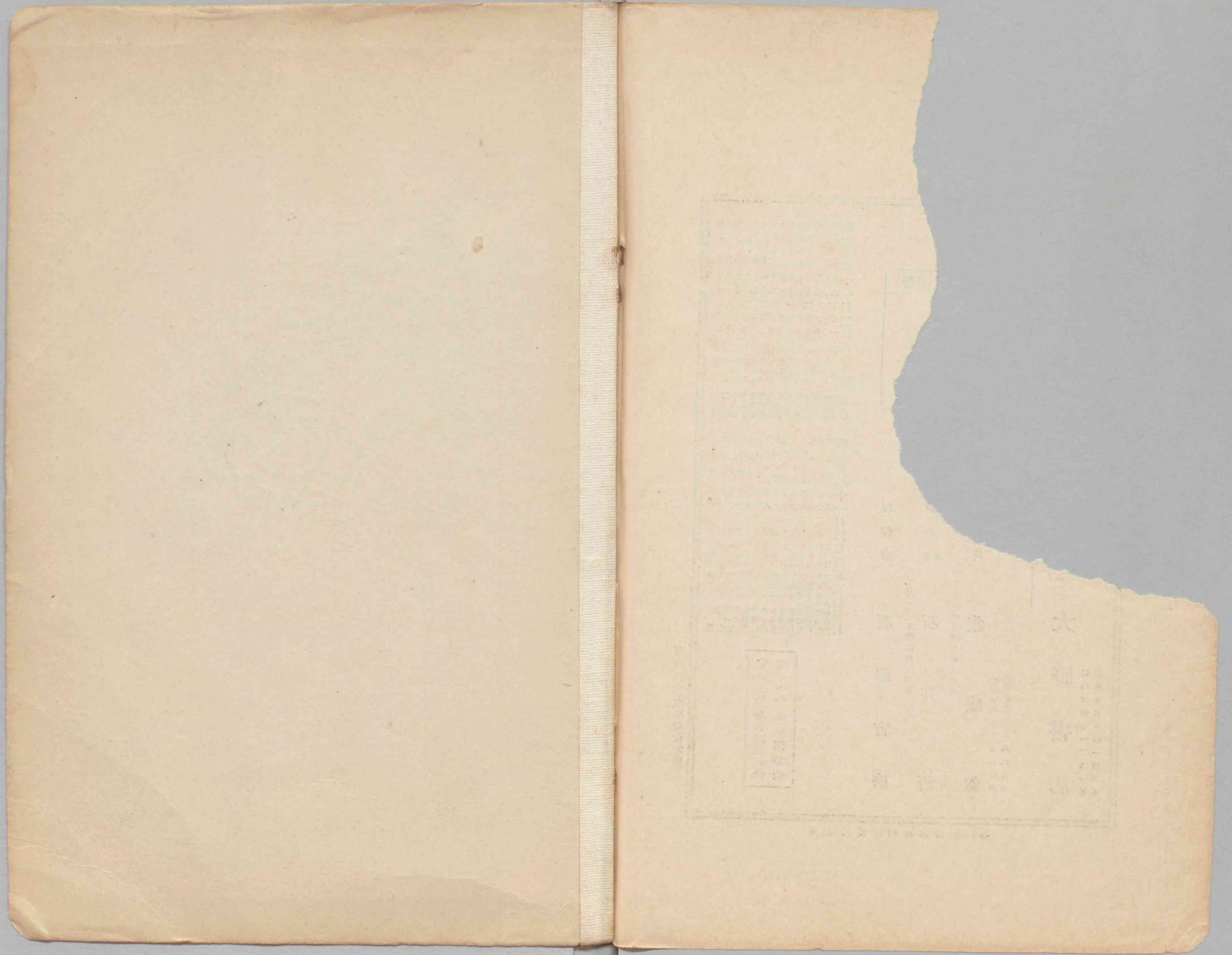
東京市中野區櫻山町三番地
 石井

東京市中野區櫻山町三番地
 石澤吉磨

定價
 上卷 金壹圓拾貳錢
 下卷 金壹圓參錢

昭和五年(家事新教科書)

(刷印社會式株刷印協三京東)



Faint rectangular stamp with illegible text, possibly a library or archival mark. The text is arranged in several lines within a double-line border. A large tear is present on the right side of the page, partially obscuring the stamp.

Small rectangular stamp or mark located within the larger stamp area on the right page.



広島大学図書

2000071965



庫
0
65